

習志野市環境基本計画（素案） （令和7年9月版）

はじめに（市長挨拶）

目次

第 1 章 計画の基本的事項

- 1 計画策定の背景 7
- 2 計画の位置づけ 9
- 3 計画推進の主体と役割 10
- 4 計画の対象範囲 10
- 5 計画期間 10

第 2 章 環境の現状

- 1 習志野市を取り巻く様々な変化 11
- 2 計画の方向性 21

第 3 章 目指す環境像と基本目標

- 1 習志野市が目指す環境像 22
- 2 基本目標 23

第 4 章 施策体系及び施策

- 1 施策体系 24
- 2 施策 26

第 5 章 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

- 1 地球温暖化対策の意義と動向 61
- 2 計画の基本的事項 67
- 3 習志野市における温室効果ガス排出量の現状 69
- 4 温室効果ガス排出量の削減目標等 79
- 5 削減目標の達成に向けた取り組み 82

第 6 章 地域気候変動適応計画

- 1 適応に関する基本的な考え方 90
- 2 計画の基本的事項 92
- 3 習志野市における気候変動影響評価 93
- 4 将来の気候変動影響と取り組み 95

第 7 章 計画の推進

- 1 計画の推進体制 105
- 2 計画の進行管理 107

第 8 章 資料編

Ⅰ 用語集 108

※右上に番号を付した用語は、各ページ下部のほか、用語集に説明を掲載しています。

※図表等に記載の数値は小数点第1位で四捨五入を行っているため、合計値が一致しない、割合の合計が必ずしも 100%にならないなどの場合があります。

※令和 6(2024)年度 環境に関する市民アンケート調査の有効回答数は、グラフ上では「n」と記載しています。

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

本市では、平成 11(1999)年に施行した習志野市環境基本条例に基づき、平成 19(2007)年 3 月に「習志野市環境基本計画」を策定しました。その後、令和 3(2021)年 3 月に改定し、目指す環境像である「谷津干潟をはじめとする自然環境を守り 一人ひとりが持続可能な社会を築くまち 習志野」を実現するために、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

この間、国際的には、令和 3(2021)年～令和 5(2023)年にかけて、IPCC^[1](気候変動に関する政府間パネル)から気候変動に関する最新の科学的知見をとりまとめた第 6 次評価報告書が公表され、産業活動など、人間が行う様々な行動が地球温暖化を引き起こしてきたことは疑う余地がないことが示されました。また、令和 4(2022)年には生物多様性条約第 15 回締約国会議(COP15)が開催され、愛知目標の後継として「昆明・モントリオール生物多様性枠組^[2]」が採択されました。

国内では、令和 6(2024)年 5 月に国の「第六次環境基本計画」が閣議決定され、国民一人ひとりの「ウェルビーイング^[3]/高い生活の質」の実現を目指す方針が示されました。また、令和 7(2025)年 2 月には「地球温暖化対策計画」の改定が閣議決定され、温室効果ガス^[4]を平成 25(2013)年度から令和 12(2030)年度には 46%削減とするこれまでの目標に加え、世界全体での 1.5℃目標^[5]及び 2050 年ネット・ゼロ^[6]の実現に向けた直線的な経路と整合的で野心的な目標として、令和 17(2035)年度、令和 22(2040)年度に温室効果ガスをそれぞれ 60%、73%削減することを目指すことが示されました。

本市においても、令和 4(2022)年に「ゼロカーボンシティ習志野」を表明し、「習志野市地球温暖化対策実行計画」の改定及び「習志野市 SDGs 戦略」の策定を通じ、令和 32(2050)年における温室効果ガス排出実質ゼロの実現に取り組んでいます。

このような本市を取り巻く環境情勢の変化に対応していくとともに、本計画の上位計画に当たる「習志野市基本構想」等の関連計画と整合を図りながら、本市の目指す環境像とその実現に向けた具体的な施策を掲げる新たな習志野市環境基本計画を策定します。

^[1]IPCC…気候変動に関する政府間パネル(Intergovernmental Panel on Climate Change)の略で、気候変動に関する科学的知見を評価し、国際的な政策決定に貢献するために設立された国連の機関。

^[2]昆明・モントリオール生物多様性枠組…令和 3(2021)年に中国の昆明で開催された生物多様性に関する国際会議で採択された新たな枠組みであり、生物多様性の保全と持続可能な利用に係る具体的な目標や行動計画を定めている。

^[3]ウェルビーイング…第六次環境基本計画におけるウェルビーイングは、国民一人ひとりの生活の質や幸福度を向上させることを主な目的としている。

^[4]温室効果ガス…二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)など、地表から放出される熱を吸収して再放出することで、地球の温度を上昇させるガスのこと。

^[5]1.5℃目標…地球温暖化を抑制するために、産業革命前の平均気温からの上昇を 1.5℃以内に抑えることを目指す国際的な目標。

^[6]ネット・ゼロ…温室効果ガスの排出量を削減し、残った排出を相殺することによって、実質的に排出量をゼロにすることを目指す概念。

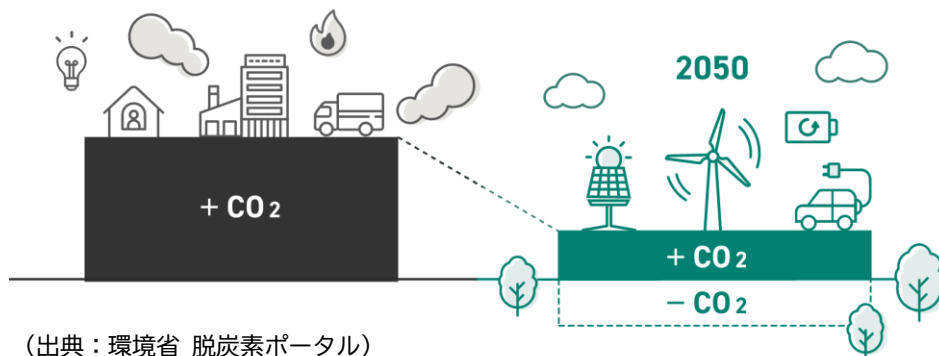
習志野市環境基本条例 第3条 基本理念

- 1) 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。
- 2) 環境の保全は、人の活動による環境への負荷をすべての者の公平な役割分担のもとに、できる限り低減することによつて、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するよう行われなければならない。
- 3) 環境の保全は、生物の多様性が確保され、人と自然が共生できる調和のとれた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。
- 4) 地球環境保全は、地域の特性を活かして、国際協力の見地から積極的に推進されなければならない。

●コラム● カーボンニュートラル

カーボンニュートラルとは、国が令和 32(2050)年までの実現を目指している「温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」状態のことです。

「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。



(出典：環境省 脱炭素ポータル)

https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/about/

また、令和 32(2050)年までのカーボンニュートラルの実現を目指すことを表明した地方公共団体を「ゼロカーボンシティ」と呼び、令和 7(2025)年 3 月末時点では本市を含む 1,161 自治体が表明しています。

参考情報
へのアクセス



環境省
脱炭素
ポータル



環境省
ホームページ

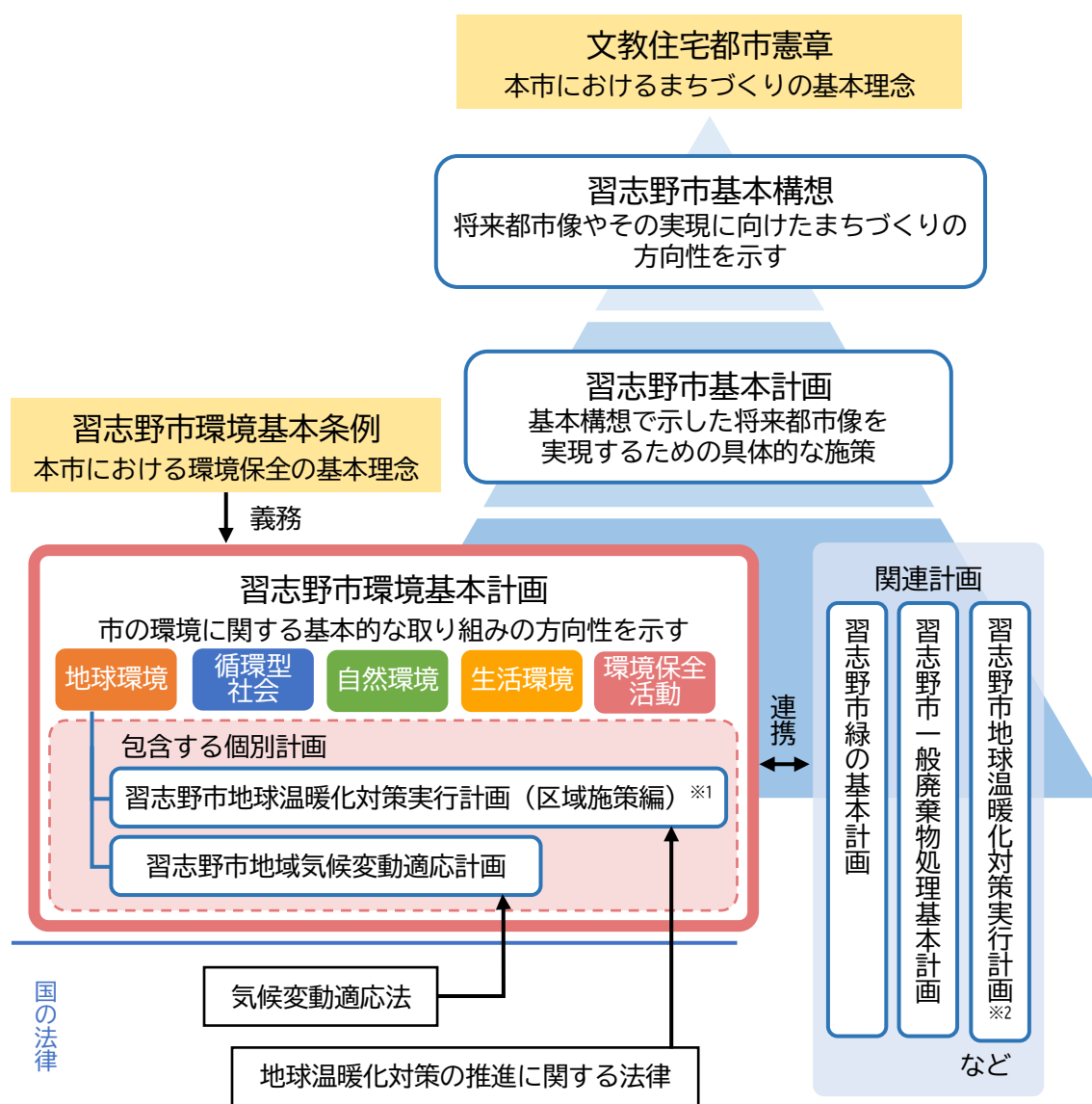


2 計画の位置づけ

本計画は、習志野市環境基本条例に基づき策定するもので、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としています。

また、令和 8(2026) 年を始期とする「習志野市基本構想」、「習志野市前期基本計画」を上位計画として、環境の面から方針を示す環境分野の最上位計画です。

なお、本計画は地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「習志野市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」及び気候変動適応法に基づく「習志野市地域気候変動適応計画」を包含しています。



計画の位置づけ

※1 「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 4 項に基づき策定する、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策に関する計画。

※2 「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 1 項に基づき策定する、地方公共団体が実施している事務・事業について温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画。

3 計画推進の主体と役割

本計画の推進主体は、市民・事業者・市とし、それぞれの役割に応じて個々、または協働により環境に配慮した行動を実践していきます。

4 計画の対象範囲

本計画の対象地域は習志野市全域とし、環境施策を次の5つの分野で捉え、施策を講じていきます。

地球環境

エネルギー、気候変動^[7]

循環型社会

3R^[8]（リデュース、リユース、リサイクル）、廃棄物

自然環境

谷津干潟、生物多様性^[9]、公園・緑地、農地

生活環境

大気、水質・土壌・地盤、騒音・振動・悪臭、有害化学物質、景観・美化

環境保全活動

環境教育・学習、環境保全活動、協働

5 計画期間

本計画の期間は、令和8（2026）年度を初年度として、令和15（2033）年度までの8年間とします。

ただし、社会経済活動の変化や国・県の動きなどに応じ、計画期間の途中年度であっても必要に応じて見直しを検討します。



^[7]気候変動…地球の気候システムにおける長期的な変化で、主に温室効果ガスの排出による地球温暖化が原因となる。

^[8]3R…リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の3つの言葉の頭文字を取ったもので、資源の消費を抑え、廃棄物を減らすための循環型社会を促進するための基本的な考え方。

^[9]生物多様性…地球上に多種多様な生きものが存在し、その一つひとつの生命が個性を持ってお互いにつながりバランスを保ちながら、直接的・間接的に支え合って生きていること。

第2章 環境の現状

1 習志野市を取り巻く様々な変化

本市では、これまで市の環境に関する取り組みの基本的な方向性を示す計画として環境基本計画を策定し、様々な環境施策を積極的に展開してきました。

しかし、計画策定後も「2050 年カーボンニュートラル」に向けた地球温暖化対策の加速化をはじめ、食品ロス^[10]やプラスチックごみ問題^[11]、生物多様性に関する問題意識が高まるなど、本市を取り巻く環境情勢は大きく変化しています。

(1) 国際的な動向

➤ 国連サミットにおける「持続可能な開発目標（SDGs）」の採択

平成 27(2015)年 9 月の国連サミット^[12]

において、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ^[13]」が採択されました。そこに記載された令和 12(2030)年までの国際目標である SDGs^[14]は、エネルギー、持続可能な生産と消費、気候変動への対策、陸や海の生物多様性など、環境分野に関わる目標を多く含み、その他の目標と相互に関連しながら様々な課題の同時解決を目指すものです。

目標達成には、地方自治体による地域の実情に即した取り組みの実施が重要であり、その中でも環境基本計画が果たす役割は非常に大きなものとなっています。



持続可能な開発目標（SDGs）の 17 の目標
（出典：国際連合広報センターホームページ）

https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/

^[10]食品ロス…食品が生産から消費までの過程で、食べられる状態にもかかわらず廃棄されること。

^[11]プラスチックごみ問題…プラスチック製品が使われた後に適切に処理されず、環境中に残存することによって引き起こされる問題のこと。

^[12]国連サミット…国際連合が主催する会議であり、各国の首脳や政府代表が集まり、持続可能な開発、気候変動、貧困削減などの重要なグローバルな問題について議論する。

^[13]持続可能な開発のための 2030 アジェンダ…国連サミットで採択された国際的な行動計画のこと。

^[14]SDGs…持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略で、国連が定めた 17 の目標と 169 のターゲットから成る国際的な枠組み。令和 12(2030)年までに持続可能な社会を実現するための具体的な指針を示す。

➤ 気候変動対策の国際的枠組み「パリ協定」の採択

平成 9 (1997) 年に合意された「京都議定書^[15]」に代わる新たな枠組みを構築するため、平成 27 (2015) 年にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議^[16] (COP21) において、令和 2 (2020) 年以降の新たな法的枠組みである「パリ協定^[17]」が採択されました。「パリ協定」は途上国を含むすべての参加国を対象とする点が画期的であり、平成 28 (2016) 年 11 月 4 日に発効し、日本は同年 11 月 8 日に批准しました。

さらに、令和 3 (2021) 年に開催された国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議 (COP26) では、「産業革命前からの気温上昇を 1.5℃以内に抑える努力を追求する」と明記された「グラスゴー気候合意」が採択されました。日本を含むすべての条約加盟国が温室効果ガス排出削減の取り組みを強化することが必要とされています。

パリ協定における目標

産業革命前からの平均気温の上昇を 2℃より十分下方に保持する。1.5℃以下に抑える努力を追求する。

●コラム● 1.5℃目標の重要性

地球温暖化の影響は 0.5℃上昇するにつれて深刻となり、影響の現れる強さ(強度)及び頻度に明確な増加を引き起こすことが予測されています。

以下に示す様な影響の予測を踏まえ、地球温暖化に係る世界全体での目標値は、パリ協定で当初掲げられた 2℃より低く、1.5℃に抑えていく努力が必要であるという認識が強まっています。

嘉永 3 (1850) 年～明治 33 (1900) 年において 10 年に 1 回発生した事象の変化

平均気温の上昇		1.1℃ (現在)	1.5℃の場合	2℃の場合
極端な高温	強度 ^{※1}	+1.2℃	+1.9℃	+2.6℃
	頻度	2.8 倍	4.1 倍	5.6 倍
農業と生態系に悪影響を及ぼす干ばつ	頻度	1.7 倍	2.0 倍	2.4 倍
	強度 ^{※2}	+6.7%	+10.5%	+14.0%
極端な大雨	頻度	1.3 倍	1.5 倍	1.7 倍

(出典: 第 1 部作業部会報告書の解説資料(環境省)【2023 年 8 月版】)

※1 嘉永 3 (1850) 年～明治 33 (1900) 年で平均して 10 年に 1 回発生する陸域での日最高気温

※2 嘉永 3 (1850) 年～明治 33 (1900) 年で平均して 10 年に 1 回発生する陸域での日降水量

参考情報
へのアクセス



環境省
ホームページ



^[15] 京都議定書…平成 9 (1997) 年に日本の京都で開催された気候変動枠組条約の締約国会議において採択された国際的な合意であり、先進国に対して温室効果ガスの排出削減目標を設定し、平成 20 (2008) 年から平成 24 (2012) 年の間にこれを達成することを求めた。

^[16] 国連気候変動枠組条約締約国会議…気候変動に関する国際的な合意を推進するための年次会議。

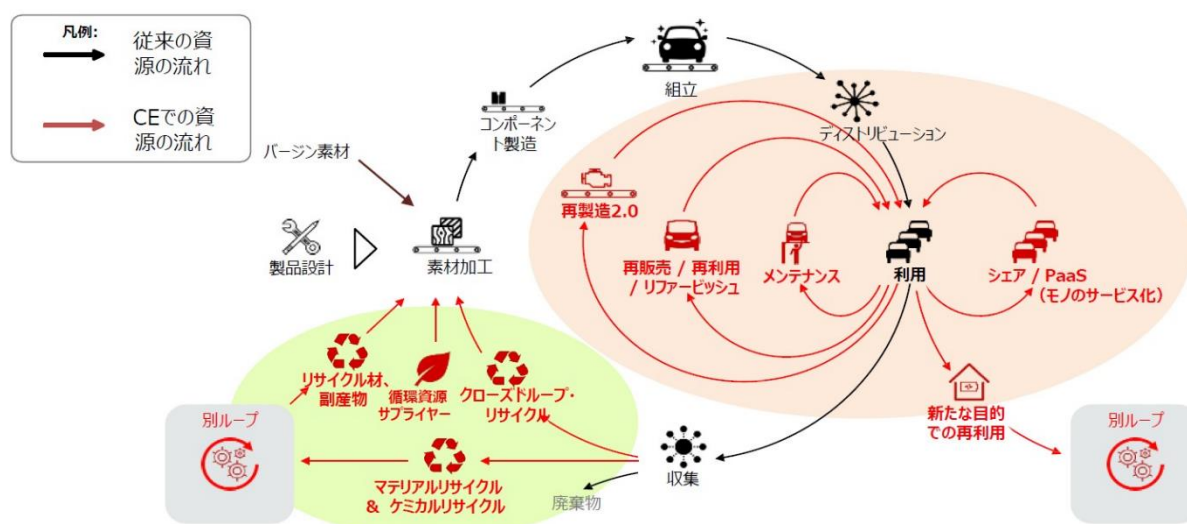
^[17] パリ協定…京都議定書に代わる、令和 2 (2020) 年度以降の気候変動に対する国際的な取り組みを強化するための国際的枠組み。

➤ 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

使い捨てを基本とする大量生産・大量消費型の経済社会活動は、気候変動問題、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の損失など、様々な環境問題にも密接に関係しています。そのため、これまでの「大量生産→大量消費→大量廃棄」という一方通行の経済・社会様式から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行を目指すことが、国際社会共通の課題となっています。

循環経済（サーキュラーエコノミー）とは、モノやサービスを生み出す段階から、リサイクル・再利用を前提に設計すること、また既存のモノを最大限に生かし、できる限り新たな資源の投入量や消費量を抑えることが大きな特徴になります。

循環経済（サーキュラーエコノミー）の実現には、製品を作る企業に加え、消費者である個人等の意識・行動が重要となります。大量廃棄型の社会が引き起こす様々な環境問題への理解を深め、従来の 3R の取り組みに加え、リサイクルしやすい製品の設計やリサイクルした資源の利用などを実践していくことが求められます。



従来の資源の流れと循環経済（サーキュラーエコノミー）の資源の流れ
（自動車産業を例とした場合）

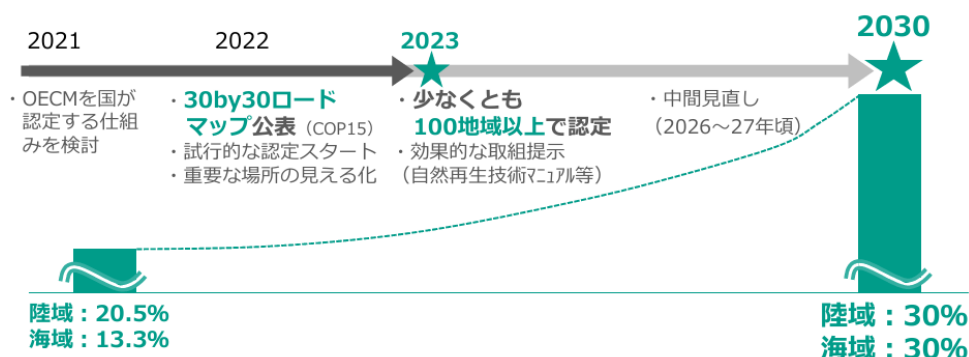
（出典：資源エネルギー庁ホームページ）

https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/circular_economy_01.html

➤ 昆明・モンテリオール生物多様性枠組の採択

令和 4(2022)年 12 月に、生物多様性の保全に関する令和 3(2021)年以降の新たな世界目標として「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択されました。

新枠組では、令和 12(2030)年までのミッションをネイチャーポジティブ^[18](自然再興)とし、そのためのターゲットのひとつとして、日本が特に重視している令和 12(2030)年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保存する 30by30 目標が掲げられました。



30by30 達成までの取り組み

※OECD: 法的に設定された保護地区以外で生物多様性の保全に資する地域のこと。

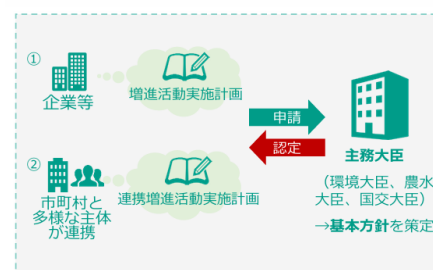
(出典:「30by30 基本コンセプト」(環境省))

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/>

●コラム● 自然共生サイト・地域生物多様性の増進活動

30by30 目標を達成するには、保護地域(国立公園等)のさらなる拡充・管理とともに、民間の取り組み等によって生物多様性の保全が図られている区域を広げていくことが重要です。環境省では、そうした地域を「自然共生サイト」として令和 5(2023)年度から認定を開始しました。令和 6(2024)年度末時点では、全国で 328 か所が認定を受けており、そのうち千葉県内の認定が 11 か所含まれています。

また、自然共生サイトと併せて、企業等による地域における生物多様性の増進(維持、回復または創出)のための活動を促進するため、当該活動に係る計画に認定制度が創設されました。その認定を受けた企業等は、活動内容に応じて、各種法令における手続きのワンストップ化・簡素化といった特例を受けることができます。



(出典:「地域生物多様性増進活動の手引き」(環境省))

https://www.env.go.jp/nature/biodic/act_promo/tebiki.html

参考情報
へのアクセス

環境省
30by30



^[18]ネイチャーポジティブ…自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め、反転させることを指す。

(2) 国の動向

➤ 第六次環境基本計画

現在、世界全体で「持続可能性」をキーワードに、経済・環境・社会の側面から好循環を起こし、人類が繁栄し続けられる状態を生み出すことを目指しています。

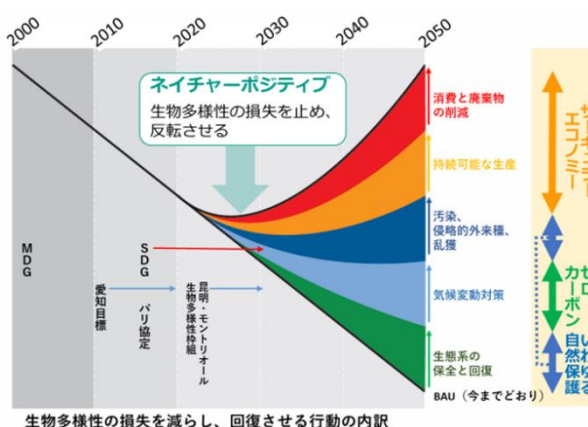
こうした背景を受け、令和 6(2024)年 5 月に閣議決定された国の「第六次環境基本計画」では、環境保全を通じた、現在及び将来の国民一人ひとりの「ウェルビーイング/高い生活の質」を最上位の目的に掲げ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済・社会が成長・発展できる「循環共生型社会^[19]」の構築を目指すことが示されました。

環境とはいわば基盤であり、その上に持続可能な経済社会活動が成り立つことから、環境基本計画は地方自治体の定める計画の中でも重要な位置づけを占めています。

➤ 生物多様性国家戦略 2023-2030

「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の採択を受け、日本は令和 5(2023)年 3 月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」を閣議決定しました。その中では、令和 12(2030)年に向けた目標としてネイチャーポジティブ(自然再興)の実現を掲げており、そのカギとなる 30by30 目標も基本戦略に含まれています。

30by30 目標の達成には、国立公園等における従来の保全のほか、企業や団体等による健全な生態系の確保・自然の恵みの維持回復、自然資本を守り活かす社会経済活動の推進が求められています。



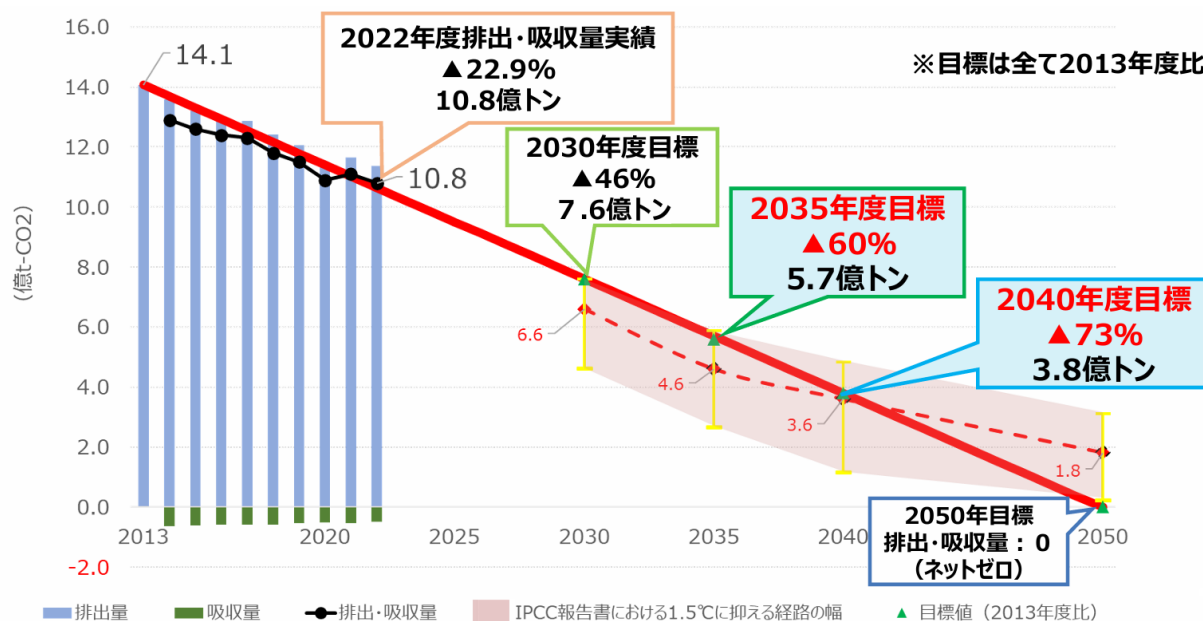
ネイチャーポジティブの概念図
(出典：「生物多様性国家戦略 2023-2030 カラー版冊子」
(環境省))
https://www.env.go.jp/seisaku/list/senryaku_hukyu.html

^[19]循環共生型社会…資源のリサイクルや再利用を重視し、廃棄物を最小限に抑えることで、環境保護と持続可能な経済成長を目指す社会のモデル。

➤ 地球温暖化対策計画

世界全体での 1.5℃目標との整合を図りつつ、2050 年ネット・ゼロの実現に向けた目標を定めた計画として、日本では「地球温暖化対策計画」を改定の上、令和 7 (2025) 年 2 月に閣議決定しました。

計画では、これまでの令和 12 (2030) 年度及び令和 32 (2050) 年の目標に加え、令和 17 (2035) 年度及び令和 22 (2040) 年度の目標及びそれに向けた施策を追加しています。今回の改定では、令和 12 (2030) 年度という最初の目標が近づくなか、従来の目標はそのままに途中年度をより具体化するものとなっています。



(出典：「地球温暖化対策計画の概要」(環境省))
<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html>

➤ 第7次エネルギー基本計画

日本では地球温暖化対策計画と整合する形で「第 7 次エネルギー基本計画」を改定の上、令和 7 (2025) 年 2 月に閣議決定しました。

計画では、省エネの推進によりエネルギー全体での削減は進みつつも、DX^[20]や GX^[21]の進展により電力需要は増加すると見込んでおり、増加する電力需要には再生可能エネルギーや原子力といった脱炭素電源を最大限活用していくとしています。

また、今後のエネルギーに係る方向性としては、徹底した省エネ、電化や非化石転換、再生可能エネルギーの主力電源化が示されており、地方自治体においてもそれに向けた施策展開が求められています。

^[20]DX…デジタルトランスフォーメーション (Digital Transformation) の略で、デジタル技術を活用してビジネスや社会のプロセスを革新し、価値を創造することを指す。

^[21]GX…グリーントランスフォーメーション (Green Transformation) の略で、環境に配慮した持続可能な社会を実現するための変革を指す。

➤ 第五次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会の形成とは、気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等といった環境面の課題のみならず、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化といった社会課題の同時解決につながるものです。日本では、循環型社会の形成を国家戦略として取り組むべき重要な政策課題と捉えており、令和6(2024)年8月には「第五次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定しました。

計画の中で、地方自治体は地域のコーディネーター役として地域の資源循環システムを構築すること、また事業者は製品における環境配慮設計や再生材の利用率の向上などが求められています。

➤ 持続可能な開発のための教育（ESD）

持続可能な開発のための教育（ESD: Education for Sustainable Development）は、人類の開発活動に起因する様々な問題を主体的に捉え、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動です。

「持続可能な開発目標（SDGs）」のターゲットの1つとして位置付けられているだけでなく、SDGsの17全ての目標の実現に寄与するものであり、持続可能な社会の創り手を育成するESDは、持続可能な開発目標を達成するために不可欠である質の高い教育の実現に貢献するものとされています。

日本においては、環境教育等促進法に基づく基本方針の推進、「我が国における「持続可能な開発のための教育（ESD）」に関する実施計画」（第2期ESD国内実施計画）の策定（令和3(2021)年5月）により、あらゆる年齢階層に対するあらゆる場・機会を通じた環境教育及びESDの推進の取り組みが進められています。

(3) 千葉県の動向

➤ 第三次千葉県環境基本計画

千葉県環境基本計画は、平成 8(1996)年に策定された第一次計画をはじめとして、令和元(2019)年に第三次計画が策定されました。第三次千葉県環境基本計画は、「みんなでつくる『恵み豊かで持続可能な千葉』~ずっと豊かで安心して暮らしていける千葉の環境を、みんなのちからで築き、次の世代に伝えていく~」を目指すべき将来像としています。

➤ 2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言

国の掲げる「温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする。」という目標の達成に向けて、千葉県は令和 3(2021)年 2 月に令和 32(2050)年の脱炭素社会の実現を目指す「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」を行いました。宣言では、今後の取り組みとして、県民への情報提供と啓発の充実、千葉県地球温暖化対策実行計画(平成 28(2016)年 9 月策定)に基づく再エネの活用や省エネの促進などに一層取り組み、県民や事業者、市町村と協力し「オール千葉」で一層の地球温暖化対策を推進するとしています。

➤ 千葉県カーボンニュートラル推進方針

「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」や、千葉県が環境保全と経済成長の好循環となるモデルを構築し得る地であることを踏まえ、令和 5(2023)年 3 月に「千葉県カーボンニュートラル推進方針」を策定しました。方針では、2050 年カーボンニュートラルに向けた千葉県としての目指す姿や、県が有する様々な特色やポテンシャルを活用した取り組みの方向性を示しています。

➤ 千葉県地球温暖化対策 2030

平成 27(2015)年に採択されたパリ協定を踏まえ、千葉県では温室効果ガス排出量の抑制に係る計画として、令和 12(2030)年度を目標年度とした「千葉県地球温暖化対策 2030」を平成 28(2016)年 9 月に策定しました。

令和 5(2023)年 3 月の改定では、国の温室効果ガス削減目標及び「千葉県カーボンニュートラル推進方針」を踏まえ、県全体の温室効果ガス排出量について令和 12(2030)年度に平成 25(2013)年度比 40%削減とし、更なる高みを目指すこととしています。

（４）習志野市の動向、市民の意識

➤ 習志野市総合計画

令和 8(2026)年度からの 16 年間を計画期間としており、本市が目指すべきまちの姿（将来都市像）やまちづくりの基本的な方向性などについて示しています。「多彩で豊かな交流が広がるまち 習志野」という将来都市像の実現に向けた 3 つのピースのひとつに「いつまでも住み続けたい『まち』」を掲げており、環境面からの取り組みが必要となります。

➤ ゼロカーボンシティ習志野

習志野市では令和 4(2022)年 6 月にゼロカーボンシティへ挑戦することを表明しました。

各地で頻発する甚大な豪雨・台風災害や猛暑など、地球温暖化によるリスクの高まり、また国による 2050 年カーボンニュートラルの宣言を受け、習志野市でも「習志野市地球温暖化対策実行計画」の改定及び「習志野市 SDGs 戦略」の策定を通じ、2050 年温室効果ガス排出実質ゼロを目指していくとしています。

➤ 人口の推移と将来の見通し

本市の人口は増加傾向にありますが、近年では、世帯の小規模化^[22]が進行しています。また、本市における年齢構成の推移をみると、高齢者人口（65 歳以上）は一貫して増え続けており、年少人口（14 歳以下）及び生産年齢人口（15～64 歳）は一貫して減り続けています。

総人口は、令和 17(2035)年頃をピークに微減傾向に転じると予測されており、少子超高齢化と人口減少が進展していく中、持続可能な財政運営や行政サービスの維持など、様々な課題の解決が求められています。

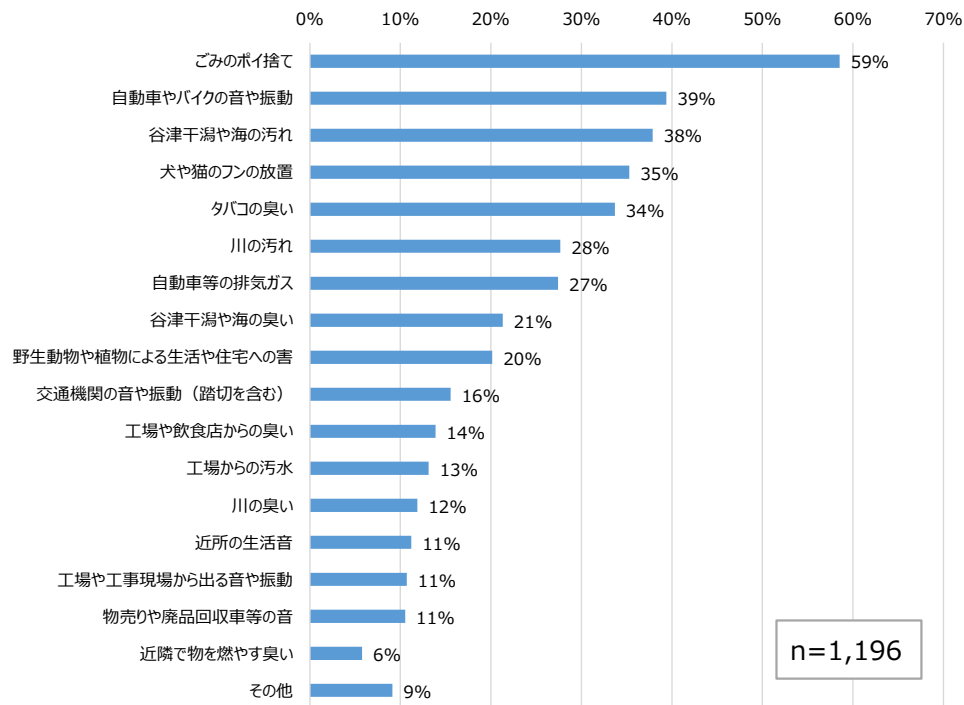
➤ 市民の意識

市民を対象とした環境に関するアンケートでは、「生活の中で気になること」について、「ごみのポイ捨て（59%）」が最も多く、次いで「自動車やバイクの音や振動（39%）」、「谷津干潟や海の汚れ（38%）」が挙げられました。

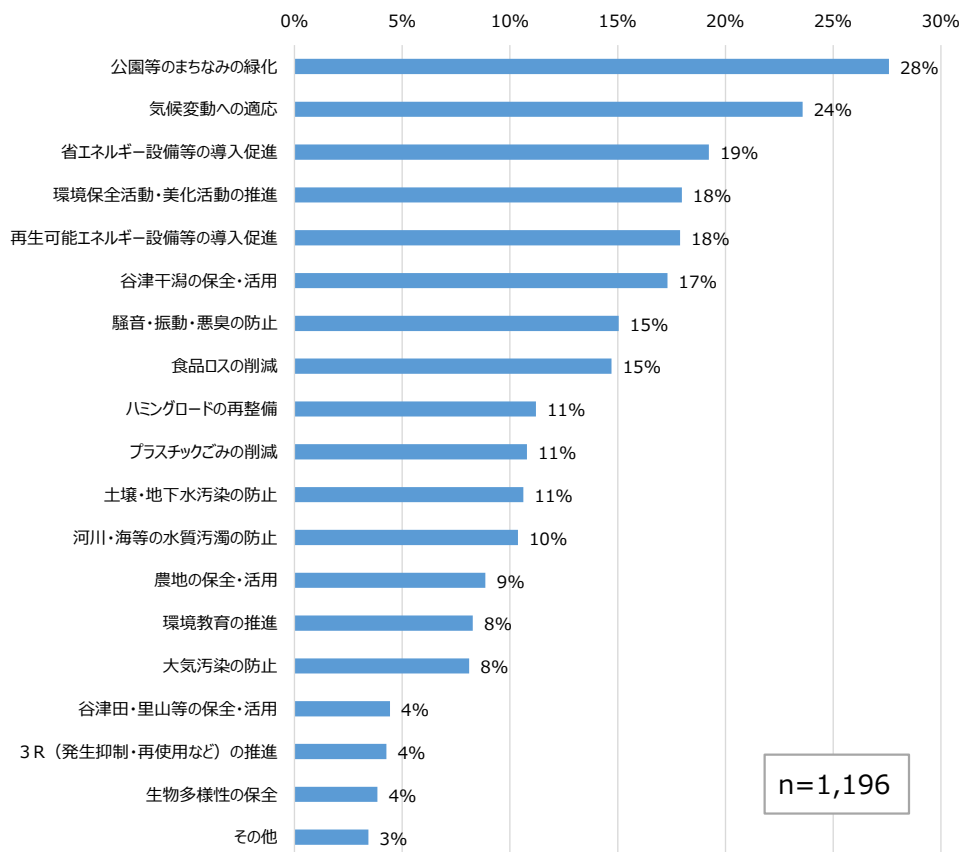
あわせてタバコのポイ捨てを問題視する声も多く寄せられ、ごみのポイ捨て防止に向けたマナーの周知やポイ捨てしづらいまちづくり、また、捨てられてしまったごみの清掃活動の強化などが求められていると考えられます。

また、本市に「優先的に取り組んでほしい施策」については、「公園等のまちなみの緑化（28%）」が最も多く、次いで「気候変動への適応（24%）」、「省エネルギー設備等の導入促進（19%）」が挙げられました。

^[22]世帯の小規模化…1 世帯あたりの人数が少なくなっていることを指し、要因としては未婚率の上昇や晩婚化による大人のみの世帯の増加、高齢化による高齢者の一人暮らしの増加などが挙げられる。



生活の中で気になること
（令和6（2024）年度 環境に関する市民アンケート調査）



優先的に取り組んでほしい施策
（令和6（2024）年度 環境に関する市民アンケート調査）

2 計画の方向性

計画の策定にあたっては、本市の環境の現状や社会の変化、市民・事業者アンケート、庁内ヒアリング、環境保全政策の進捗状況などから課題を抽出し、計画の目標や具体的な施策へ反映しました。

以下の方向性に沿って計画を策定しています。

- 気候変動対策、生物多様性保全対策は、国際動向の大きな変化、国、千葉県の施策に対応するため、本市に求められる役割を果たし、さらなる取り組みを加速する
- 「環境保全」が生活の質・幸福度の向上、ウェルビーイングを実現するという意識を市民・事業者へ定着させ、「環境に良いことは経済・社会にとっても良いこと」という考え方のもと、環境以外の施策の分野とも連携し、計画を推進する
- 本市の特性、市民・事業者の意見を反映した本市の目指す具体的な将来の環境の姿を広く共有し、目標に向けた各主体の取り組みや協働を進めるべく、啓発を図っていく

第3章 目指す環境像と基本目標

1 習志野市が目指す環境像

人と自然の^{ハーモニー}調和

未来へつなげる持続可能なまち ならしの

本市は、習志野市文教住宅都市憲章の理念に則り、習志野市基本構想において、目指すべきまちの姿（将来都市像）を「多彩で豊かな交流が広がるまち 習志野」としています。そしてこの大きな目標を実現するためのピースのひとつに「いつまでも住み続けたい「まち」」を掲げており、その方針としては「日常の環境や暮らしを守る都市基盤の整備」「市民一人ひとりを守る危機管理・安全の確保」「地域の特性を踏まえた機能的な都市の実現」を示しています。

本計画ではこの都市像の達成を目指すとともに、本計画の策定時に市内の高校生、大学生を対象に実施したワークショップにおける意見等を踏まえ、このように「習志野市が目指す環境像」を掲げます。

ワークショップを通じて、若者が望む本市の環境像としては、まちとしての住みやすさや、人と自然の循環を大切に、未来へつなげていきたいという意見が聞かれました。本市の自然環境とは、干潟としては国内で初めてラムサール条約^[23]に登録された谷津干潟をはじめとし、市域の南西部に臨む東京湾や、市域北東部から南西部をつなぐハミングロードと都市公園の緑など、地勢や地域の歴史が折り重なって形成されたものであり、本計画ではそれらの適切な保全・維持を目指していきます。

また、「人と自然の^{ハーモニー}調和」を形づくる上では、脱炭素社会や循環型社会、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現といった世界全体で目指す大きな目標への対応を図りながら、持続可能なまちづくりに努めていくことが必要となります。本市では、人々の利便性や快適性といった「住みよさ」をできる限り維持しながら、市民や事業者の一人ひとりが環境保全への意識を育み、まちとしての発展と緑と水があふれる環境が両立した持続可能なまちをつくり、未来へつなげていくことを目指します。

^[23] 水鳥の生息地である湿地の保全と持続可能な利用を目的とした国際的な条約。

2 基本目標

目指す環境像の実現に向け、本計画が対象とする分野に対応した 5 つの基本目標を定め、施策・取り組みを推進します。

基本目標 1 地球環境

脱炭素社会の実現と気候変動への適応をめざすまち

深刻化する地球温暖化に対し、市民・事業者・市の協働、または国や千葉県との連携により、令和 32(2050)年までに市内の温室効果ガスの排出実質ゼロを達成し、「脱炭素社会^[24]」の実現に貢献するとともに、さらなる自然災害の激甚化等が予測される気候変動への適応を進め、人々が安心して過ごすことのできるまちの実現を目指します。

基本目標 2 循環型社会

ごみの排出を抑え資源を循環させるまち

循環型社会を構築するため、できる限り環境負荷を低減することが必要であり、そのために、ごみの排出抑制が重要となります。市民、事業者がごみの排出者であることを認識し、分別のルールを守ることを徹底することで資源を循環させるまちの実現を目指します。

基本目標 3 自然環境

緑と水の自然環境を大切にするまち

本市の代表的な自然である谷津干潟をはじめとし、緑と水の自然環境を通じて本市に関わる人々や生きものがともに快適に過ごすことのできる、水辺環境と生物多様性の恵みを大切にするまちの実現を目指します。

基本目標 4 生活環境

健康で快適に暮らせるまち

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下、有害化学物質への対応を適切に行うとともに、開発事業等のまちづくりに際した周辺的生活環境への配慮を促すことや、市民等と協力して地域の環境美化活動に取り組むことで、誰もが健康で快適に暮らせるまちの実現を目指します。

基本目標 5 環境保全活動

環境のことを考え行動する人々のまち

現在、生じている様々な環境問題に対応し、良好な環境を次世代へ引き継いでいくため、環境教育・環境学習を通じて一人ひとりの意識を高め、人々が環境保全へ向けて自発的かつ協力しながら行動するまちの実現を目指します。

^[24]脱炭素社会…温室効果ガスの排出を大幅に削減し、最終的にはゼロに近づけることを目指す社会のこと。

第4章 施策体系及び施策

1 施策体系

目指す
環境像

基本目標

施策の柱

人と自然の調和
未来へつなげる持続可能なまち
ならしの
ハーモニー

地球環境

基本目標1

脱炭素社会の実現
と気候変動への
適応をめざすまち

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

施策1

省エネルギー化

施策2

持続可能なエネルギーの導入

施策3

脱炭素なまちづくり

地域気候変動適応計画

施策4

気候変動への適応

循環型社会

基本目標2

ごみの排出を抑え
資源を循環させる
まち

施策5

循環型社会の形成（3Rの推進）

施策6

廃棄物の適正処理

自然環境

基本目標3

緑と水の自然環境
を大切にするまち

施策7

谷津干潟の保全と活用

施策8

生物多様性の保全

施策9

緑と水の保全や創出

生活環境

基本目標4

健康で快適に暮ら
せるまち

施策10

生活環境の保全

施策11

環境美化活動

環境保全活動

基本目標5

環境のことを考え
行動する人々のまち

施策12

環境教育・環境学習

施策13

環境保全活動

施策の方向

①家庭・事業所の省エネルギー化の促進 ②省エネルギー行動の促進
③公共施設における省エネルギー化の推進

①再生可能エネルギーの利用拡大
②自立・分散型エネルギーシステムの構築

①エネルギーを効率的に使う建築物の普及
②環境負荷の少ない交通サービスの確保と利用の促進

①継続的なモニタリング・情報収集 ②適応に関する普及啓発
③気候変動影響への対応

①ごみの発生抑制 ②再使用の促進 ③再生利用の促進

①ごみの適正な排出の促進 ②処理施設の整備・維持管理

①谷津干潟の保全 ②谷津干潟の活用

①生物多様性に配慮したまちづくり ②外来生物への対策
③生物多様性の意識啓発

①緑と水の保全や創出 ②緑や水とふれあう機会の創出

①大気環境の保全 ②水質・土壌・地盤環境の保全
③騒音・振動・悪臭の防止 ④有害化学物質対策の推進
⑤公害苦情への対応

①都市環境の美化と保全

①市民等の環境学習の普及 ②学校における環境教育の推進

①環境保全活動の促進 ②広域的連携の推進

第1章

第2章

第3章

第4章
施策
施策体系及び

第5章

第6章

第7章

第8章

2 施策

本項の構成

本章は、基本目標ごとに「現状と課題」「施策」「指標」の3つの内容により構成しています。

現状と課題

各分野の環境に関するデータや市の取り組み、市民の意識等の現状と、これらを踏まえた課題を示します。

現状と課題

①直近年度は前年度より温室効果ガス排出量が増加

本市の温室効果ガス排出量は、令和3(2021)年度において721千t-CO₂であり、平成25(2013)年度比10.7%減少となりました。コロナ禍における全国的な諸活動の自粛などを背景に、令和2(2020)年度は温室効果ガス排出量が687千t-CO₂まで減少しましたが、社会・経済活動の自粛緩和などに伴い産業部門、業務その他部門などが増加に転じたため、直近の令和3(2021)年度は増加したものと考えられます。

国は令和2(2020)年に、令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」を宣言し、令和12(2030)年度の温室効果ガス削減目標を平成25(2013)年度比46%削減に引き上げました。

また、国の方針を受けて、千葉県においても令和3(2021)年に「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」を行いました。

本市では、令和4(2022)年に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しており、市、市民、事業者がともに「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」に挑戦するとしています。目標の達成に向けては、環境・経済・社会が統合的に向上した持続可能なまちづくりを進めることが求められ、千葉県とともに本市の特徴を踏まえた地球温暖化対策を展開し、中長期的な取り組みを推進していく必要があります。



「2050年ゼロカーボンシティ」の達成に向けて、市内の二酸化炭素削減を一層加速させていくことが必要

施策

施策の概要と具体的な取り組みの内容を示します。

施策

施策1 省エネルギー化

「2050年までに市内の温室効果ガスの排出実質ゼロ」を目指す「2050年ゼロカーボンシティ」の実現に向けて、設備等のハード面及び行動によるソフト面からエネルギーの削減を進め、二酸化炭素排出量の削減につなげます。

また、市は一事業者として市内事業者の模範となるべく、公共施設の脱炭素化を推進します。

取り組み1-① 家庭・事業所の省エネルギー化の促進

■ 省エネルギー設備等の普及促進

- 家庭に向けて、省エネルギー設備等の導入に係る補助制度の実施や、その他、国や千葉県が実施する省エネルギー関連事業等について情報提供を行います。
- 事業所に向けて、国や千葉県が実施する省エネルギー設備等の導入に係る補助制度等について情報提供を行います。
- 市域における省エネルギー設備等の普及に資する取り組みの検討を行います。

指標

施策ごとに、現状から計画目標年度までの進捗を管理するための指標を示します。

指標

施策1の指標

指標	現状値	計画目標値
	令和6(2024)年度	令和15(2033)年度
市域における温室効果ガス排出量	—※1	436.1千t-CO ₂ (平成25(2013)年度比▲46%)※2
公用車(一般車両)に占める次世代自動車の割合※3	5%	32%
住宅用省エネルギー設備等導入に係る補助金交付件数	100件	120件

※1 現状値は本計画策定時における最新値として、令和3(2021)年度721.4千t-CO₂となっている。
※2 「市内の温室効果ガス排出量」の目標値は、令和15(2033)年度時点で把握可能な最新値である令和12(2030)年度値とする。
※3 消防車などの特殊車両を除く一般車両の台数(令和6(2024)年度末時点158台)を母数として算出した。

脱炭素社会の実現と気候変動への適応をめざすまち

- 「2050 年温室効果ガス排出実質ゼロ」の達成に向けて、市内の温室効果ガス削減を一層加速させることが必要
- 気候変動による様々な影響が懸念されるなか、市民が安心して快適に暮らすための適応策を進めることが急務

現状と課題

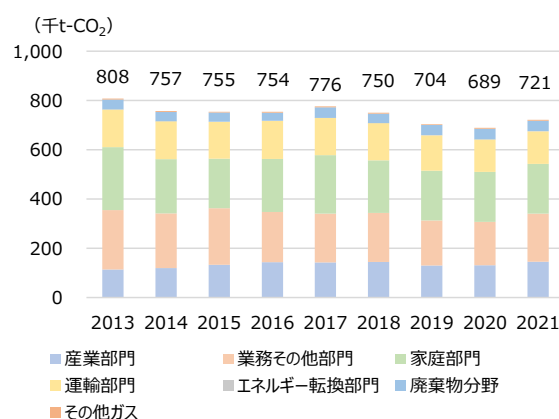
①直近年度は前年度より温室効果ガス排出量が増加

本市の温室効果ガス排出量は、令和3（2021）年度において 721 千 t-CO₂ であり、平成 25（2013）年度比 10.7%減少となりました。コロナ禍における全国的な諸活動の自粛などを背景に、令和2（2020）年度は温室効果ガス排出量が 689 千 t-CO₂ まで減少しましたが、社会・経済活動の自粛緩和などに伴い産業部門、業務その他部門などが増加に転じたため、直近の令和3（2021）年度は増加したものと考えられます。

国は令和2（2020）年に、令和 32（2050）年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」を宣言し、令和 12（2030）年度の温室効果ガス削減目標を平成 25（2013）年度比 46%削減に引き上げました。

また、国の方針を受けて、千葉県においても令和3（2021）年に「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」を行いました。

本市では、令和4（2022）年に「ゼロカーボンシティ習志野」を表明しており、市、市民、事業者がともに「2050 年温室効果ガス排出実質ゼロ」に挑戦するとしています。目標の達成に向けては、環境・経済・社会が統合的に向上した持続可能なまちづくりを進めることが求められ、千葉県とともに本市の特徴を踏まえた地球温暖化対策を展開し、中長期的な取り組みを推進していく必要があります。



市内の温室効果ガス排出量の推移

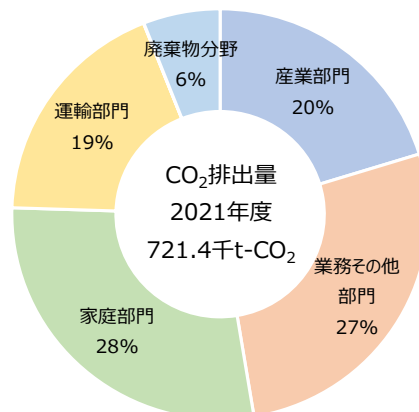


「2050 年ゼロカーボンシティ」の達成に向けて、市内の二酸化炭素削減を一層加速させていくことが必要

②家庭部門、業務その他部門から市内の二酸化炭素排出量の5割以上が排出

市内の二酸化炭素排出量の5割以上は、住宅からなる家庭部門、及び事業所（商店や事務所等）からなる業務その他部門からの排出によるものです。

これらの部門における排出量を削減するには、節電などの行動を中心とした運用面での省エネには限界があり、再生可能エネルギー設備や省エネルギー機器の導入、断熱化による建物への対策が重要です。そのため本市では、住宅における脱炭素化に関する設備等の導入に向けた助成を行っています。



二酸化炭素排出量の部門別割合

なお、再生可能エネルギーの利用では、日照条件のほか、建物の築年数や構造等の耐久面、または賃貸であるなど所有権の問題などにより設備の設置が難しい場合も多いことから、電力契約の切替えによる再生可能エネルギーの利用拡大を図ることも重要です。千葉県では、事業者における再生可能エネルギー由来の電力の利用を促すため、令和7（2025）年3月に「事業者向け再生可能エネルギー電力共同購入支援事業に関する協定」を締結し、取り組みを進めています。

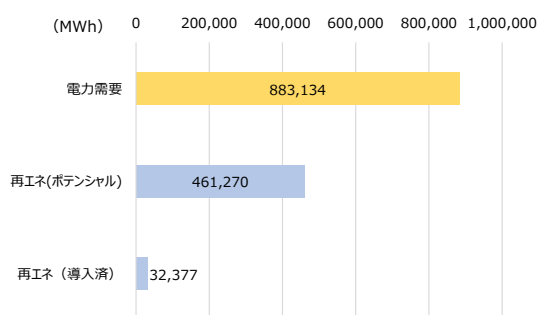


二酸化炭素削減を加速していくには、市民、事業者がライフスタイル、ビジネススタイルを変えていくとともに、建築物の脱炭素化、電力切替等による再生可能エネルギーの利用拡大が必要

③技術革新を注視しつつ、再生可能エネルギーの導入促進が必要

令和4（2022）年度に市内へ導入済みの再生可能エネルギーによる発電量は、同年の電力需要に対して3.7%、市域における再生可能エネルギーのポテンシャル最大限に対して7.0%に留まっており、まだ導入の余地がある状況です。

また、国内ではメタネーション技術^[25]による都市ガスの脱炭素化や、窓ガラスにも使えるペロブスカイト太陽電池^[26]など、脱炭素化に係る革新的技術の開発・研究が進められています。



再生可能エネルギー設備の発電量等の比較
（資料：「自治体排出量カルテ」（環境省）、自治体再エネ情報カルテ（環境省 REPOS）より作成）



「2050年ゼロカーボンシティ」の達成には、効率的なエネルギー利用や不足する再生可能エネルギーポテンシャルを補うために革新的技術の導入が必要

^[25]メタネーション技術…二酸化炭素(CO₂)と水素(H₂)を反応させてメタン(CH₄)を生成するプロセスであり、再生可能エネルギーから得られた水素を利用して、温室効果ガスの削減やエネルギーの貯蔵を目的とする。

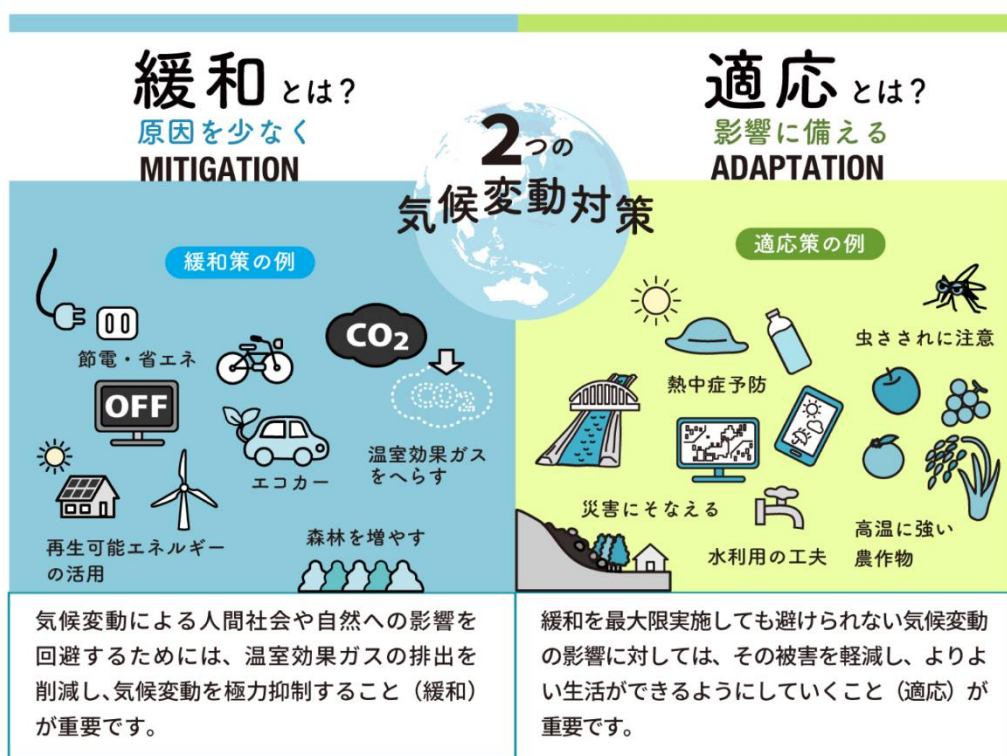
^[26]ペロブスカイト太陽電池…ペロブスカイト構造を持つ材料を使用した新しいタイプの太陽電池である。従来のシリコン太陽電池に比べて軽量で製造コストが低いという利点がある一方、耐久性や長期的な安定性などの課題も残る。

④気候変動の影響は既に生じており、気温上昇に伴い、さらなるリスクの増大が懸念

本市を含む近隣地域の傾向として経年的な平均気温の上昇が確認されているほか、市内では松枯れの発生件数の増加や冬季を含む発生時期の長期化、猛暑による農作物の生育障害の発生などが確認されています。

今はまだ比較的狭い範囲に留まっている影響ですが、このまま地球温暖化が進行すれば、地球温暖化に伴う気候変動に起因すると指摘されている水害や風害等の自然災害の激甚化や、熱中症、感染症等の疾病リスクの増大等により、市民の健康や生活の危機はさらに深刻なものになると懸念されます。

これらに対しては、温室効果ガス排出量を削減する「緩和策」とともに、気候変動による被害を回避、軽減する「適応策」を両輪で進める必要があります。



緩和策と適応策

(出典：気候変動適応情報プラットフォーム)

<https://adaptation-platform.nies.go.jp/tools/illustration.html>



各主体間で適応策への認識を共有し、個々で取れる対策とともに、連携して気候変動に適応した強靱なまちづくりを進めることが必要

施策

施策1 省エネルギー化

「2050年までに市内の温室効果ガスの排出実質ゼロ」を目指す「2050年ゼロカーボンシティ」の実現に向けて、設備等のハード面及び行動によるソフト面からエネルギーの削減を進め、二酸化炭素排出量の削減につなげます。

また、市は一事業者として市内事業者の模範となるべく、公共施設の脱炭素化を推進します。

取り組み1-① 家庭・事業所の省エネルギー化の促進

■ 省エネルギー設備等の普及促進

- 家庭に向けて、省エネルギー設備等の導入に係る補助制度の実施や、その他、国や千葉県が実施する省エネルギー関連事業等について情報提供を図ります。
- 事業所に向けて、国や千葉県が実施する省エネルギー設備等の導入に係る補助制度等について情報提供を図ります。
- 市域における省エネルギー設備等の普及に資する取り組みの検討を行います。

取り組み1-② 省エネルギー行動の促進

■ 脱炭素型ライフスタイルの推進

- 本計画に基づくリーフレット等を活用し、環境に配慮した行動について普及啓発を行います。
- 各種イベントやキャンペーンによる意識啓発を実施するほか、市民等の行動変容・ライフスタイル転換に向けた国民運動「デコ活^[27]」を推進します。

取り組み1-③ 公共施設における省エネルギー化の推進

■ 市役所における省エネルギー行動の率先

- デジタル技術の活用による市役所業務の効率化や省エネルギー化、環境配慮行動の実践を推進します。
- 電力、都市ガスなどにおいて引き続き低炭素なエネルギーの調達を推進します。
- 自治体間連携による森林整備を活用したカーボンオフセット^[28]の取り組みを継続します。

[27]デコ活…脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動のこと。

[28]カーボンオフセット…温室効果ガスの排出を削減したり吸収したりする活動に投資することで、排出量を埋め合わせる考え方。

■ 公共施設の省エネルギー化の推進

- 施設の新築・改修にあたっては、エネルギー消費量が少ない施設設計・改修に引き続き努めます。
- 公用車における電気自動車やハイブリッド自動車などの次世代自動車^[29]の導入を推進します。

施策2 持続可能なエネルギーの導入

二酸化炭素の排出につながらないクリーンなエネルギーとして、再生可能エネルギーの利用を推進します。市域で再生可能エネルギー設備の導入及び得られた電力の地産地消を進めるとともに、再生可能エネルギー由来の電力調達も視野に入れることで、再生可能エネルギーの利用拡大を図ります。

また、避難所等への再生可能エネルギー設備の導入を進めることで、災害時のエネルギー確保にも努めていきます。

取り組み2-① 再生可能エネルギーの利用拡大

■ 市域における再生可能エネルギーの利用拡大

- 家庭や事業所における再生可能エネルギー設備や蓄電池設備の導入を促進するため、家庭へは本市の補助制度の利用促進に取り組み、事業者へは再生可能エネルギー設備に関する情報提供等を行います。
- 九都県市^[30]の協働事業「首都圏再エネ共同購入プロジェクト^[31]」について、市内事業者における利用を図るため普及啓発を行います。
- 市域における再生可能エネルギー設備等の普及に資する取り組みの検討を行います。

■ 公共施設における再生可能エネルギー等の利用推進

- 公共施設における再生可能エネルギー設備や蓄電池設備の導入を検討します。
- 新たに建設予定の清掃工場について、余熱利用により発電した電力の有効活用を検討します。

取り組み2-② 自立・分散型エネルギーシステムの構築

■ エネルギーの安定供給の促進

- 災害時に避難所となる小・中学校などの公共施設に、再生可能エネルギー設備、蓄電池設備等の導入を推進します。

^[29]次世代自動車…環境負荷を低減するために開発された新しいタイプの車両で、主に電気自動車(EV)やハイブリッド車(HV)、燃料電池車(FCV)などが含まれる。

^[30]九都県市…埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市により構成されており、「九都県市首脳会議」では首都圏の広域的課題へ連携した取り組みを実施している。

^[31]首都圏再エネ共同購入プロジェクト…脱炭素社会の実現に向け、地域の民生部門の脱炭素化に取り組む首都圏の自治体と連携し、再エネ電力や非化石証書の共同購入を行うプロジェクト。自治体が地域事業者の脱炭素化を支援する。

施策3 脱炭素なまちづくり

二酸化炭素排出量の中長期的かつ大幅な削減を進めるために、エネルギー効率の良い建築物の普及や環境負荷の少ない交通サービスの確保を図っていきます。

建築物や交通手段などは個々の選択によるものとなるため、市では市民や事業者へ向けて、情報提供や普及啓発を行っていきます。

取り組み3-① エネルギーを効率的に使う建築物の普及

■ エネルギー効率の良い建築物の普及促進

- 「長期優良住宅^[32]」等の認定により、断熱・遮熱性能が高く、パッシブデザイン^[33]が取り入れられているなど、エネルギー効率の良い建築物の普及を促進します。
- ZEH^[34]や ZEB^[35]、既存建築物の断熱化改修などについて情報提供を行います。
- 市域におけるエネルギー効率の良い建築物の普及に資する取り組みの検討を行います。

取り組み3-② 環境負荷の少ない交通サービスの確保と利用の促進

■ 公共交通機関の利用促進

- 鉄道、路線バス、コミュニティバスなどの公共交通機関の利用を促進するため、公共交通網や便数の維持に努め、公共交通サービスを確保します。

■ 歩行者・自転車利用環境の維持・向上

- 「習志野市都市マスタープラン」等と連携し、人々が安全・安心で快適に移動できる自転車歩行者通行空間の創出やネットワークの形成を図ります。
- 自転車等駐車場の適正配置を図ります。
- シェアサイクルの認知度向上を図るため、ホームページでの情報提供などを行います。

■ 次世代自動車の普及促進

- 市域における電気自動車やハイブリッド自動車などの次世代自動車の普及促進に向け、次世代自動車に関する周知・啓発を行います。

[32] 長期優良住宅…「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅のこと。

[33] パッシブデザイン… 太陽の光・熱、地熱、風などの自然のエネルギーを最大限に利用し、人工的なエネルギーの使用を抑えつつ快適な住環境を生み出す建築設計の手法。

[34] ZEH…Net Zero Energy House の略で、建物で使う一次エネルギー（電気に変換される前の石炭や天然ガスなどのエネルギー資源）の年間消費量を正味でゼロ以下にすることを指す住宅のこと。

[35] ZEB…Net Zero Energy Building の略で、建物で使う一次エネルギー（電気に変換される前の石炭や天然ガスなどのエネルギー資源）の年間消費量を正味でゼロ以下にすることを指す非住宅（オフィスビル、公共施設など）のこと。

施策4 気候変動への適応

地球温暖化に伴う気候危機に起因すると指摘される水害、風害等の自然災害の激甚化や、熱中症、感染症等の疾病リスクの増大などが懸念される状況に対し、適切な市域の状況把握、また生じているリスクに対し市民の安全や快適性の確保のための対策を講じることで、気候変動に適応した強靱なまちづくりを推進し、暮らし続けることのできるまちを実現していきます。

取り組み4-① 継続的なモニタリング・情報収集

■ モニタリング等による気候変動の状況把握

- 市域で生じている気候変動の影響や将来予測される影響について、国や千葉県、周辺自治体等と連携し、情報収集を図ります。
- 気候変動による市域の変化を捉えるため、水質の継続的なモニタリングを実施するとともに、必要に応じて生態系等に関するその他調査の実施や関係機関等との連携を検討します。

取り組み4-② 適応に関する普及啓発

■ 市民、事業者への周知啓発

- 広報習志野やホームページによる情報発信により、気候変動への適応について周知啓発を図ります。

取り組み4-③ 気候変動影響への対応

■ 農業に係る対策

- 国や千葉県、研究機関等と連携し、気候変動に伴う病虫害の増加等に関する情報収集及び対策の検討を行います。
- 国や千葉県、研究機関等と連携し、温暖化に対応した品種、栽培技術、農業術の普及に向けた情報提供等を行います。

■ 水環境に係る対策

- 水環境に関する継続的な監視を行い、水質悪化が見られる場合は必要な対策の検討を行います。

■ 自然生態系に係る対策

- 谷津干潟自然観察センターや市民等と連携し、野鳥などの市域における生物の把握に努めます。
- 谷津干潟や都市公園などの適切な維持・管理を通じて、生態系バランスの維持につながる在来生物の保全や個体数の抑制等に努めます。
- 広報習志野やホームページによる情報提供などを通じて、外来生物の侵入・拡散防止に係る周知啓発を図ります。
- 定期的な樹木管理を通じて、マツ枯れの発生状況の把握や事前に樹木への薬剤の注入を行い、病虫害の防除を行うとともに、マツ枯れが発生した樹木の伐採などの対応を図ります。

■ 自然災害に係る対策

- ハザードマップの更新及び周知を通じ、自然災害発生時の被害軽減を図ります。
- 【再掲】災害時に避難所となる小・中学校などの公共施設に、再生可能エネルギー設備、蓄電池設備等の導入を推進します。
- 耐震性貯水槽の設置により、災害発生時における飲料水の確保を図ります。
- 災害発生時の給水等の応急措置が必要な場合、「習志野市地域防災計画」に基づき、他の水道事業体等に応援要請をします。
- 公園、緑道、街路樹等について、災害時の一時避難場所や避難路、延焼遮断帯等の機能を発揮するよう、適切な維持管理に努めます。

■ 市民生活や健康に係る対策

- 防災無線、緊急情報メール等を通じ、熱中症予防に関する啓発を行います。
- 熱中症予防対策として、公共施設・民間施設で暑さをしのげる場所（クーリングシェルト等）の指定・設置を推進します。
- ヒートアイランド現象の緩和や街路空間における熱ストレスの軽減を図るため、街路樹、透水性舗装や屋上・壁面緑化等の整備を推進します。

指標

施策1の指標

指標	現状値	計画目標値
	令和 6 (2024) 年度	令和 15 (2033) 年度
市域における温室効果ガス排出量	—※1	436.1 千 t-CO ₂ (平成 25 (2013) 年度比 ▲46%)※2
公用車(一般車両)に占める次世代自動車の割合※3	5%	32%
住宅用省エネルギー設備等導入に係る補助金交付件数	100 件	120 件

※1 現状値は本計画策定時における最新値として、令和 3 (2021) 年度 721.4 千 t-CO₂となっている。

※2 「市内の温室効果ガス排出量」の目標値は、令和 15 (2033) 年度時点で把握可能な最新値である令和 12 (2030) 年度値とする。

※3 消防車などの特殊車両を除く一般車両の台数(令和 6 (2024) 年度末時点 158 台)を母数として算出した。

施策2の指標

指標	現状値	計画目標値
	令和 6 (2024) 年度	令和 15 (2033) 年度
再生可能エネルギー設備を導入済みの公共施設数※における割合	29%	50%

※ 全公共施設のうち、再生可能エネルギー設備を導入可能な施設数(42 施設)を母数とした。

施策3の指標

指標	現状値	計画目標値
	令和 6 (2024) 年度	令和 15 (2033) 年度
自転車通行区間の整備率	2.7%	10.9%※

※ 現時点での目標としており、変更となる可能性がある。

施策4の指標

指標	現状値	計画目標値
	令和 6 (2024) 年度	令和 15 (2033) 年度
適応の認知度	27%※1	50%※2

※1 「環境に関する市民アンケート調査」(令和 6 (2024) 年度実施)において、気候変動の影響への適応を「意味を含めて知っている」と回答した割合。

※2 達成状況を把握するためのアンケート調査は、令和 14 (2032) 年度に実施予定。

ごみの排出を抑え資源を循環させるまち

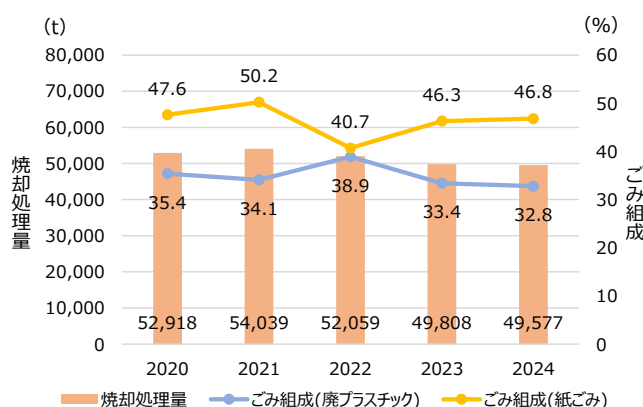
- 環境に配慮した持続可能な社会の実現に向け、ごみを出さない生活スタイルの浸透と、事業者の責任に基づくごみの減量と資源の再利用に係る取り組みが不可欠
- プラスチックごみの削減と資源として循環させる体制構築が必要

現状と課題

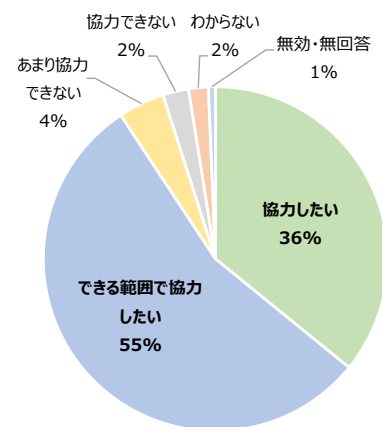
①ごみの焼却処理量等は減少傾向、紙ごみ、廃プラスチックが高い割合

本市におけるごみの焼却処理量は令和 6（2024）年度において 49,577t であり、平成 25（2013）年度から概ね減少傾向で推移しています。また、同様に 1 人 1 日あたりのごみ排出量も減少傾向にありますが、さらに環境負荷の低減を図るため、将来に向けて削減が求められます。

ごみの組成を見ると、本市の燃えるごみでは紙ごみ・廃プラスチックが高い割合を占めています。本市では現在、食品用白色発泡トレイ及びペットボトル以外のプラスチックごみは燃えるごみとして処理する中で一部助燃材としての役割を担いつつ、熱エネルギーとしてリサイクルしていますが、プラスチックごみの分別回収についてはほとんどの市民が協力したい意向をもつことから、今後は適切に分別・回収し、資源として再生利用する体制構築が必要です。また、紙ごみに関しては、引き続き古紙の分別・回収・資源化を推進する必要があります。



ごみの焼却処理量及びごみ組成の推移
(資料:「一般廃棄物処理実態調査」より作成)



プラスチックごみ分別回収への協力
(令和 6（2024）年度 環境に関する市民アンケート調査)



使い終わったプラスチックを資源として認識し、適切な排出・処理により新たな製品として再生利用する資源循環型社会の形成が必要

施策

施策5 循環型社会の形成（3Rの推進）

「できる限りごみを出さないライフ・ビジネススタイル」を意識して市民や事業者が日々の生活を送れるよう、3Rの周知・徹底や環境学習、多様な主体との協働を推進していきます。また、手前取りなどによる食品ロスの削減やワンウェイプラスチック^[36]をはじめとするプラスチックごみの排出抑制・再生利用を推進し、市民・事業者・市がそれぞれの役割を実践します。

取り組み5-① ごみの発生抑制

■ ごみの発生抑制の推進

- ごみの出し方などについて広報習志野やホームページによる情報発信、環境美化推進員講習会を通じてごみの減量化に係る意識啓発を行います。
- 多量排出事業者について、「減量化・資源化計画書」を通じたごみの減量化・資源化を促進します。
- 「3010運動^[37]」など、食品ロスの削減に係る取り組みを推進します。
- プラスチックごみの発生抑制に向けて、マイボトルやマイバッグの利用を促進します。

■ 3Rの意識啓発

- 清掃工場での環境学習やイベント等で3Rに触れられる機会を積極的に創出し、意識啓発を継続します。

取り組み5-② 再使用の促進

■ 不要品の再使用の推進

- 家庭における不要品の再使用に向けて、リユースする場の提供を図ります。

■ 資源回収の推進

- 資源物がごみとして排出されることがないように、「家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック」の配布等により、普及啓発を行います。
- 使用済小型家電等の拠点回収や有価物回収運動奨励事業の実施など、資源物を適切に回収できる体制構築を図ります。
- 資源物の持ち去り防止に努めます。

^[36]ワンウェイプラスチック…使い捨てを目的として設計されたプラスチック製品のこと。

^[37]3010運動…国が推奨する宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、宴会の最初の30分間と最後の10分間は自席で料理を楽しみ、食べ切ろうとするもの。

取り組み5-③ 再生利用の促進

■ 再生利用の推進

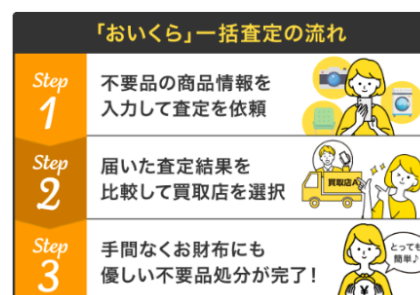
- 市の事務事業で率先して、環境に配慮された製品の購入に努めます。
- 広報習志野などを通じて、グリーン購入について普及啓発を行います。

●コラム● 習志野市におけるリユースの推進

本市では循環型社会の形成に向けて、株式会社マーケットエンタープライズと連携協定を締結し、現在は市ホームページにてリユースプラットフォーム※「おいくら」を通じたりユース事業を紹介しています。

冷蔵庫や洗濯機などの家電リサイクル法対象製品も対象となり、自宅での出張買取にも対応する等、市民の利便性向上と廃棄物削減の両立を図ります。

※株式会社マーケットエンタープライズが不要品買取一括査定サービスとして提供するリユースサイトのこと。



(出典：習志野市ホームページ)
<https://www.city.narashino.lg.jp/index.html>

参考情報
へのアクセス



習志野市
ホームページ



施策6 廃棄物の適正処理

プラスチックの循環利用に向けては資源とごみを適正に分別して排出することが必要であるため、市民及び事業者におけるごみの分別徹底を促進していくとともに、プラスチックの資源循環に係る処理体制の構築に努めていきます。

また、現在の清掃工場の老朽化に伴い、環境に配慮した循環型社会を推進する新たな清掃工場の建設を行います。

取り組み6-① ごみの適正な排出の促進

■ ごみの分別の徹底

- 【再掲】資源物がごみとして排出されることがないように、「家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック」の配布等により、普及啓発を行います。
- プラスチックごみの循環利用について、清掃工場に適した収集運搬や処理体制の構築を目指します。

■ ごみの適正な排出の促進

- 多量排出事業者を中心に、事業者への指導や助言、現地調査や清掃工場でのごみの展開調査などを通じて、適正排出を促進します。

取り組み6-② 処理施設の整備・維持管理

■ 清掃工場の整備・維持管理

- 現状の清掃工場を適切に維持管理するとともに、新たな清掃工場の整備を推進します。

■ 災害時のごみへの対応

- 民間事業者との協定に基づく効率的なごみ処理体制の構築により、災害時のごみへ適切な対応を図ります。

指標

施策5の指標

指標	現状値	計画目標値
	令和 6 (2024) 年度	令和 15 (2033) 年度
リユースサイトの活用件数	239 件/年	480 件/年
1 人 1 日あたりのごみ総排出量	773g/人・日	773g/人・日※
1 人 1 日あたりの生活系ごみ排出量(資源除く)	461g/人・日	461g/人・日※
事業系ごみ排出量	13,703t	13,703t※

※「習志野市一般廃棄物処理基本計画」(令和 4 (2022) 年 3 月) で設定した令和 13 (2031) 年度の目標値がすでに達成済みのため、今回、本計画における令和 15 (2033) 年度の目標値は、現状値と同じ数値とする。今後、「習志野市一般廃棄物処理基本計画」の見直し等に合わせて、目標値の見直しを予定している。

施策6の指標

指標	現状値	計画目標値
	令和 6 (2024) 年度	令和 15 (2033) 年度
資源物回収量	4,765t	5,475t※

※今後、「習志野市一般廃棄物処理基本計画」の見直し等に合わせて、目標値の見直しを予定している。

緑と水の自然環境を大切にすまち

- ラムサール条約に登録される貴重な湿地「谷津干潟」を保全し、多様な生きものが生息、生育する緑と水のつながりを守り、人と生きものがともに暮らせるまちをつくっていくことが必要
- 2030年ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けて、市民、事業者等の様々な主体と協働、連携した取り組みが必要

現状と課題

①環境省と協働の下、谷津干潟の保全事業を実施

本市の自然を代表する谷津干潟では、チドリ目 69 種を含む 201 種の鳥類が確認されており、シギ・チドリやカモ類をはじめとする鳥類にとって極めて重要な渡りの中継地及び越冬地となっています。そのため、渡り鳥の集団渡来地としてラムサール条約のほかに国指定鳥獣保護区の指定を受けており、管理者である環境省主導のもと保全が行われています。

本市では谷津干潟がラムサール条約登録湿地となった翌年の平成 6（1994）年に習志野市谷津干潟自然観察センターを設置し、観察センター職員やボランティアとともに谷津干潟を中心とした調査や清掃活動などを実施してきました。

しかし、シギ・チドリ類の渡来数の大幅な減少が見られたため、鳥類の生息環境の改善を目的として、環境省では平成 22（2010）年度から令和元（2019）年度まで「国指定谷津鳥獣保護区保全事業」を実施しました。環境改善が見られた現在も、モニタリング調査が継続されています。

谷津干潟は 2030 年ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けても重要な地域であり、今後も継続的な保全に努めていくことが求められます。



「谷津干潟をキレイにしよう！」
の活動の様子



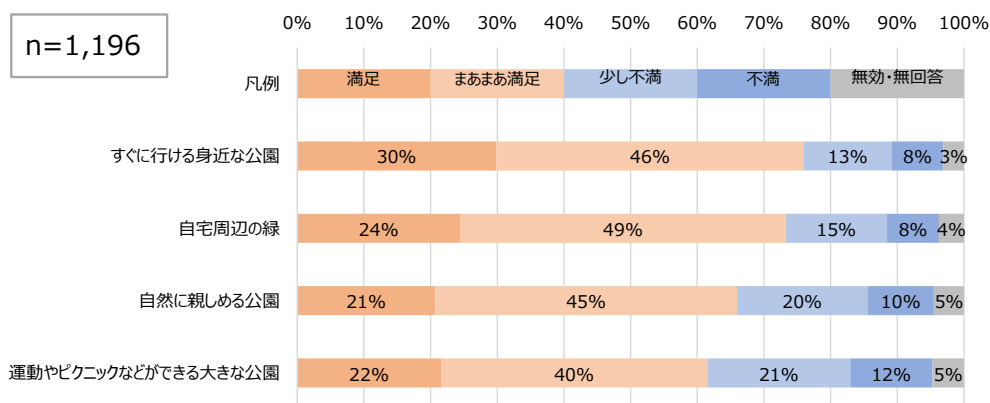
ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に貢献するため、市民、事業者等の連携により次世代へ続く環境保全に取り組んでいくことが重要

②都市公園等における緑と水の環境

緑や水といった環境は、生活空間の彩りや心地よさにつながるものです。

市域の半分以上を宅地が占める本市では、都市公園や緑地が地域における貴重な緑と水の環境として市域に点在しています。

令和 6（2024）年度末現在、本市の都市公園は合計 235 か所、118.6ha となっており、都市計画区域人口 1 人あたりに換算した面積は 6.8m²/人です。アンケート調査結果では、市民における緑や公園の満足度も高いものとなっています。



緑や公園の満足度

（令和 6（2024）年度 環境に関する市民アンケート調査）

藤崎森林公園や実籾本郷公園など、緑と水の環境を併せ持つ公園もあり、市民の生活に潤いを与えています。市民や事業者における環境保全への意識を育むためにも、これらの都市公園等において防犯上の観点や公園管理のために定期的な設備点検や剪定といった適切な管理を行い、引き続き緑と水にふれあう機会の創出を図っていく必要があります。



緑や水とのふれあいを通じて暮らしへの潤いを得るとともに、そうした環境を保全していくことへの意識を高め、環境に配慮した行動を実践していくことが必要

③生きものと共存できるまちづくりに向けて

本市内では、谷津干潟を中心として多くの生きものが生息、生育しており、絶滅危惧種であるズグロカモメやセイタカシギなど貴重な生きものも確認されています。これらの生きものが暮らしやすい環境を保全していくには、谷津干潟自然観察センターにおけるイベントを通じた意識啓発等により、市民、事業者の一人ひとりが環境への意識を高め、緑化や環境に配慮したまちづくりを進める必要があります。

また、外来種では、在来種の生息を脅かすアメリカザリガニ、ミシシippアカミミガメ、市民の健康や住宅に被害を及ぼす恐れのあるアライグマ、ハクビシン、セアカゴケグモなどの動物の他、オオキンケイギク、ナガミヒナゲシなどの植物も市内や近隣自治体で確認されており、現在、千葉県と共同で実施しているアライグマの防除対策など、継続的な対応が求められています。



ズグロカモメ



セイタカシギ

習志野市で確認される絶滅危惧種



アライグマ



ハクビシン



セアカゴケグモ



オオキンケイギク

習志野市で確認される外来種

(出典：ハクビシン 「分布を拡大する外来哺乳類 アライグマ ハクビシン ノートリア」(環境省))

https://www.biodic.go.jp/pamph_list/index.html

(出典：アライグマ、セアカゴケグモ 習志野市ホームページ)

<https://www.city.narashino.lg.jp/soshiki/kankyoseisaku/gyomu/seikatukankyo/kankyo/yaseidosyokubutsu/tokuteigairai.html>



在来の生きものが住み続けられるよう、生物多様性等に配慮した暮らしや働き方を促進し、生息・生育に適した環境を維持していくとともに、外来種への対策を講じていくことが必要

施策

施策7 谷津干潟の保全と活用

本市の自然資源である谷津干潟を適切に保全するため、環境省と連携した取り組みを進めるほか、市内のボランティア等との協力による清掃活動を継続して行っています。

さらに、渡り鳥の中継地という観点からは広域的な連携も必要となるため、オーストラリア・ブリスベン市をはじめとした国際的な交流も継続します。

取り組み7-① 谷津干潟の保全

■ 谷津干潟における保全活動の推進

- 環境省の実施する谷津干潟の保全対策に協力するとともに、連携体制の構築などを図ります。
- 谷津干潟の清掃活動など、保全に資する取り組みを実施します。

■ 谷津干潟を中心とした交流・ネットワークの構築

- 湿地と渡り鳥の保全を進めるため、オーストラリア・ブリスベン市との「湿地提携」や国際的な連携協力事業である「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ^[38]」への参加など、谷津干潟を中心とした交流・ネットワークの構築に努めます。

取り組み7-② 谷津干潟の活用

■ 谷津干潟を通じた環境教育等

- 谷津干潟自然観察センターにおける自然観察会、行事、展示イベント等を通じて、干潟とふれあう機会を創出するとともに、環境保全に係る意識啓発を行います。

●コラム● 谷津干潟の日・環境月間

本市に残された貴重な自然財産である谷津干潟を市民と市が協働して保全していくため、ラムサール条約に登録された6月10日を「谷津干潟の日」とすることを平成9(1997)年に宣言し、その後、平成11(1999)年に制定した環境基本条例第7条において「谷津干潟の日」を規定しました。毎年6月には谷津干潟の日を記念し、様々なイベントを開催しています。

また、市民・事業者の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、同条例に基づき6月を環境月間としています。

谷津干潟の日宣言

わたしたちは、1993年6月10日創設会議において、ラムサール条約登録湿地に認定された谷津干潟を、貴重な自然財産と認識し、市民と行政が共に協力して、「都市と自然との共生」を目指した保全を図ることを誓い、ここに6月10日を「谷津干潟の日」とすることを宣言する。

1997年6月8日

習志野市長 栗本 勇

谷津干潟の日宣言

[38] 東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ…東アジアとオーストラリアの間にある重要な渡り鳥の飛来経路を保護するための国際的な協力体制のこと。湿地や生息地の保全を通じて、渡り鳥の生息環境を守ることを目的とする。

施策8 生物多様性の保全

「2030年ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現に向けて、本市に生息、生育する在来生物を保全するとともに、外来生物の侵入・拡散・定着などを防ぐため、在来生物に配慮したまちづくりや外来生物の防除、またそれらにつながる人々への意識啓発を進めていきます。

取り組み8-① 生物多様性に配慮したまちづくり

■ 生物多様性に配慮した開発・整備

- 環境に大きな影響を及ぼす恐れのある事業では、「環境影響評価法」及び「千葉県環境影響評価条例」に基づき事業者へ環境影響評価の実施を要請し、生物多様性に配慮した地域整備を推進します。
- 都市公園や公共施設等において、在来生物の生育・生息空間に配慮した整備を推進します。
- 公共施設の緑化時には、生物多様性に配慮した緑の整備を推進します。

取り組み8-② 外来生物への対策

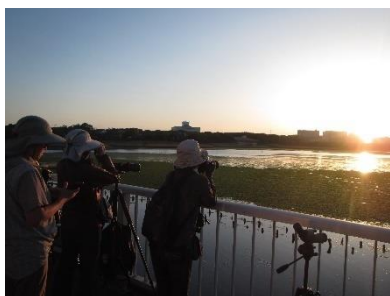
■ 外来生物の防除

- 千葉県と連携し、アライグマなど特定外来生物の防除を行います。
- 【再掲】広報習志野やホームページでの情報提供などを通じて、外来生物の侵入・拡散防止に係る周知啓発を図ります。

取り組み8-③ 生物多様性の意識啓発

■ 意識啓発の推進

- 【再掲】谷津干潟自然観察センターにおける自然観察会、行事、展示イベント等を通じて、干潟とふれあう機会を創出するとともに、環境保全に係る意識啓発を行います。



チュウシャクシギ
のねぐら入り観察会



生きもののふれあいコーナー



みんなの谷津干潟展

谷津干潟自然観察センターにおけるイベント等

施策9 緑と水の保全や創出

本市の緑と水を保全していくため、家庭や事業所、公共施設等の緑化を推進するとともに、市域で主要な緑となっている公園の維持管理を継続して図っていきます。

併せて、緑や水とのふれあいについては、団体等によるイベントの開催や市民農園の利用等による機会の創出に努めていきます。

取り組み9-① 緑と水の保全や創出

■ 緑地・農地等の保全

- 「生産緑地地区制度」を通じて、生産緑地の保全及び新規指定等に努めます。
- 農地の保全に向け、農業従事者への支援等を行います。
- 市域における良好な緑を保全するため、管理者への支援を実施するほか、「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」に基づく樹林地等の指定の拡大など適正な見直しを行います。

■ 水辺の保全

- 河川や水路、湧水、学校ビオトープ^[39]等、身近な地域における水辺の保全を図ります。

■ 家庭・事業所における緑化の促進

- 子どもの誕生を記念した苗木の配布、住宅等の緑化指導などにより、家庭における緑化を促進します。
- 緑化協定の締結等により、事業所における緑化を促進します。

■ 公共施設における緑化の推進

- 公共施設の緑について、剪定や草刈り、ボランティアによる花壇の整備など、適切な維持管理を実施します。
- 公共施設の建替え・新築に際しては、緑化基準を満たすとともに、屋上や壁面緑化等の緑化を推進します。

■ 公園等の整備・維持管理の推進

- 都市公園等の整備を進めるほか、既存の公園における池などの設備や緑について適切な維持管理を行います。

^[39]学校ビオトープ…ビオトープとは、水辺や森林などの自然環境を再現し、生物多様性の保全や生きもの観察を楽しむための小規模な生態空間のことを指す。その中でも学校ビオトープとは、学校の敷地内に設けられたもののこと。

取り組み9-② 緑や水とふれあう機会の創出

■ 緑や水とふれあう場の整備

- 緑や水とふれあう機会の創出に向けて、民間団体における関連イベントの開催等の際には協力をを行います。
- 市民と緑のふれあいを創出するため、市民農園の貸付け及び周知を行います。
- 緑や水と関連する施設・周辺緑地の整備を進め、市民等の利用率向上を図ります。

■ 地元農作物の地産地消の促進

- 自然とのつながりを感じられる機会として、地元農作物を通して地域の農地について理解を深め、地産地消を促進します。

指標

施策7の指標

指標	現状値	計画目標値
	令和6(2024)年度	令和15(2033)年度
谷津干潟自然観察センター 団体※対応者数	4,813人	4,900人

※幼稚園、保育園、小・中学校など。

施策8の指標

指標	現状値	計画目標値
	令和6(2024)年度	令和15(2033)年度
生物多様性に関する認知度	16%※1	30%※2

※1 「環境に関する市民アンケート調査」(令和6(2024)年度実施)において、生物多様性の動向について「認識していて、貢献したいと思う」と回答した割合。

※2 達成状況を把握するためのアンケート調査は、令和14(2032)年度に実施予定。

施策9の指標

指標	現状値	計画目標値
	令和6(2024)年度	令和15(2033)年度
市民1人あたりの都市公園 の敷地面積	6.8m ² /人	6.8m ² /人※1
市民農園の設置件数	9件※2	11件

※1 市内の再開発等に伴い人口増加が想定されるため、本計画における令和15(2033)年度の目標値は、現状値と同じ数値とする。

※2 農地所有者開設型、市営、農作業体験型を合わせた件数。

健康で快適に暮らせるまち

- 市民が健康で快適に生活できる環境を確保していくことが不可欠
- 市民、事業者等と連携して、環境汚染が少なく清潔で過ごしやすいまちづくりに取り組むことが必要

現状と課題

①環境基準等は概ね達成しているが、一部未達成の項目あり

大気環境、騒音、振動などのいわゆる生活環境は、その名の通り人々の暮らしやすさに関わりが深いものですが、問題の発生源が必ずしも市内にあるとは限らず、特に大気などでは広域的な影響を受けるものでもあります。本市ではこれまで、市域における大気、水質、騒音・振動などについて定期的な観測や、異常時の対応に努めてきましたが、今後もそれらの対応を継続し、状況確認や関係機関との調整を図りながら問題の解決に努めていきます。

大気

- ・大気汚染物質のモニタリング結果は近年横ばいであり、環境基準を概ね達成していますが、光化学スモッグは未達成の状況が続いています。

水質・土壌・地盤

- ・河川等の公共用水域の水質調査結果は横ばいで推移していますが、一部環境基準未達成の項目があります。また工場等の排水調査では、規制基準を超過した工場等に対し、指導を行っています。
- ・市域2地域では、トリクロロエチレン等の有機塩素化合物が環境基準を超過しているため、地下水汚染調査を実施しています。
- ・無秩序な埋め立てを防止するため、搬入土に規制を行っています。
- ・揚水量の規制により各地の沈下量は減少し、地盤沈下は沈静化の傾向にあります。

騒音・振動・悪臭

- ・騒音・振動調査は多くの地点で環境基準を達成していますが、騒音対策の難しい一部の国道や市道などで環境基準を超過している状況が続いています。
- ・悪臭は事業活動や日常生活に伴う臭い、東京湾からのガス臭まで幅広く、状況に応じて対応しています。

公害苦情

- ・苦情には建設工事による騒音振動や飲食店の臭気などの事業活動に伴う苦情と犬の鳴き声や楽器音など規制を伴わない個人の活動により発生する生活騒音などがあります。近年は法令などの規制がない苦情も多く寄せられ、関係機関との連携や当事者間での話し合いが必要な事案が見受けられます。



大気環境、騒音、振動などの動向を継続的に監視、悪臭は適宜把握し、状況に応じて適切な対応に取り組んでいくことが必要

②各種条例の制定による環境保全・美化活動のさらなる推進

空地が放置されていると、雑草が繁茂し歩行者や車両の通行に影響があるほか、蚊やハエなどの害虫や不法投棄が発生しやすくなるなど、様々な環境悪化の原因となることが考えられます。そのため本市では、危険状態となっているまたは危険状態になる恐れのある空地の土地所有者または管理者に対し、「習志野市空地に繁茂した雑草等の除去に関する条例」に基づく空地の適正な管理に関する指導・助言等を行っています。

また、街中に対しては、「習志野市空き缶等の投棄、違反ごみ出し並びに飼い犬及び飼い猫のふんを放置しないまちづくり条例」に基づき、市と市民が連携して、地域の環境美化活動の推進を図ってきました。しかし近年、駅周辺においてたばこの吸い殻やペットボトル、空き缶等の投棄、動物のふんの放置や生活環境が損なわれる給餌が問題となったことを受け、新たに「習志野市ポイ捨て等及び生活環境が損なわれる給餌の防止に関する条例」を制定し、令和7(2025)年4月から施行しています。

環境保全・美化活動を進める上では、こうした条例による規定を明確にしつつ、市民、事業者等と連携したごみゼロ運動やキャンペーンを継続的に行っていくことで、ポイ捨てをしない意識の浸透等を図っていきます。



ごみゼロ運動の様子



歩きタバコ・ポイ捨て防止駅周辺街頭
キャンペーン
(令和6(2024)年度)

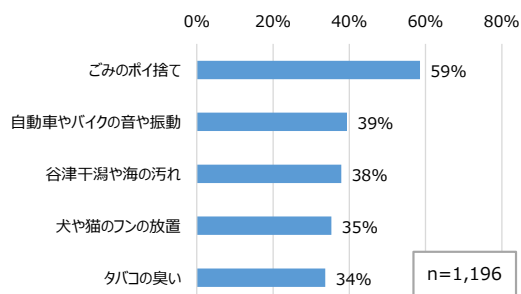


条例に基づく指導等を適切に実施するほか、継続的な意識啓発によりポイ捨てや無責任な給餌に係るマナーの浸透等を図っていくことが必要

③条例の制定による不法投棄等の防止

生活の中で市民が気になることとして、「ごみのポイ捨て」が最も多く挙げられています。ポイ捨てはまちの景観を損ねるだけでなく、悪臭の発生や衛生面の悪化、カラスやネズミの個体数増加等につながる恐れがあり、住みよいまちづくりを進める上では改善が必要です。

本市では、人が多く集まる駅周辺の環境を改善するために「習志野市ポイ捨て等及び生活環境が損なわれる給餌の防止に関する条例」（習志野市ポイ捨て防止条例）を制定し、令和7（2025）年4月より施行しました。条例を通じた指導や過料の徴収により、市内各駅周辺の環境改善を図っています。



生活の中で気になること
（令和6（2024）年度 環境に関する市民アンケート調査）



習志野市ポイ捨て防止条例
啓発用シート



一人ひとりがポイ捨てしない意識を育み、清潔で快適な生活環境を維持していくことが必要

施策

施策 10 生活環境の保全

市民の生活環境を守るための基本となる大気、水、土壌などについて、法令に基づく監視や測定、指導を実施するとともに、市域の状況について市民、事業者への情報提供などに取り組みます。

取り組み 10-① 大気環境の保全

- 継続的なモニタリングの実施
 - 市内で継続的な大気のモニタリングを実施し、大気汚染の状況把握に努めます。
- 大気汚染の発生防止
 - 工場や事業場等に対し、習志野市環境保全条例に基づく規制や指導等を行います。
- 情報提供・情報収集
 - 光化学スモッグの発生時には、防災無線や緊急情報サービス等を通じた市民への情報提供を行います。
 - 大気汚染の発生に関し、関係機関や市民等から迅速に情報収集を行える体制構築に努めます。

取り組み 10-② 水質・土壌・地盤環境の保全

- 水質汚濁の防止
 - 公共用水域の継続的な水質調査を実施することで、水質汚濁の状況把握に努めます。
 - 工場や事業場等に対し、習志野市環境保全条例に基づく規制や指導等を行います。
 - 公共下水道の接続率の向上を図り、適切な維持管理に努めます。
 - 東京湾の水質保全に向けて、関連自治体との連携体制の構築や啓発活動の実施に努めます。
- 土壌汚染の防止
 - 土砂の搬入・埋立事業等に際しては、「習志野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」に基づく規制等を行います。
- 地下水汚染の防止
 - 継続した水質調査を行い、地下水汚染状況の把握に努めます。
 - 汚染が確認された工場等に対し、千葉県と連携して浄化対策を助言、指導します。

■ 地盤沈下の防止

- 千葉県による地盤沈下調査や、本市が地下水水質調査と合わせて実施する水位の観測結果を踏まえ、地盤沈下の状況把握に努めます。
- 工場等に対し、「千葉県環境保全条例」や「習志野市環境保全条例」に基づく揚水規制により、地盤沈下の防止を図ります。

取り組み 10-③ 騒音・振動・悪臭の防止

■ 騒音・振動の防止

- 幹線道路及び周辺地域等を対象に、定期的な騒音・振動調査を実施することで、騒音・振動の状況把握に努めます。
- 工場や事業場等に対し、習志野市環境保全条例に基づく規制や指導等を行います。

■ 悪臭の防止

- 工場や事業場等に対し、習志野市環境保全条例に基づく臭気指数規制により悪臭の防止に係る指導を実施します。

取り組み 10-④ 有害化学物質対策の推進

■ 有害化学物質への対策

- 化学物質による環境リスクについて、市民や事業者への情報提供・普及啓発を行います。
- 有害化学物質について、必要に応じて調査を実施する他、対応が必要な場合は適切な処置を講じます。
- 環境への悪影響が懸念される化学物質について、適宜、情報収集に努め、国や千葉県と連携して必要に応じた対策を検討します。

取り組み 10-⑤ 公害苦情への対応

■ 事業活動に伴う公害苦情対策

- 事業者に対し、関係法令に基づく規制基準の順守及び指導を行います。
- 関係機関と連携し、解決方法を支援します。

■ 個人の活動に伴う苦情対策

- 解決手段の助言を行います。
- 公害の実情を周知するとともに、近隣住民に配慮した行動への理解を高める啓発等を行います。

●コラム● 有害化学物質とは

有害化学物質とは、人や環境に対して有害な作用を及ぼす化学物質のことであり、毒性が高い物質や発がん性物質などが含まれます。

有害化学物質が人や環境への害を及ぼさぬよう、国では大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、ダイオキシン類対策特別措置法などの法律により、環境中へ有害化学物質が漏出することを防ぐよう規制を行っています。



暮らしの中の化学物質

(出典：「PRTR データを読み解くための市民ガイドブック」)
https://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/guide_R04/zenbun.pdf

第1章

第2章

第3章

第4章
施策 施策体系及び

第5章

第6章

第7章

第8章

施策 11 環境美化活動

市民をはじめ、市内で働く人や、市へ訪れる人にも快適な環境を確保するため、ポイ捨ての防止などの環境美化活動の推進を市民、事業者等と協力して図っていきます。

取り組み 11-① 都市環境の美化と保全

■ 都市環境の美化

- まちづくり会議やボランティア団体等に対し、花苗や種子の配布等の支援を行います。
- ごみゼロ運動や「習志野市ポイ捨て等及び生活環境が損なわれる給餌の防止に関する条例」に基づく取り組み等により、まちの美化を推進します。

■ 都市環境の保全

- 危険状態となっているまたは危険状態になる恐れのある空地の土地所有者等に対し、「習志野市空地に繁茂した雑草等の除去に関する条例」に基づく空地の適正な管理に関する指導・助言等を行います。
- キャンペーンの実施や看板の設置などを通じて、歩きたばこ・ポイ捨ての防止に関する意識啓発を行います。

■ 不法投棄の防止

- 広報習志野やホームページでの啓発、不法投棄防止看板の設置など、不法投棄の防止に努めます。
- 市内各駅周辺におけるポイ捨て等に対し「習志野市ポイ捨て等及び生活環境が損なわれる給餌の防止に関する条例」に基づく指導を行います。

指標

施策 10 の指標

指標	現状値	計画目標値
	令和 6 (2024) 年度	令和 15 (2033) 年度
【大気】測定局における環境基準の達成率 ^{※1}	94%	100%
【水質】公共用水域における目標値 ^{※2} ・環境基準の達成率	99%	100%
【水質】工場等の排水における規制基準の達成率	95%	100%
【騒音・振動】道路における環境基準等 ^{※3} の達成率	89%	100%
【有害化学物質】環境基準の達成状況	100% ^{※4}	100% ^{※5}
公害苦情相談の対応件数	49 件	51 件 ^{※6}

※1 測定局で観測している二酸化硫黄 (SO₂)、浮遊粒子状物質 (SPM)、微小粒子状物質 (PM2.5)、二酸化窒素 (NO₂) の環境基準達成状況。なお、二酸化硫黄 (SO₂) は東習志野測定局、微小粒子状物質 (PM2.5) は秋津測定局でのみ観測を行っている (令和 7 (2025) 年時点)。

※2 河川の3地点の目標値については環境基準を代用。

※3 騒音については環境基準、振動については人が揺れを感じ始めるとされる 55dB を目標値とする。

※4 ダイオキシン類調査の全地点で評価。

※5 対象とする有害化学物質調査の全地点で評価。

※6 近年の対応件数の平均値とした。

施策 11 の指標

指標	現状値	計画目標値
	令和 6 (2024) 年度	令和 15 (2033) 年度
環境美化に関するキャンペーンの実施回数	6 回/年 [※]	9 回/年

※ポイ捨て防止駅周辺街頭キャンペーン及びポイ捨て防止合同キャンペーンを合わせた実施回数。

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章
施策
施策体系及び

第
5
章

第
6
章

第
7
章

第
8
章

環境のことを考え行動する人々のまち

- 市民、事業者等の一人ひとりが環境への意識を高め、環境へ配慮した暮らしや事業活動へ転換を図っていくことが必要
- 環境教育・環境学習を通じた意識の向上と、市民、事業者等、様々な主体と連携・協力し、適切な役割分担による環境保全活動の推進が必要

現状と課題

①市民、事業者等における環境保全活動への参加

環境に関する様々な問題を身近な問題として捉え、一人ひとりが環境保全の大切さを認識し、主体的に行動に移すとともに、世代や地域、主体を超えた協働・連携を図っていくことが重要です。本市では平成 7(1995)年から習志野市谷津干潟自然観察センターにおけるボランティア事業活動を進めてきたほか、当施設を活用した環境学習、学校における環境教育などを行っています。

一方、生涯学習施設や関連機関と連携した環境教育の実施については、連携体制の構築や学習メニューの検討など、改善の余地があると考えられます。

また、市民、事業者等が環境保全に関する近年の動向や新たな知識を習得し、知見を深めるための身近な機会を創出するとともに、主体的な活動や行動変容に導くきっかけづくり、関心を引き寄せる情報発信等の新たな視点での施策を推進していくことが必要です。



谷津干潟ユースの活動の様子
(出典：谷津干潟自然観察センター
ホームページ)

<https://www.seibu-la.co.jp/yatsuhigata/action/sustainability.html#youth>



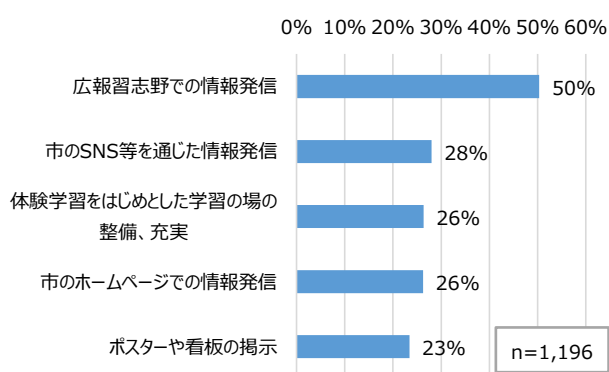
市内の施設や関連機関と連携して環境学習・環境教育を進めることで、市民や事業者等の主体的な行動変容を促すことが重要

②環境教育・環境学習等のニーズの多様化

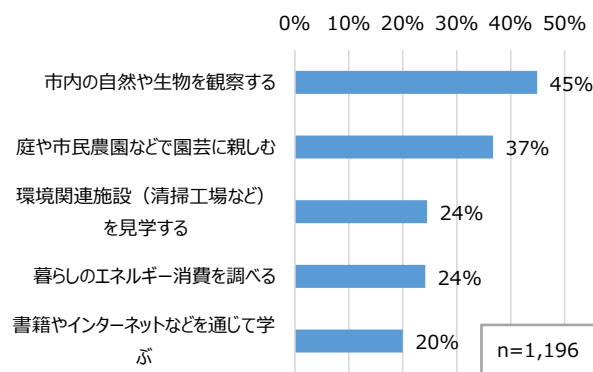
居住、職業、年齢、世代等の違いにより、環境を学ぶ機会や環境活動の場、環境に係る情報の入手方法なども様々な選択肢があります。例えば、環境に関する情報発信の方法について、アンケート結果より本市では広報習志野の活用がもっとも望まれていますが、年齢別にみると60代以上は広報習志野、10～50代ではSNS等の活用が好まれる傾向にあります。

また、環境教育や環境学習への参加の機会についても、体験型への参加、またはオンラインで自由な時間に学ぶなど、様々な参加方法のニーズが考えられます。

市からの情報を多くの市民、事業者等に知ってもらうためには、多様なライフステージに合わせた広報活動や普及啓発のアプローチ、様々な媒体やイベント等を活用した広域的な情報発信など、効果的かつきめ細やかな情報提供を行い、環境に関する取り組みを活性化していく必要があります。



環境に関する情報発信で取り組んでほしい方法
(令和6(2024)年度 環境に関する
市民アンケート調査)



やってみたいと思う環境に関する体験等
(令和6(2024)年度 環境に関する
市民アンケート調査)



多様な生活スタイルに合わせた環境教育や環境保全活動など、ニーズに合わせた対応が必要

施策

施策 12 環境教育・環境学習

主体的に環境保全活動に取り組む人材を育てていくため、学校を通じた環境教育や、年代等を問わずに誰もが参加できる環境学習を通じて、環境保全へ向けた意識の醸成を図り、取り組みを活性化します。また、利便性の向上や年齢別等のニーズに応じた情報発信により、多くの市民等の参加を促します。

取り組み 12-① 市民等の環境学習の普及

■ 環境学習の機会の提供

- 公共施設等における自然観察会の実施や環境学習の場の提供を行います。
- 環境月間を中心に関連イベントを実施し、環境保全へ向けた意識の醸成、積極的な活動への意欲向上を図ります。
- ホームページ、SNS 等を活用し、環境教育・学習につながる情報提供を行います。
- 環境学習に際して講師を派遣する等、支援を行います。
- デジタル技術を活用した環境学習を推進します。



地球温暖化防止パネル展

取り組み 12-② 学校における環境教育の推進

■ 学校における環境教育への支援

- 学校における総合的、継続的な環境教育を推進します。
- 環境教育に関連する校外行事に際して、公共施設の見学・活用の受け入れ等、支援を行います。

施策 13 環境保全活動

市民、事業者等による環境に関する自主的な活動を支援し、多様な主体間の協働・連携による環境保全活動を推進します。

また、谷津干潟及びそこに生息する渡り鳥の保全に向けて、市内だけでなく国際的な交流・連携体制の構築にも継続して努めていきます。

取り組み 13-① 環境保全活動の促進

■ 環境保全に関わる人材育成

- 谷津干潟自然観察センターにおけるボランティアの育成として、活動に必要となる基礎知識や技術習得へ向けた研修を行います。



谷津干潟観察センター
ボランティアの様子

■ 環境保全活動への支援

- 市民・団体等における環境保全活動に対し、活動の促進に向けた支援を行います。
- 市民活動団体について、地域情報ポータルサイトを活用した活動紹介など、情報発信を行います。

取り組み 13-② 広域的連携の推進

■ 環境保全に関する連携体制の構築

- 【再掲】湿地と渡り鳥の保全を進めるため、オーストラリア・ブリスベン市との「湿地提携」や国際的な連携協力事業である「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」への参加など、谷津干潟を中心とした交流・ネットワークの構築に努めます。
- 谷津干潟の日を記念した行事や各種関連イベントの開催を通じ、市域全体での協働体制の構築に努めます。



「谷津干潟をキレイにしよう！」
の実施の様子



「谷津干潟の日フェス」の様子

指標

施策 12 の指標

指標	現状値	計画目標値
	令和 6 (2024) 年度	令和 15 (2033) 年度
小・中学校における再生可能エネルギー（太陽光発電）使用の認知度	—※1	認知度の向上※2
イベント等の環境啓発の実施件数	3 件/年	6 件/年
【再掲】谷津干潟自然観察センター団体※3 対応者数	4,813 人	4,900 人

※1 太陽光発電設備を設置している小・中学校へのアンケートを実施予定。

※2 現状値はないため目標値は未設定。

※3 幼稚園、保育園、小・中学校など。

施策 13 の指標

指標	現状値	計画目標値
	令和 6 (2024) 年度	令和 15 (2033) 年度
谷津干潟自然観察センターにおける登録ボランティア数	124 人	137 人
「谷津干潟をキレイにしよう!」参加者数	209 人	220 人

第5章 地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

1 地球温暖化対策の意義と動向

(1) 地球温暖化のメカニズム

太陽の光によって暖められた地上の熱が、大気中の温室効果ガスに吸収・再放射されることを温室効果といいます。温室効果ガス濃度の上昇により、温室効果が高まった状態が地球温暖化です。

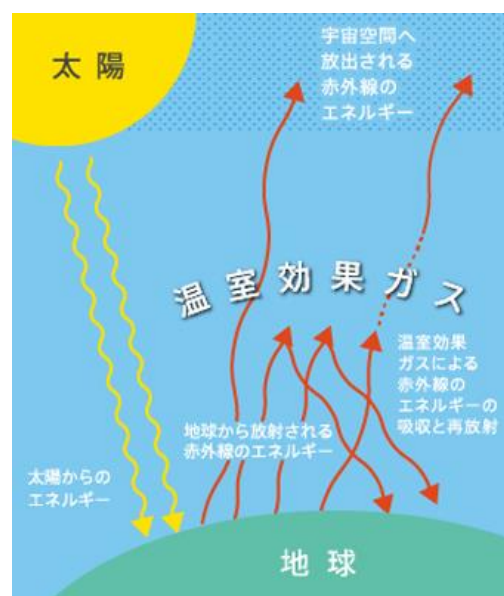
令和 5 (2023) 年の大気中二酸化炭素の世界平均濃度は、前年に対し 2.3ppm^[40] 増えて 420.0ppm となっており、工業化以前 (1750 年) の平均的な値とされる約 278ppm と比べて、51%増加しています。

(2) 地球温暖化の現状と将来予測

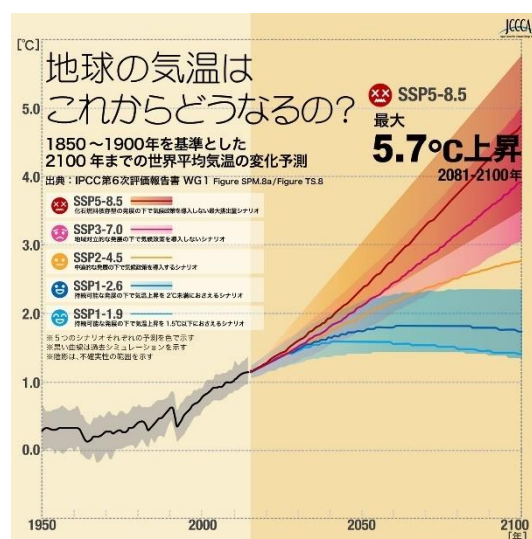
気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の第 6 次評価報告書によると、世界平均気温は工業化前と比較し、平成 23 (2011) ~令和 2 (2020) 年で 1.09℃上昇しています。

また、陸域では海面付近よりも 1.4~1.7 倍の速度で気温が上昇し、北極圏では世界平均の約 2 倍の速度で気温が上昇するとしています。

今後、温室効果ガス濃度がさらに上昇し続けると、気温はさらに上昇すると予測され、今世紀末までに 3.3~5.7℃の上昇 (SSP^[41]5-8.5) と予測されています。



(出典：環境省 デコ活)
<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/ondanka/>



(出典：温室効果ガスインベントリオフィス/
全国地球温暖化防止活動推進センター
ウェブサイト)
<https://www.jccca.org/>

[40] ppm…環境中の微量物質の濃度を表す単位であり、空気1m³中に含まれる該当成分の量 (mL) を表す。

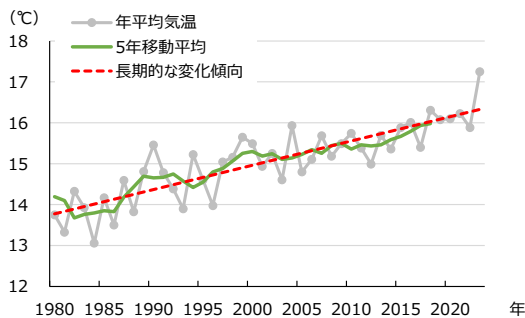
[41] SSP…気候変動が進行した場合のすじがき (シナリオ) であり、将来の社会経済の発展の傾向を考慮したもの。

(3) 地球温暖化に伴う気候変動の影響

地球温暖化による気候変動は、氷河の融解や海面水位の変化、洪水や干ばつなどの災害、生態系の変化、食料生産や健康などの人間の生活等、さまざまな影響を引き起こしています。

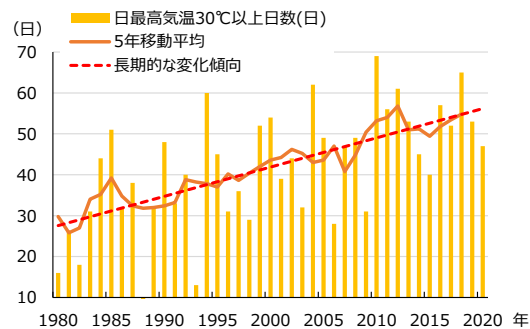
既に起きていること（現状）

年平均気温は
40 年※あたり **2.3℃上昇**しています



年平均気温の推移

真夏日は
40 年※あたり **27 日増加**しています



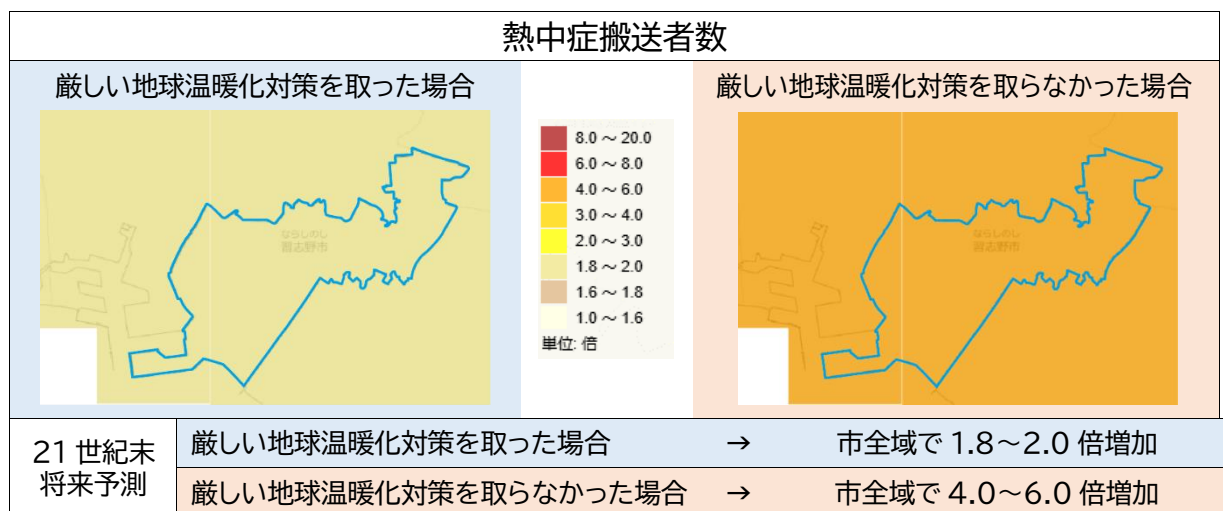
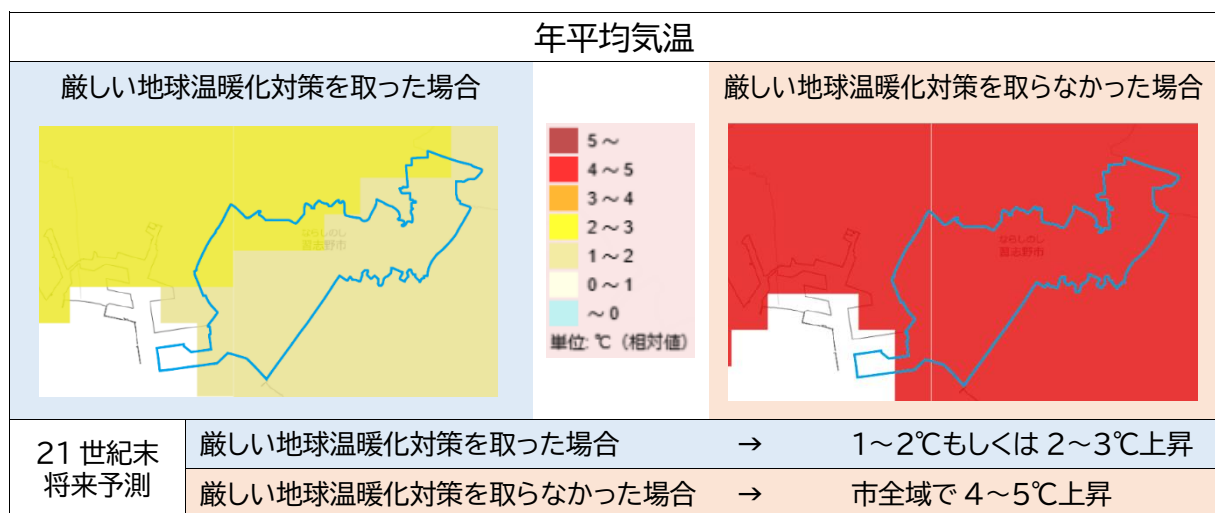
日最高気温 30℃以上の日数の推移

（資料：「過去の気象データ」（気象庁）より作成）（観測地点：最寄りの船橋のデータを使用）
※昭和 55（1980）～令和 5（2023）年を統計期間とする。

千葉県内で確認されている情報として、以下の現状があげられます。（「千葉県地球温暖化対策実行計画」より抜粋）

- 県内各地の年平均気温も長期的に上昇傾向を示しており、銚子は 100 年あたり 1.2℃、千葉は 100 年あたり 4.3℃、勝浦は 100 年あたり 1.1℃の割合で上昇しています。
- 銚子地方気象台の観測では、日最高気温が 30℃以上となる「真夏日」の日数は 10 年あたり 1.5 日、日最低気温が 25℃を下回らない「熱帯夜」の日数は 10 年あたり 0.8 日の割合で増加しています。また、日最低気温が 0℃未満となる「冬日」の日数は 10 年あたり 1.6 日の割合で減少しています。
- 1 時間降水量 50mm 以上の年間平均発生回数は、最近 10 年間（平成 24（2012）～令和 3（2021）年）は統計期間の最初の 10 年（昭和 52（1979）～昭和 63（1988）年）と比べて約 2.6 倍に増えています。
- 関東の東の海域の海面水温は、100 年あたり約 0.91℃、関東の南の海域の海面水温は、100 年あたり約 1.02℃の割合で上昇しています。

これから起きること（将来予測）



※気候変動適応情報プラットフォーム「気候変動の将来予測」において、下記の設定条件に基づく予測データを示している。

- ・データセット: 推進費 S-8 気候予測データ(環境省環境研究総合推進費 S-8「温暖化影響評価・適応政策に関する総合的研究」における気候予測結果を整理したもの。)
- ・気候モデル : MIROC5(日本の研究機関が開発した気候モデルであり、日本を含むアジアの気候やモンスーン、梅雨前線等の再現性や将来変化の研究が実施されている。)
- ・対象期間 : 基準期間(1981 年～2000 年)と 21 世紀末(2081 年～2100 年)との比較
- ・排出シナリオ: RCP2.6(IPCC 第 5 次評価報告書)、厳しい地球温暖化対策を取った場合
RCP8.5(IPCC 第 5 次評価報告書)、厳しい地球温暖化対策を取らなかった場合

※「厳しい地球温暖化対策」とは、パリ協定に基づく 1.5℃目標の達成に向けて、徹底した省エネルギー化やポテンシャル上限での再生可能エネルギーの導入など、各種取組を最大限実施した場合のこと。

(4) 地球温暖化対策に係る国際的な動向

「気候変動枠組条約」は、平成 4(1992)年 5 月の国連総会で採択され、同年 6 月の「地球サミット」の場で署名が始まり、平成 6(1994)年 3 月に発効しました。同条約に基づき、国連気候変動枠組条約締約国会議(COP)が平成 7(1995)年から毎年開催されています。

COP3 は平成 9(1997)年 12 月に京都で開催され、先進国の温室効果ガス排出量について法的拘束力のある各国の数値約束を定めた「京都議定書」が採択されました。

これを受けて、平成 10(1998)年に日本においても、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた地球温暖化対策推進法が制定され、国の地球温暖化対策が具体的に始まりました。日本は、平成 2(1990)年比温室効果ガス 6%削減の目標に対して、森林吸収源対策、京都メカニズムクレジット等による削減量を加味し、総排出量は基準年比 8.4%減となり、削減目標を達成しました。

平成 27(2015)年、フランス・パリにおいて開催された COP21 では、新たな法的枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。パリ協定は、「京都議定書」の後継として、令和 2(2020)年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みであり、途上国を含む全ての参加国・地域に排出削減の努力を求めています。

日本は令和 3(2021)年 4 月に、2050 年カーボンニュートラルと整合的で、野心的な目標として、令和 12(2030)年度において、温室効果ガス 46%削減(平成 25 年(2013)年度比)を目指すこと、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明し、令和 3(2021)年 10 月 22 日に「日本の NDC(国が決定する貢献)」として、国連気候変動枠組条約事務局へ提出しました。

令和 3(2021)年の COP26 においては、グラスゴー気候合意として努力目標であった 1.5℃を追求することが盛り込まれ、削減目標の強化が合意されました。また、パリ協定の実施方針(ルールブック)についても合意に達し、パリ協定が運用されることとなりました。

令和 5(2023)年の COP28 では、パリ協定の目標に対する進捗を確認する第 1 回グローバル・ストックテイク(GST)が実施されました。令和 6(2024)年の COP29 においては新たな気候資金に関する目標額である「新規合同数値目標」、パリ協定第 6 条の市場メカニズムの合意など、パリ協定の目標に向けた世界的な取り組みが進められています。

地球温暖化に関する世界の動向

年	世界の動向
1988	「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」が設立
1992	国連総会で「気候変動枠組条約」が採択、6月にリオで開催された環境と開発に関する国際連合会議(地球サミット)で署名(1994年3月発効)
1995	第1回 締約国会議(COP1)開催
1997	第3回締約国会議(COP3)において「京都議定書」を採択し、初めて先進国に法的拘束力のある目標を定めた
2005	京都議定書発効
2009	第15回締約国会議(COP15) コペンハーゲン合意
2015	国連総会で「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(複数の課題の統合的解決を目指すSDGsを含む)採択 第21回締約国会議(COP21)において「パリ協定」採択 パリ協定 世界共通の長期目標： 「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」 各国がそれぞれ、2020年以降の温暖化対策に関する目標を提出 全ての国が参加することをルール化した公平な合意
2016	パリ協定発効
2021	「日本のNDC(国が決定する貢献)」を国連気候変動枠組条約事務局に提出 第28回締約国会議(COP26) グラスゴー気候合意 日本のNDC(国が決定する貢献) 2050年カーボンニュートラルと整合的で、野心的な目標として、2030年度において、温室効果ガス46%削減(2013年度比)を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦していく
2023	第28回締約国会議(COP28) 第1回グローバル・ストックテイク(GST)

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章
地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

第6章

第7章

第8章

●コラム● 国の温室効果ガス削減目標

温室効果ガス削減目標

令和 12（2030）年度において、温室効果ガスを平成 25（2013）年度から 46%削減することを目指す。
さらに 50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

国では令和 3（2021）年 4 月における上記目標の表明に合わせ、同年 10 月に地球温暖化対策計画を改定しました。その中では、46%削減目標とともに部門別削減率についても示しています。

本市は産業規模が小さい住宅都市であることなどから、国とは温室効果ガス排出量における部門構成比が異なります。そのため、国が示す部門別削減率をそのまま本市へ反映することは難しいですが、本市で排出量が多い業務その他部門、家庭部門については国と同水準、またはより大きな削減を意識していくことが求められます。

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

部門別温室効果ガス排出量及び削減率

(出典：「地球温暖化対策計画 概要」(環境省))
<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>

参考情報
へのアクセス



環境省
ホームページ



2 計画の基本的事項

(1) 位置づけ

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体は「地方公共団体実行計画」を策定するものとされています。

本計画は、本市の自然的社会的条件に応じて、市域の温室効果ガス排出量の削減を計画的に進めるため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第4項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」として策定し、温室効果ガス排出量の削減目標等を設定します。

また、国や千葉県の計画及び市の上位・関連計画との整合を図るものとします。

(2) 期間

本計画の期間は、環境基本計画と整合を図り、令和8(2026)年度を初年度として、令和15(2033)年度までの8年間とします。

ただし、社会経済活動の変化や国・県の動きなどに応じ、必要に応じて見直しを検討します。

なお、温室効果ガス排出量の削減目標に係る基準年度及び目標年度は、国の「地球温暖化対策計画」と整合をとり、基準年度を平成25(2013)年度、中期目標年度を令和12(2030)年度、長期目標年度を令和32(2050)年度とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項で定められている7物質のうち、二酸化炭素（エネルギー起源 CO₂、非エネルギー起源 CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）を把握対象とし、市内に発生源がない代替フロン等4ガスは対象外としました。

温室効果ガスの種類及び発生源

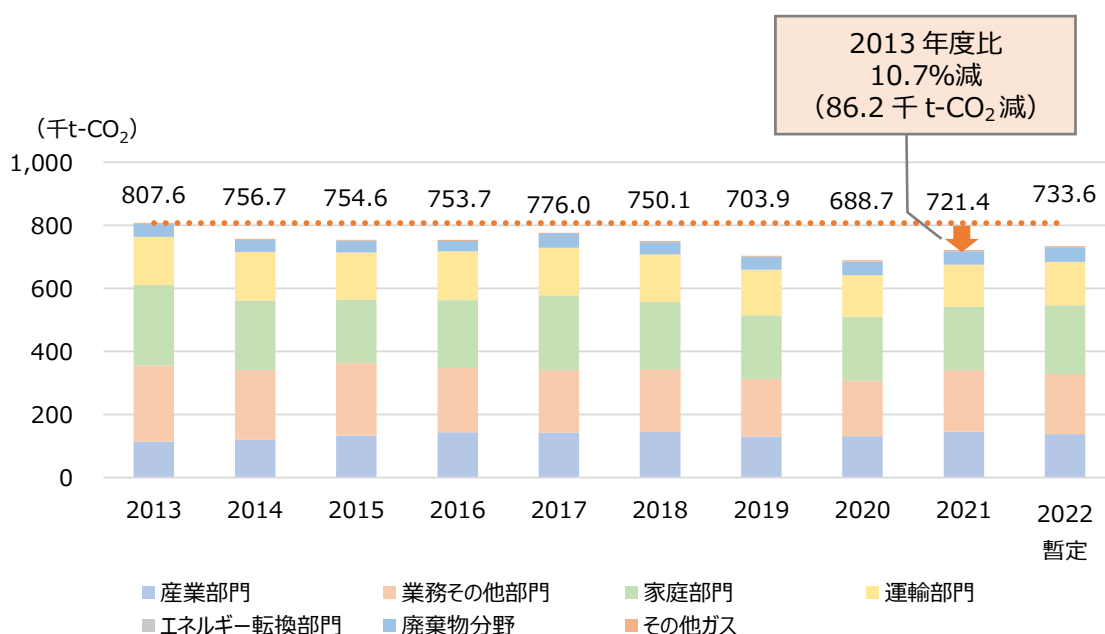
排出量の算定対象	温室効果ガス		主な発生源
○	二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	石炭、石油、天然ガスなどの化石燃料の燃焼、電気の使用（火力発電所によるもの）等
		非エネルギー起源	廃棄物の焼却処理、セメントや石灰石製造等の工業プロセス等
○	メタン (CH ₄)		稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の焼却処理、排水処理、自動車の走行等
○	一酸化二窒素 (N ₂ O)		化石燃料の燃焼、化学肥料の施用、排水処理、自動車の走行等
—	ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)		冷凍空気調査機器・プラスチック・半導体素子等の製造、溶剤としての HFCs の使用・製造等
—	パーフルオロカーボン類 (PFCs)		アルミニウムの製造、半導体素子等の製造、溶剤等としての PFCs の使用、PFCs の製造
—	六ふっ化硫黄 (SF ₆)		マグネシウム合金の casting、電気機械器具や半導体素子等の製造等
—	三ふっ化窒素 (NF ₃)		半導体素子等の製造、NF ₃ の製造

3 習志野市における温室効果ガス排出量の現状

(1) 温室効果ガス排出量の推移

本市の温室効果ガス排出量は、令和 3(2021)年度において 721.4 千 t-CO₂であり、平成 25(2013)年度比 10.7%減少しています。温室効果ガス排出量は平成 26(2018)年度～令和 2(2020)年度において減少傾向で推移しましたが、令和 3(2021)年度は増加し、令和 4(2022)年度もより増加すると見込まれます。

ガス種別にみると、二酸化炭素排出量が排出量全体の 99.5%を占めています。

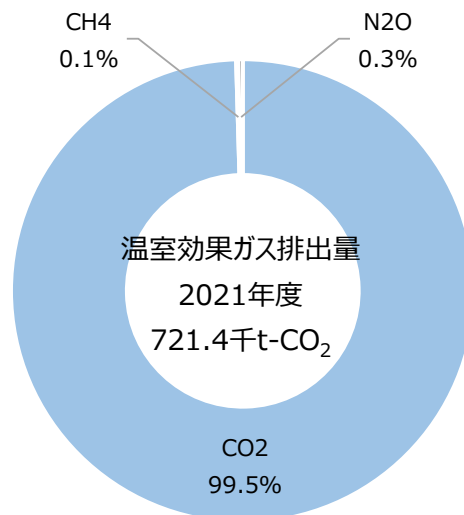


温室効果ガス排出量の推移

温室効果ガス排出量の推移

(単位: 千t-CO₂)

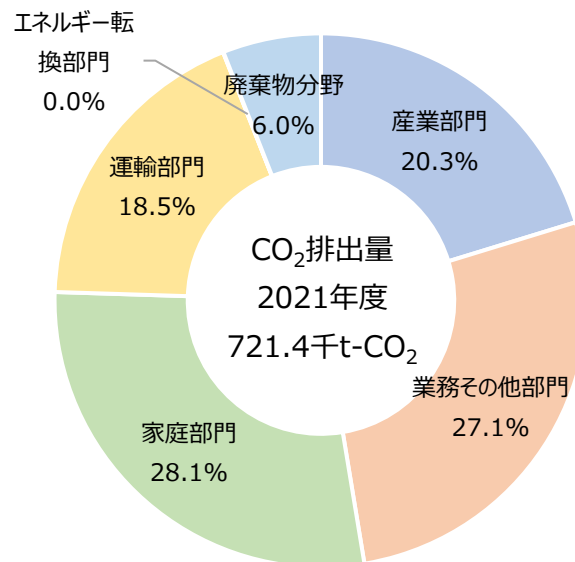
部門・分野等	2013年度 (基準年度)	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度 (暫定)
産業	113.7	119.2	132.4	143.0	142.2	143.8	129.4	130.5	145.6	137.4
業務その他	241.2	222.7	230.0	203.9	198.3	199.3	183.2	176.2	194.8	190.8
家庭	255.6	220.3	201.6	216.0	237.4	213.6	202.2	203.3	201.8	217.6
運輸	153.6	153.8	149.4	154.3	151.2	151.2	144.0	132.0	132.9	138.4
エネルギー	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
廃棄物	39.8	37.0	37.6	32.8	43.3	38.5	41.5	43.2	42.9	45.8
その他ガス	3.5	3.5	3.5	3.5	3.4	3.4	3.4	3.3	3.3	3.3
合計	807.6	756.7	754.6	753.7	776.0	750.1	703.9	688.7	721.4	733.6



温室効果ガス排出量のガス種別内訳

(2) 部門別二酸化炭素排出量

二酸化炭素排出量を部門別にみると、令和3(2021)年度は家庭部門(28.1%)が最も大きく、次いで業務その他部門(27.1%)、産業部門(20.3%)、運輸部門(18.5%)、廃棄物分野(6.0%)、エネルギー転換部門(0.0%)の順に占めています。



二酸化炭素排出量の部門別内訳

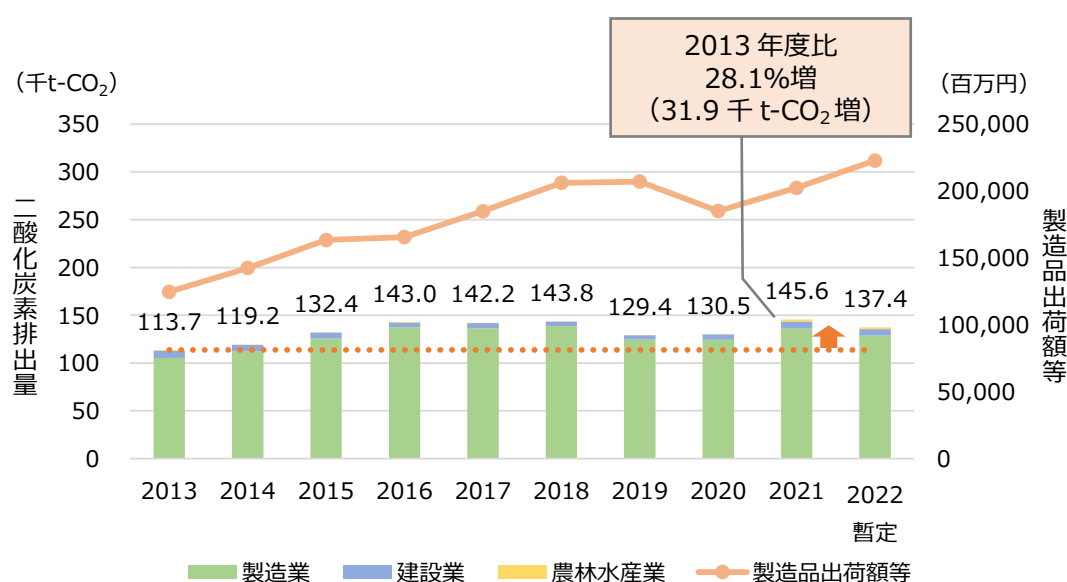
■ 産業部門

産業部門は製造業・建設業・農林水産業を対象とし、それら業種における工場・事業所の産業活動によるエネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量が計上されます。

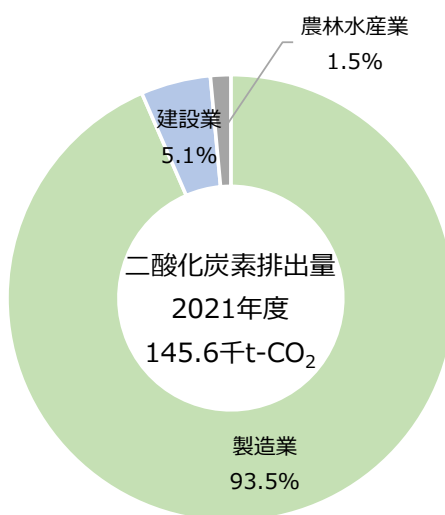
市内の産業部門における二酸化炭素排出量は、令和 3 (2021) 年度において 145.6 千 t-CO₂ であり、平成 25 (2013) 年度比 28.1% 増加しています。

業種別にみると、令和 3 (2021) 年度においては製造業 (93.5%) の割合が最も大きく、次いで建設業 (5.1%)、農林水産業 (1.5%) となっています。

製造業からの二酸化炭素排出量の指標である製造品出荷額等は増加傾向にあります。



産業部門における二酸化炭素排出量の推移



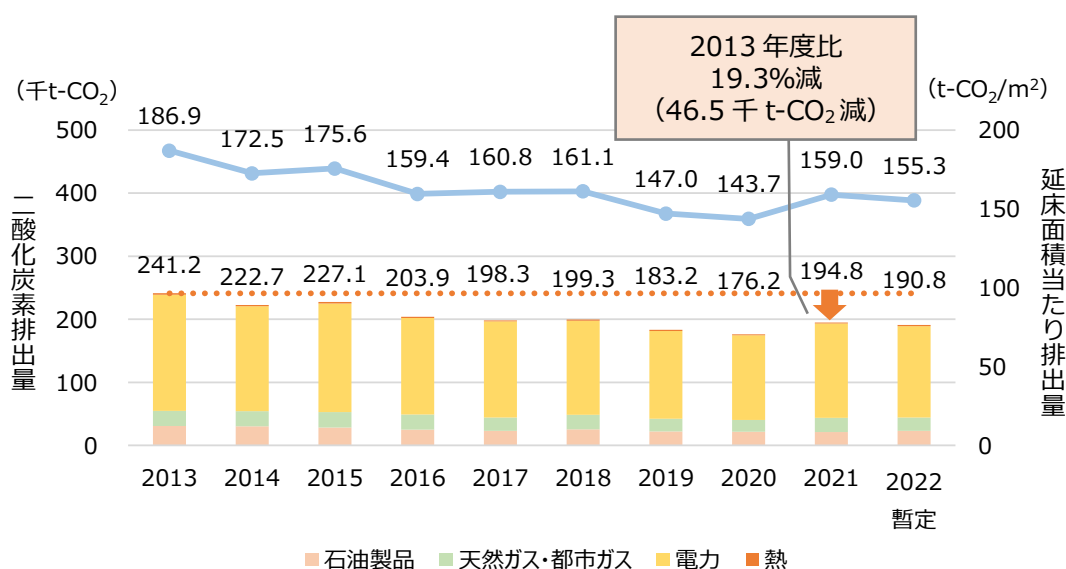
産業部門における二酸化炭素排出量の業種別内訳

■ 業務その他部門

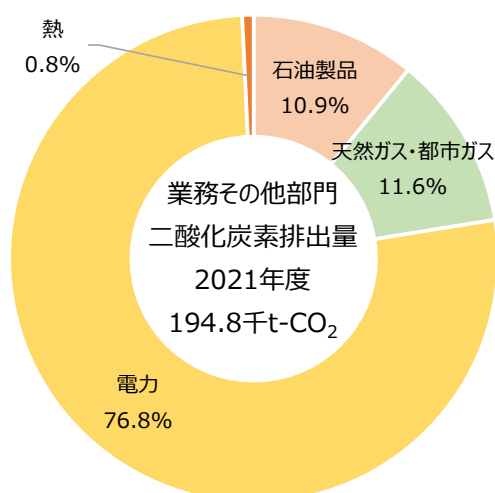
業務その他部門は事務所・ビル、商業・サービス業施設等を対象とし、それらに属する事業所内のエネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量が計上されます。

市内の業務その他部門における二酸化炭素排出量は、令和 3 (2021) 年度において 194.8 千t-CO₂であり、平成 25 (2013) 年度比 19.3%減少しています。延床面積当たりの排出量をみると概ね減少傾向で推移しており、設備効率の向上による省エネや電力排出係数の低減によるものと考えられます。

二酸化炭素排出量を燃料種別にみると、令和 3 (2021) 年度においては電力 (76.8%) の割合が最も大きく、次いで天然ガス・都市ガス (11.6%)、石油製品 (10.9%)、熱 (0.8%) となっています。



業務その他部門における二酸化炭素排出量の推移



業務その他部門における二酸化炭素排出量の燃料種別内訳

●コラム● 電力排出係数

灯油や石油などの燃料を消費することで二酸化炭素が発生し、基本的には燃料の消費量に応じて排出される二酸化炭素量も増減します。

しかし、電力の場合はその考えが複雑であり、それには消費される電力量のほかに、「電力排出係数」が関わってくるのが原因です。

電力排出係数

電力会社が電力をつくり出す際に、どれほどの二酸化炭素を排出したかを示す数値

$\text{kg-CO}_2 / \text{kWh}$

どれほどの二酸化炭素を出したか
(発電で消費された燃料の種類
・量に応じて変わる)

1kWh あたり

そのため、電力由来の二酸化炭素を削減するには、以下の2点が重要となります。

① 電力の消費量を削減していく(省エネ)

② 電力排出係数を下げる

①は市民や事業者における個々の取り組みにより実現が可能です。

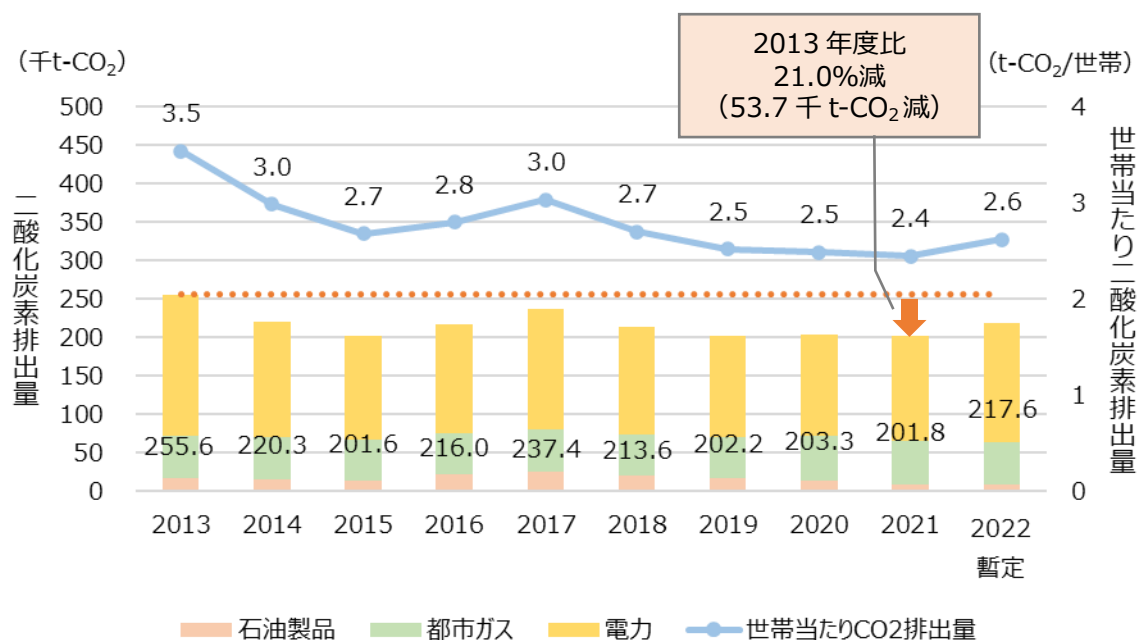
しかし、②は電力事業者の企業努力によるところが大きく、国が示す温室効果ガスの削減目標達成に向けては令和 12(2030)年までに $0.25\text{kg-CO}_2/\text{kWh}$ へ低減させることが必要であることから、電気事業低炭素社会協議会が掲げる目標でもこの数値と整合した目標が立てられています。

■ 家庭部門

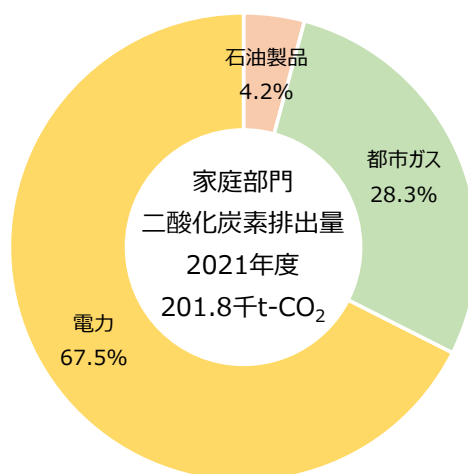
家庭部門は家庭におけるエネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量が計上されます。

市内の家庭部門における二酸化炭素排出量は、令和 3 (2021) 年度において 201.8 千 t-CO₂ であり、平成 25 (2013) 年度比 21.0%減少しています。世帯当たりの排出量をみると、平成 26 (2018) 年度以降は概ね減少傾向で推移しており、省エネ機器の普及による電力消費量の減少や電力排出係数の低減によるものと考えられます。

二酸化炭素排出量を燃料種別にみると、電力 (67.5%) が最も多く、次いで都市ガス (28.3%)、石油製品 (4.2%) となっていますが、電力の消費量は減少傾向にあります。



家庭部門における二酸化炭素排出量の推移

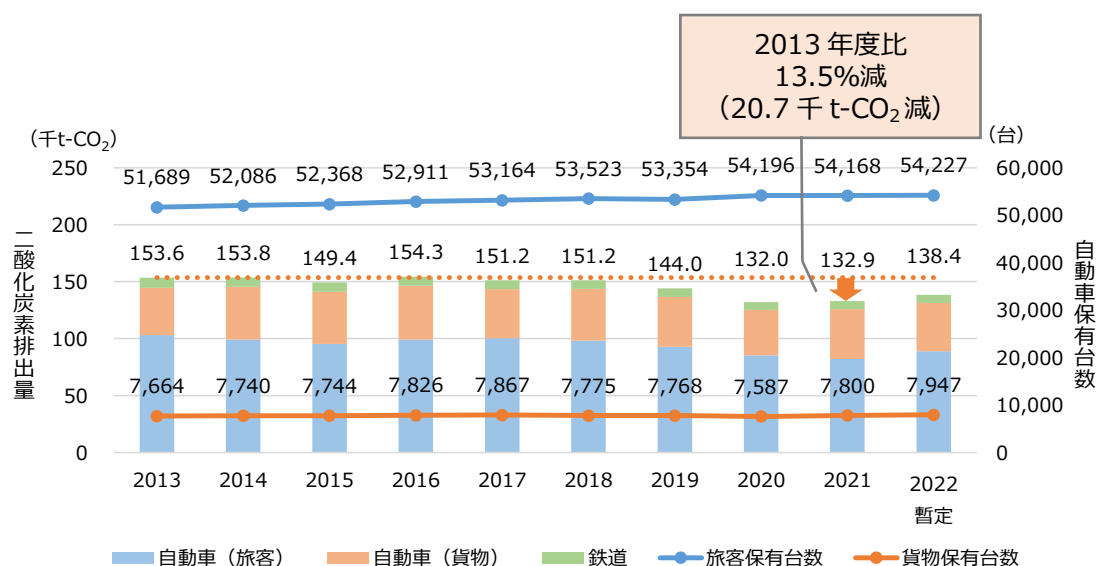


家庭部門における二酸化炭素排出量の燃料種別内訳

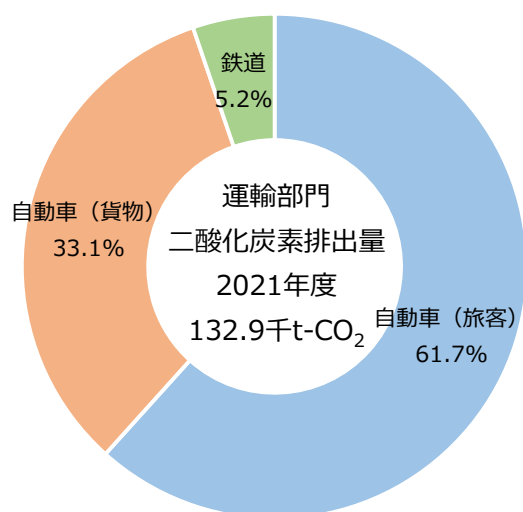
■ 運輸部門

運輸部門は人・物の輸送・運搬を対象とし、自動車や鉄道などでのエネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量が計上されます。

市内の運輸部門における二酸化炭素排出量は、令和 3 (2021) 年度において 132.9 千 t-CO₂ であり、平成 25 (2013) 年度比 13.5% 減少しています。令和 3 (2021) 年度における二酸化炭素排出量の内訳をみると、自動車 (旅客) (61.7%) が最も多く、次いで自動車 (貨物) (33.1%)、鉄道 (5.2%) となっており、平成 25 (2013) 年度比で自動車 (貨物) は増加、その他は減少しています。



運輸部門における二酸化炭素排出量の推移



運輸部門における二酸化炭素排出量の内訳

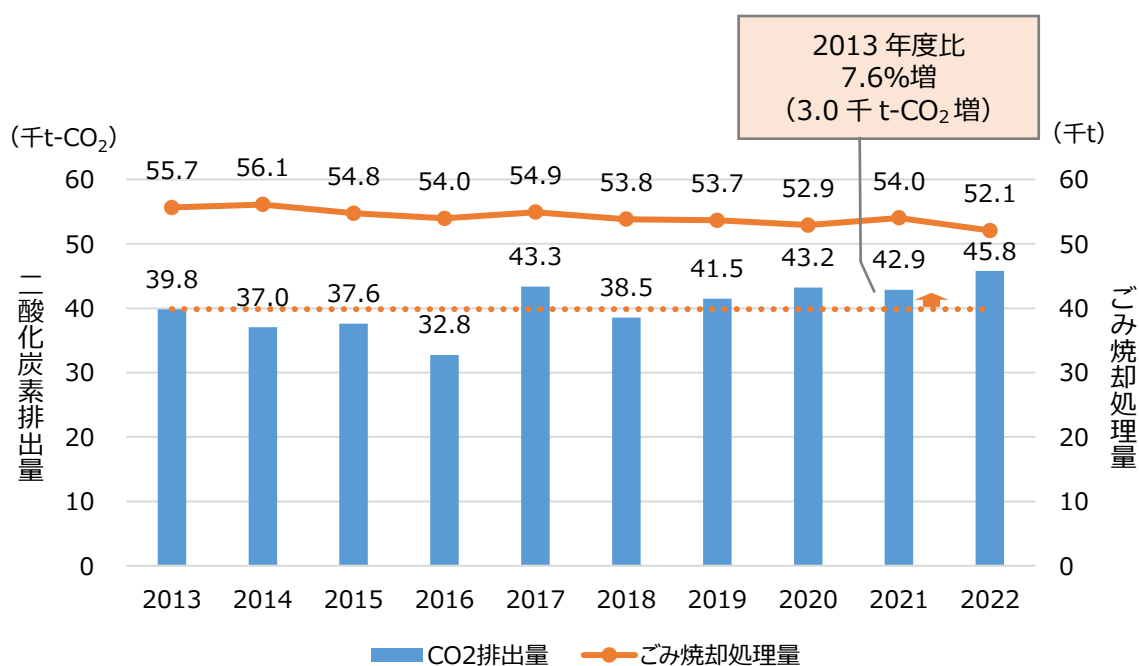
■ エネルギー転換部門

本市ではガス供給事業者における都市ガスの自家消費量をエネルギー転換部門に計上しています。

エネルギー転換部門における二酸化炭素排出量は、令和 3 (2021) 年度において 0.2 千 t-CO_2 であり、平成 25 (2013) 年度の水準を下回りつつ概ね横ばいで推移しています。

■ 廃棄物分野

廃棄物分野における二酸化炭素排出量は、令和 3 (2021) 年度において 42.9 千 t-CO_2 であり、平成 25 (2013) 年度比 7.6%増加しています。ごみ焼却処理量が減少している一方で、二酸化炭素排出量が増加している要因としては、焼却ごみに含まれるプラスチック量の増加によるものです。

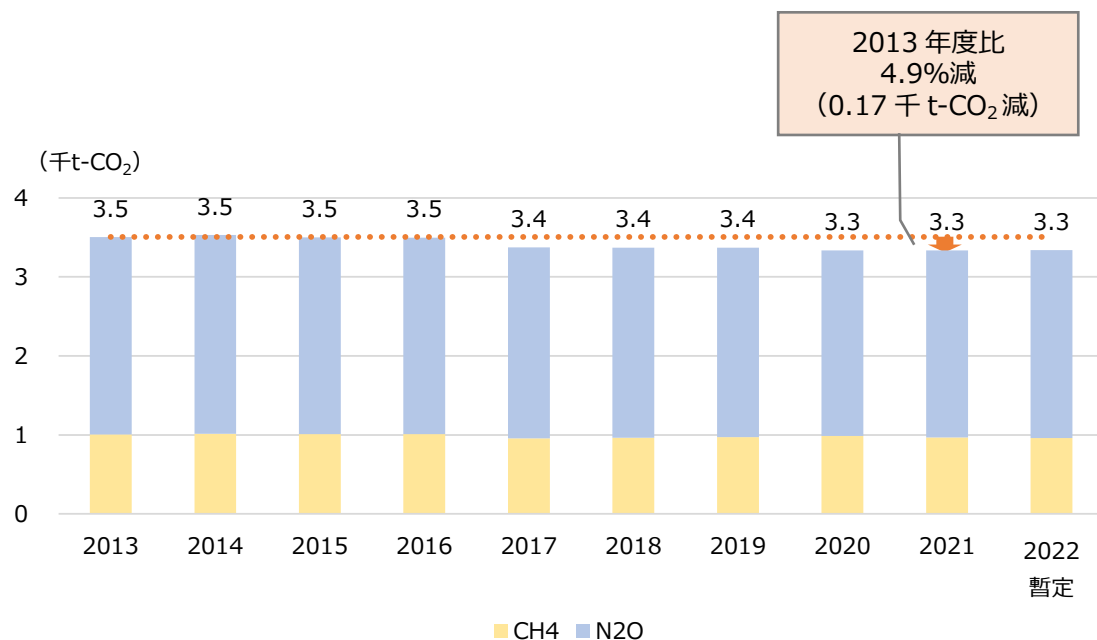


廃棄物分野における二酸化炭素排出量の推移

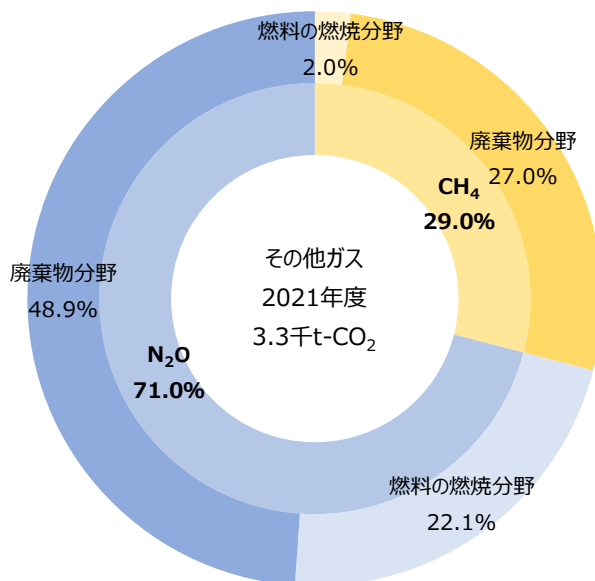
■ その他ガス

二酸化炭素以外のその他ガスであるメタン(CH_4)と一酸化二窒素(N_2O)の排出量は令和3(2021)年度において3.3千t- CO_2 であり、平成25(2013)年度比4.9%減少しています。

ガス別の内訳をみると、令和3(2021)年度においては一酸化二窒素(N_2O)が71.0%、メタン(CH_4)が29.0%を占めています。



その他ガス排出量の推移



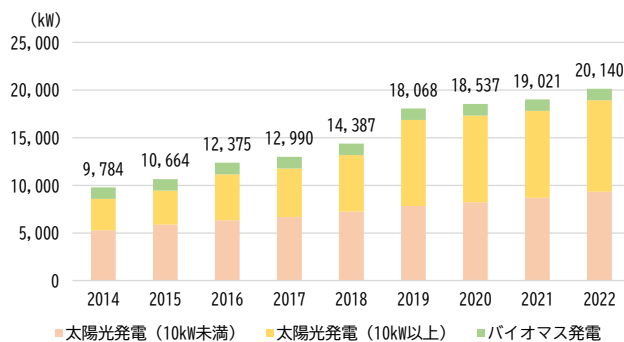
その他ガス排出量の内訳

(3) 再生可能エネルギーの導入状況

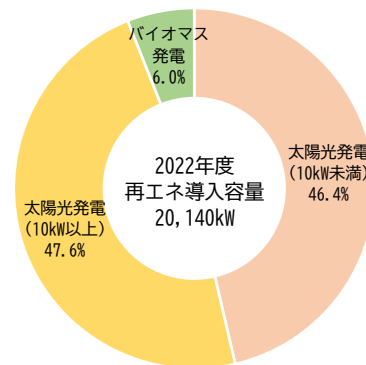
本市における再生可能エネルギー設備は令和4(2022)年度時点で20,140kW(発電量32,377MWh相当)導入されており、増加傾向で推移しています。設備別には太陽光発電が9割以上を占めており、その他はバイオマス発電のみとなっています。

一般的な住宅に設置する太陽光発電設備の容量は4.5kW程度であり、太陽光発電設備のうち10kW未満は主に住宅用、10kW以上は産業用となります。本市では住宅用、産業用ともに導入量が増加し続けていますが、特に産業用の伸びが大きなものとなっています。

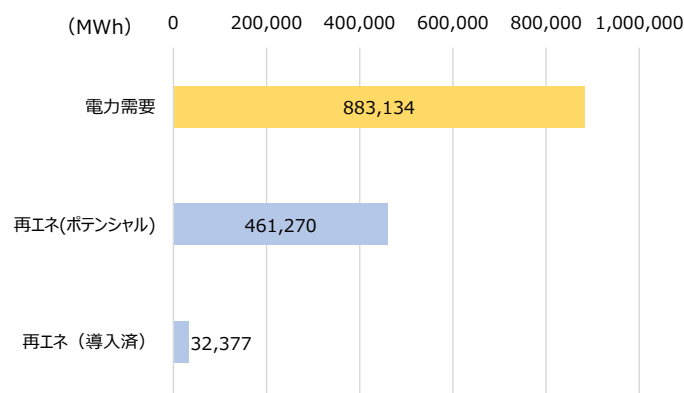
なお、本市における再生可能エネルギーの発電ポテンシャルは、最大限導入した場合に461,270MWhと見込まれ、これは令和4(2022)年度における本市の電力需要の52%程度ですが、導入済み設備による発電量はポテンシャル最大限の7%程度に留まっています。



再生可能エネルギー設備の導入容量の推移
(資料:「自治体排出量カルテ」(環境省)より作成)



再生可能エネルギー設備の導入容量内訳
(資料:「自治体排出量カルテ」(環境省)より作成)



再生可能エネルギー設備の発電量等の比較
(資料:「自治体排出量カルテ」(環境省)、自治体再エネ情報カルテ(環境省 REPOS)より作成)

4 温室効果ガス排出量の削減目標等

(1) 対策を実施しない場合の将来推計

本市の令和 12(2030)年度における温室効果ガス排出量について、温室効果ガス排出量の増減と関連する活動量(従業者数、人口など)の傾向及び令和 3(2021)年度の温室効果ガス排出量実績を基に、将来推計を実施しました。

その結果、本市で特段の温暖化対策を実施しない場合、令和 12(2030)年度の温室効果ガス排出量は推計時の直近年度である令和 3(2021)年度から見ると増加するものの、基準年度である平成 25(2013)年度から令和 3(2021)年度までに基準年度比で 10.7%削減していることから、令和 12(2030)年度に▲8%となります。

■ 主だった部門等の活動量の傾向

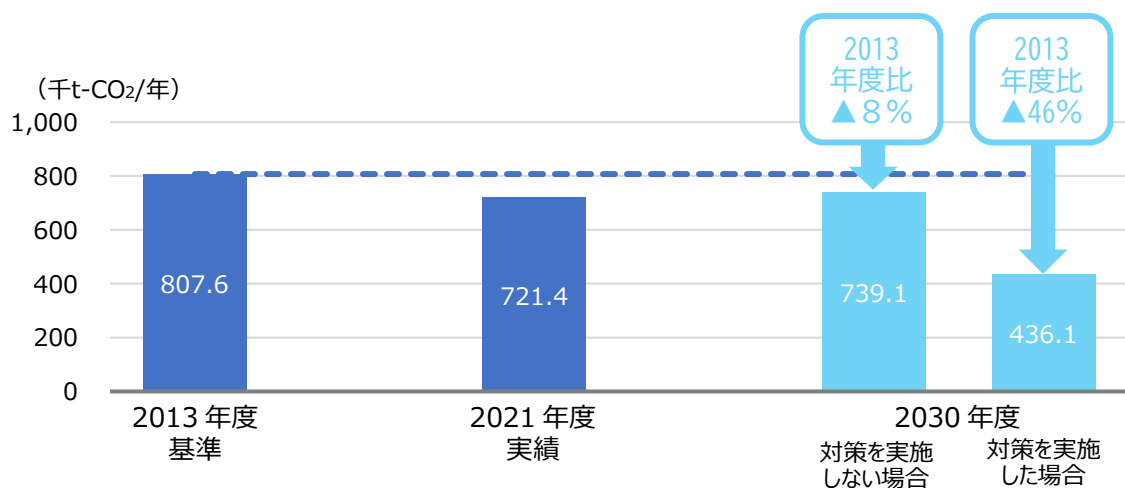
部門等	これまでの傾向	今後の予測
産業部門	● 製造業 製造品出荷額は増加傾向 ● 建設業・農林水産業 平成 26(2014)年度から令和 3(2021)年度にかけて、従業者数は増加	● 製造業 製造品出荷額と相関がある人口の傾向を踏まえ、増加傾向を維持 ● 建設業・農林水産業 令和 3(2021)年度水準を維持
業務その他部門	業務系延床面積は増加傾向	増加傾向を維持
家庭部門	人口は増加傾向	増加傾向を維持
運輸部門	● 旅客 自動車台数(旅客)は増加傾向 ● 貨物 自動車台数(貨物)は年度によりばらつきがある	● 旅客 増加傾向を維持 ● 貨物 令和 3(2021)年度水準を維持
廃棄物分野	一般廃棄物焼却量は減少傾向	人口の傾向を踏まえ、増加傾向※

※市民 1 人あたりのごみ排出量は現状から一定と仮定しており、これは「ごみを減らす」という対策をしない場合とするためである。そのため、対策の有無にかかわらず起きる変動として、一般廃棄物焼却量は人口増加に伴い増加すると見込んでいる。

(2) 対策を実施した場合の将来推計

本市の令和 12(2030)年度における温室効果ガス排出量について、対策を実施した場合として将来推計を実施しました。

本市で想定される人口増加等を加味しつつ、温室効果ガス排出量削減に係る対策として次頁に示す 3 項目を想定した場合、令和 12(2030)年度の温室効果ガス排出量は基準年度である平成 25(2013)年度比で▲46%となります。



温室効果ガス排出量の将来推計の結果

市内の温室効果ガス排出量の削減見込量内訳

(単位: 千t-CO₂)

部門・分野等	2013年度 (基準年度)	2021年度	2030年度		
			対策未実施	削減見込量	対策実施後
産業	113.7	145.6	147.0	56.0	91.0
業務その他	241.2	194.8	207.3	89.3	118.0
家庭	255.6	201.8	204.0	86.7	117.3
運輸	153.6	132.9	133.9	70.9	62.9
エネルギー	0.2	0.2	0.2	0.0	0.2
廃棄物	39.8	42.9	43.3	0.0	43.3
その他ガス	3.5	3.3	3.4	0.0	3.4
合計	807.6	721.4	739.1	303.0	436.1

■ 温室効果ガス排出量削減に係る対策

● 電力排出係数の低減

電気事業者が電力を作り出す際に、どれだけの二酸化炭素を排出したかを指し示す「電力排出係数」が 0.00025t-CO₂/kWh (国の地球温暖化対策計画が示す令和12(2030)年度における電力排出係数の目標値) に低減した場合の削減

● 国等との連携による削減対策

国が地球温暖化対策計画に示す目標達成に向けて実施する対策による削減

● 再生可能エネルギーの導入

■ 対策を実施した場合の削減見込量

		温室効果ガス排出量 (千t-CO ₂)
対策を実施しない場合		739.1
削減項目	電力排出係数の低減	▲185.1
	国等との連携による削減対策	▲108.5
	再生可能エネルギーの導入	▲9.4
合計		436.1
平成 25 (2013) 年度比削減率		▲46.0%

(3) 温室効果ガス排出量の削減目標等

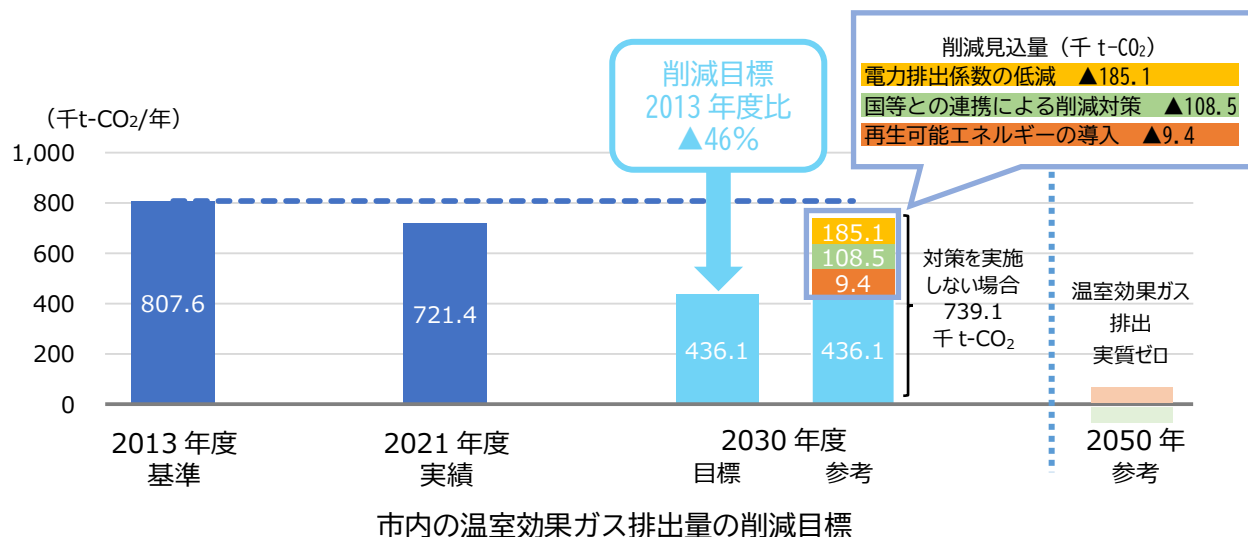
市域における温室効果ガス排出量の削減目標

市域における令和 12（2030）年度の温室効果ガス排出量を
平成 25（2013）年度比 46%削減

本計画の策定にあたっては、令和 32（2050）年までに市内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ習志野」の達成に向けて温室効果ガス排出量の削減を加速させるため、温室効果ガス排出量の削減に係る施策の充実を図り、市内の温室効果ガス排出量の削減目標（平成 25（2013）年度比）を令和 12（2030）年度に▲46%とします。

また、温室効果ガス排出量の削減目標については、国の地球温暖化対策計画における目標である「2030 年度において、温室効果ガス 46%削減（2013 年度比）を目指すこと、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けること」とも整合を図っています。

令和 3（2021）年度における本市の温室効果ガス削減率（平成 25（2013）年度比▲10.7%）から国と整合する目標値の達成は厳しい状況にあります。市民、事業者と市が協働して、可能な限り早期の排出量実質ゼロを目指していきます。



市域における再生可能エネルギー設備の導入目標

市域における再生可能エネルギー設備の導入容量を
令和 12（2030）年度までに 27.9MW 導入

発電量約
38,000MWh 相当

※削減見込量「再生可能エネルギーの導入」（▲9.4 千 t-CO₂）と整合する目標。

※戸建住宅における再生可能エネルギー設備の導入量を 4.5kW/世帯とした場合、約 6,200 世帯分に相当。

5 削減目標の達成に向けた取り組み

(1) 省エネルギー化

家庭・事業所の省エネルギー化の促進

■ 省エネルギー設備・機器の普及促進

主体	取り組み
市	● 家庭に向けて、省エネルギー設備等の導入に係る補助制度の実施や、その他、国や千葉県が実施する省エネルギー関連事業等について情報提供を図ります。 ● 事業所に向けて、国や千葉県が実施する省エネルギー設備等の導入に係る補助制度等について情報提供を図ります。 ● 市域における省エネルギー設備等の普及に資する取り組みの検討を行います。
市民	● 住宅への省エネルギー設備等の導入を図ります。 ● 市や国、千葉県等が実施する補助制度について情報収集を図るとともに、活用を検討します。 ● 既存設備等を更新する際は、可能な限り高効率なものへの更新を行います。 ● 既存設備等の使用方法を工夫し、できるだけエネルギー使用量の削減に努めます。
事業者	● 事業所への省エネルギー設備等の導入を図ります。 ● 市や国、千葉県等が実施する補助制度について情報収集を図るとともに、活用を検討します。 ● 既存設備等を更新する際は、可能な限り高効率なものへの更新を行います。 ● 既存設備等の使用方法を工夫し、できるだけエネルギー使用量の削減に努めます。 ● 省エネルギー設備等と関連する事業者は、より高効率な製品の開発・販売等を通じた普及に努めます。

省エネルギー行動の促進

■ 脱炭素型ライフスタイルの推進

主体	取り組み
市	● 本計画に基づくリーフレット等を活用し、環境に配慮した行動について普及啓発を行います。 ● 各種イベントやキャンペーンによる意識啓発を実施するほか、市民等の行動変容・ライフスタイル転換に向けた国民運動「デコ活」を推進します。
市民	● 市が公表するリーフレットや各種イベント等を通じて、環境に配慮した行動について情報収集に努めます。 ● 環境教育や環境学習の場に積極的に参加し、地球温暖化を含む環境問題について関心を持つよう心掛けます。 ● 日常生活の中で積極的に、環境に配慮した行動の実践や地域の環境保全活動への参加に努めます。 ● 使い捨て製品の使用を控え、マイバックの持参などにより日々の暮らしの中で廃棄物を削減します。
事業者	● 市が公表するリーフレットや各種イベント等を通じて、環境に配慮した行動について情報収集に努めます。 ● 環境教育や環境学習の場に積極的に参加し、地球温暖化を含む環境問題について関心を持つよう心掛けます。 ● 事業活動の中で、環境に配慮した行動の実践や地域の環境保全活動への参加を従業員へ推奨します。 ● 市が実施する各種イベントやキャンペーンへの協力を検討します。

公共施設における省エネルギー化の推進

■ 市役所における省エネルギー行動の率先

主体	取り組み
市	● 市役所職員による率先した省エネルギー化や環境配慮行動の実践を推進します。 ● 電力、都市ガスなどにおいて低炭素なエネルギーの調達を推進します。 ● 都市間連携による森林整備を活用したカーボンオフセットの実施を継続します。

■ 公共施設の省エネルギー化の推進

主体	取り組み
市	● 施設の新築・改修にあたっては、エネルギー消費量の極小化に向けた施設設計・改修に引き続き努めます。 ● 公用車における電気自動車やハイブリッド自動車などの次世代自動車の導入を推進します。

●コラム● 国民運動 デコ活

デコ活とは？

- 令和 32（2050）年におけるカーボンニュートラルの実現
- 令和 12（2030）年度における温室効果ガス削減目標の実現

上記に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル転換を強力に後押しするための国民運動です。

● 「デコ活」に込められた意味は？

二酸化炭素（CO₂）を減らす脱炭素（De-carbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。

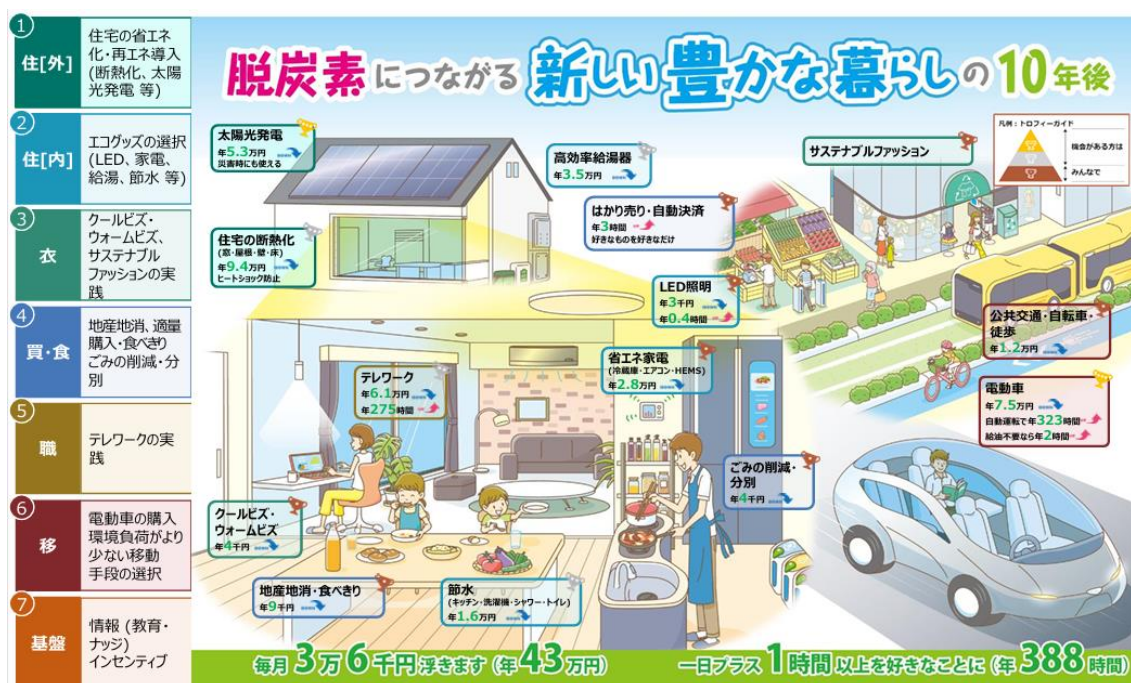
● デコ活アクション

デ：電気も省エネ 断熱住宅…住まいをリフォームや DIY で断熱化する、ZEH に住むなど

コ：こだわる楽しさ エコグッズ…LED や省エネ家電、HEMS^[42]などを生活に取り入れる

カ：感謝の心 食べ残しゼロ…食材を無駄にしないレシピや食べきれ量の購入など

ツ：つながるオフィス テレワーク…情報通信技術を活用し、時間や場所にとらわれず働く



(出典：「くらしの10年ロードマップ概要」(環境省 デコ活))

<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>

参考情報
へのアクセス



環境省
デコ活



^[42]HEMS…HEMS (Home Energy Management System) は、家庭内のエネルギー使用を管理・監視するシステムであり、電力の消費状況を可視化し、効率的なエネルギー利用を促進する。

(2) 持続可能なエネルギーの導入

再生可能エネルギーの利用拡大

■ 市域における再生可能エネルギーの利用拡大

主体	取り組み
市	● 家庭や事業所における再生可能エネルギー設備や蓄電池設備の導入を促進するため、家庭へは本市の補助制度の利用促進に取り組み、事業者へは再生可能エネルギー設備に関する情報提供等を行います。 ● 九都県市の協働事業「首都圏再エネ共同購入プロジェクト」について、市内事業者における利用を図るため普及啓発を行います。 ● 市域における再生可能エネルギー設備等の普及に資する取り組みの検討を行います。
市民	● 住宅への再生可能エネルギー設備及び蓄電池の導入を図ります。 ● 市や国、千葉県等が実施する補助制度について情報収集を図るとともに、活用を検討します。 ● 再生可能エネルギー設備の導入が難しい場合は、購入する電力について電力事業者が提供する低炭素電力^[43]への切替を検討します。
事業者	● 事業所への再生可能エネルギー設備及び蓄電池の導入を図ります。 ● 国、千葉県等が実施する補助制度について情報収集を図るとともに、活用を検討します。 ● 再生可能エネルギー設備の導入が難しい場合は、購入する電力について電力事業者が提供する低炭素電力への切替を検討します。 ● 再生可能エネルギー設備や蓄電池と関連する事業者は、市域において、それら設備の普及に努めます。

■ 公共施設における再生可能エネルギー等の利用推進

主体	取り組み
市	● 公共施設における再生可能エネルギー設備や蓄電池設備の導入を検討します。 ● 新たに建設予定の清掃工場について、余熱利用により発電した電力の有効活用を検討します。

^[43]低炭素電力…化石燃料を利用せず、太陽光、水力、風力などにより創出された電力を多く含む電力のこと。

自立・分散型エネルギーシステムの構築

■ エネルギーの地産地消の推進

主体	取り組み
市	● 公共施設における太陽光発電設備での発電や、清掃工場における余熱利用により発電した電力の有効活用を検討します。

■ エネルギーの安定供給の促進

主体	取り組み
市	● 災害時に避難所となる小・中学校などの公共施設に、再生可能エネルギー設備、蓄電池設備等の導入を推進します。

(3) 脱炭素なまちづくり

エネルギーを効率的に使う建築物の普及

■ エネルギー効率の良い建築物の普及促進

主体	取り組み
市	● 「長期優良住宅」等の認定により、断熱・遮熱性能が高く、パッシブデザインが取り入れられているなど、エネルギー効率の良い建築物の普及を促進します。 ● ZEH や ZEB、既存建築物の断熱化改修などについて情報提供を行います。 ● 市域におけるエネルギー効率の良い建築物の普及に資する取り組みの検討を行います。
市民	● 住宅の新築や建替えに際しては ZEH を検討します。 ● 既存住宅では断熱改修の実施を検討します。
事業者	● 事業所の新築や建替えに際しては ZEB を検討します。 ● 既存建築物では断熱改修の実施を検討します。 ● 建築物と関連する事業者は、ZEH や ZEB、既存建築物の断熱改修について情報提供、市域への普及に努めます。

●コラム● 環境にやさしい建物 ZEH と ZEB

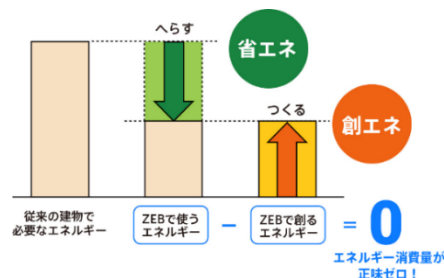
Net **Z**ero **E**nergy **H**ouse (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス 略してゼッチ)

Net **Z**ero **E**nergy **B**uilding (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル 略してゼブ)

● ZEH と ZEB はどんな建物？

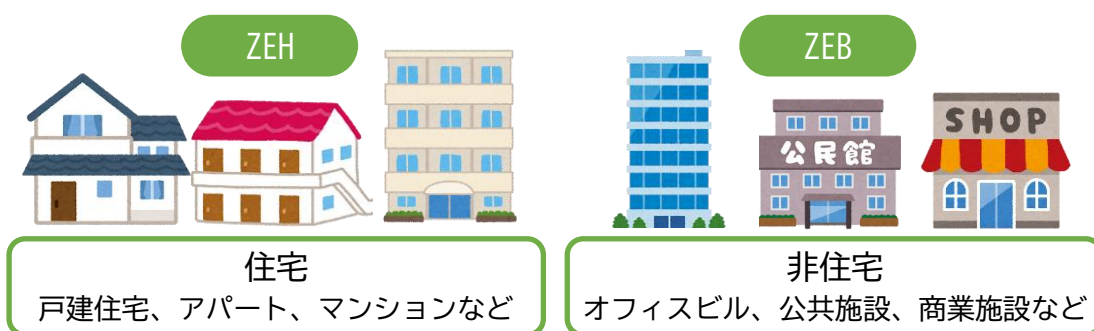
ZEH と ZEB はともに建物で使われるエネルギー（電気やガスなど）を正味でゼロ以下にすることをめざす建物です。

ZEH は住宅、ZEB は非住宅を指します。



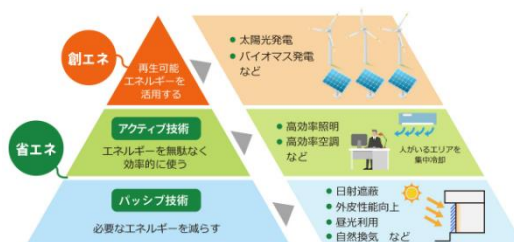
(出典：環境省 ZEB PORTAL)

<https://www.env.go.jp/earth/zeb/about/>



● どうやってエネルギーを正味でゼロ以下にする？

ZEH や ZEB では、【省エネ：使うエネルギーの削減】、【創エネ：使うエネルギーを創り出す】を組み合わせることで、エネルギーを±ゼロとしていきます。



(出典：環境省 ZEB PORTAL)

<https://www.env.go.jp/earth/zeb/detail/06.html>

● なぜ建物のエネルギーを正味ゼロにすることが必要？

現在、人々の暮らしや事業活動の中で行われる、明かりをつける、冷暖房を使う、お湯をつくるなどの活動はすべてエネルギーの消費によりまかなわれており、二酸化炭素の排出につながっています。

特に住宅都市である本市では、市域における温室効果ガス排出量の半分以上が住宅や商業施設等から排出されており、その削減は急務です。

ZEH や ZEB の普及により建物の脱炭素化を図ることで、人々の暮らしの快適性を維持しながら、環境への負荷を軽減していくことが必要です。

参考情報
へのアクセス



環境省
住宅脱炭素
NAVI



環境省
ZEB PORTAL



第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

第
5
章
地球温暖化対策実行
計画（区域施策編）

第
6
章

第
7
章

第
8
章

環境負荷の少ない交通体系の構築と利用の促進

■ 公共交通機関の利用促進

主体	取り組み
市	● 鉄道、路線バス、コミュニティバスなどの公共交通機関の利用を促進するため、公共交通網や便数の維持に努め、公共交通サービスを確保します。
市民	● 自動車の利用はできるだけ控え、公共交通機関を利用します。 ● 自動車を利用する際は、エコドライブに努めます。
事業者	● 通勤や事業活動に伴う移動に際し、従業員へ公共交通機関の利用を推奨し、積極的な活用を図ります。 ● 公共交通の運行事業者は、交通サービスの維持に努めます。

■ 歩行者・自転車利用環境の維持・向上

主体	取り組み
市	● 「都市マスタープラン」等と連携し、人々が安全・安心して快適に移動できる自転車歩行者通行空間の創出やネットワークの形成を図ります。 ● 自転車等駐車場の適正配置を図ります。 ● シェアサイクルの認知度向上を図るため、ホームページでの情報提供などを行います。
市民	● 近場での移動に際しては、徒歩または自転車での移動に努めます。
事業者	● 近場での移動に際しては、従業員へ徒歩または自転車での移動を推奨し、積極的な実践を図ります。



シェアサイクル設置状況

■ 次世代自動車の普及促進

主体	取り組み
市	● 市域における電気自動車やハイブリッド自動車などの次世代自動車の普及促進に向け、次世代自動車に関する周知・啓発を行います。
市民	● 自動車の購入に際しては次世代自動車を検討します。
事業者	● 社用車の購入に際しては次世代自動車を検討します。 ● 自動車と関連する事業者は、次世代自動車について情報提供、市域への普及に努めます。

指標

省エネルギー化の指標

指標	現状値	計画目標値
	令和 6 (2024) 年度	令和 15 (2033) 年度
市域における温室効果ガス排出量	—※1	436.1 千 t-CO ₂ (平成 25 (2013) 年度比 ▲46%)※2
公用車(一般車両)※3に占める次世代自動車の割合	5%	32%
住宅用省エネルギー設備等導入に係る補助金交付件数	100 件	120 件

※1 現状値は本計画策定時における最新値として、令和 3 (2021) 年度 721.4 千 t-CO₂となっている。

※2 「市内の温室効果ガス排出量」の目標値は、令和 15 (2033) 年度時点で把握可能な最新値である令和 12 (2030) 年度値とする。

※3 消防車などの特殊車両を除く一般車両の台数(令和 6 (2024) 年度末 158 台)を母数として算出した。

持続可能なエネルギーの導入の指標

指標	現状値	計画目標値
	令和 6 (2024) 年度	令和 15 (2033) 年度
再生可能エネルギー設備を導入済みの公共施設数※における割合	29%	50%

※ 全公共施設のうち、再生可能エネルギー設備を導入可能な施設数(42 施設)を母数とした。

脱炭素なまちづくりの指標

指標	現状値	計画目標値
	令和 6 (2024) 年度	令和 15 (2033) 年度
自転車通行区間の整備率	2.7%	10.9%※

※ 現時点での目標としており、変更となる可能性がある。

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

地球温暖化対策実行
計画(区域施策編)

第 6 章

第 7 章

第 8 章

第6章 地域気候変動適応計画

1 適応に関する基本的な考え方

（１）気候変動の影響

地球温暖化に起因する気候変動の影響は、現在すでに様々な分野であらわれています。

自然災害に関しては、近年、過去の観測記録を上回るような大雨が発生しており、それによる洪水や高潮・高波、土砂災害などが発生しています。健康面では、猛暑による熱中症の増加や新たな病原体の侵入による感染症の流行などが危惧されています。その他にも農作物の品質低下や生産量低下、生態系の変化等、身近な生活や事業活動にも影響を及ぼしています。



(出典：気候変動適応情報プラットフォーム)

<https://adaptation-platform.nies.go.jp/tools/illustration02.html>

(2) 気候変動対策の「緩和」と「適応」

気候変動対策は「緩和」と「適応」の2本柱であり、気候変動の原因である温室効果ガスの排出量を削減する「緩和」とともに、すでに生じている影響を回避・軽減する「適応」にも取り組む必要があります。

平成30(2018)年12月に施行された「気候変動適応法」では、日本における適応策の法的位置付けが明確化されるとともに、地方自治体には地域気候変動適応計画の策定が努力義務とされました。

千葉県においても、平成30(2018)年3月に「千葉県の気候変動影響と適応の取組方針」が策定されています。

国は令和3(2021)年10月に「気候変動適応計画」を閣議決定し、令和5(2023)年には熱中症対策実行計画の基本的事項を定める等の一部変更を行いました。

「気候変動適応計画」では、「農業・林業・水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」「産業・経済活動」「国民生活・都市生活」の7つの分野について、現状と将来の気候変動に基づく影響と適応の基本的な施策が示されています。



農業・林業・水産業



水環境・水資源



自然生態系



自然災害・沿岸域



健康



産業・経済活動



国民生活・都市生活

(出典：気候変動適応情報プラットフォーム)

<https://adaptation-platform.nies.go.jp/tools/illustration.html>

2 計画の基本的事項

(1) 位置づけ

「気候変動適応法」に基づき、地方公共団体は「地域気候変動適応計画」の策定に努めるものとされています。

本計画は、本市の自然的社会的条件に応じて、気候変動適応に関する施策を計画的に進めるため、「気候変動適応法」第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」として策定します。

また、国や千葉県の計画及び市の上位・関連計画との整合を図るものとします。

(2) 期間

本計画の期間は、環境基本計画と整合を図り、令和 8(2026)年度を初年度として、令和 15(2033)年度までの 8 年間とします。

ただし、社会経済活動の変化や国・県の動きなどに応じ、必要に応じて見直しを検討します。

3 習志野市における気候変動影響評価

気候変動適応法では、環境大臣がおおむね 5 年ごとに気候変動影響の総合的な評価についての報告書（気候変動影響評価報告書）を作成すると定められています。気候変動影響評価にあたっては、「重大性」「緊急性」「確信度」の 3 つの観点で設けられ、7 分野 71 項目について評価が行われています。

本市の地域特性を考慮して気候変動への適応を進めていくため、国の気候変動影響評価手法を踏襲しつつ、以下に示す 2 つの観点から、本市が今後重点的に取り組む分野・項目を選定しました。

【項目の選定理由】

- ① 国の「気候変動影響評価報告書」における「緊急性」及び「確信度」を鑑みつつ、特に「重大性」について重大な影響が認められる項目、かつ本市に存在する項目。
- ② 千葉県内において、気候変動によると考えられる影響が既に生じている、あるいは本市の地域特性を踏まえて重要と考えられる分野・項目。
※既に生じている影響は千葉県の気候変動影響と適応の取組方針により把握

選定結果は次のとおりとなります。

【重大性】	●：特に重大な影響が認められる	◆：影響が認められる
	－：現状では評価できない	
【緊急性】	●：高い	▲：中程度
	■：低い	－：現状では評価できない
【確信度】	●：高い	▲：中程度
	■：低い	－：現状では評価できない

なお、一部の項目については温室効果ガスの排出シナリオに基づき、以下に示す 2 つの場合に分けて重大性の評価を示しています。

RCP シナリオ（代表濃度経路シナリオ）

- RCP2.6：将来の気温上昇を 2℃以下に抑えるという目標の下、排出量の最も低いシナリオ（平均気温は 2℃程度上昇を想定）
- RCP8.5：2100 年における温室効果ガス排出量の最大排出量に相当するシナリオ（平均気温は 4℃程度上昇を想定）

習志野市が今後重点的に取り組む分野・項目

分野	大項目	小項目	国の影響評価(2020)			選定理由
			重大性	緊急性	確信度	
農業・林業・水産業 水環境・水資源	農業	野菜等	◆	●	▲	②
		病虫害・雑草等	●	●	●	①
	水環境	河川	◆	▲	■	②
		沿岸域及び閉鎖性海域	◆	▲	▲	②
	水資源	水供給(地表水)	●※1	●	●	①、②
			●※2			
		水供給(地下水)	●	▲	▲	①
自然生態系	陸域生態系	人工林	●	●	▲	②
	淡水生態系	河川	●	▲	■	①、②
	その他	分布・個体群の変動	●※3	●※3	●※3	①
			●※4	●※4	▲※4	
自然災害・沿岸域 健康 市民生活・都市生活	河川	洪水	●※1	●	●	①、②
			●※2			
		内水	●	●	●	①、②
	沿岸	高潮・高波	●	●	●	①
	暑熱	死亡リスク等	●	●	●	①
		熱中症等	●	●	●	①、②
	感染症	節足動物媒介感染症	●	●	▲	①
	都市インフラ、ライフライン等	水道・交通等	●	●	●	①、②
			●	●	●	
	その他	暑熱による生活への影響等	●	●	●	①、②

※1:RCP2.6 及び 2℃上昇相当の場合

※2:RCP8.5 及び 4℃上昇相当の場合

※3:在来生物の場合

※4:外来生物の場合

4 将来の気候変動影響と取り組み

適応は、市民にとって日々の生活を安全・快適に維持すること、事業者にとって事業活動の安定・維持、ビジネスチャンスといったメリットがあり、市だけでなく市民・事業者が主体的に取り組むことが望まれます。

ここでは、「3 習志野市における気候変動影響評価」、選定された分野・項目について、これまでに生じている影響及び将来予測される影響、影響に対する適応策を示します。

(1) 農業・林業・水産業



現在の状況

◆ 千葉県での影響

- ・冬季の気温上昇により、水稻ほか多品目を加害する南方系害虫のミナミアオカメムシの県内での分布が拡大する傾向が見られています。



ミナミアオカメムシ

(出典：「ダイズカメムシ類対策マニュアル」(農林水産省))
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/kamemusi.html>

◆ 習志野市での影響

- ・近年の夏季の猛暑による野菜の生育障害、品質低下などが発生しています。
- ・苗の生育期間が早まっています。

将来予測される影響

- ・施設野菜では、果菜類において、夏季の高温による着果不良など収量や品質の低下が懸念されます。
- ・露地野菜では、夏期の高温、乾燥により収量、品質の低下が懸念されます。
- ・ミナミアオカメムシをはじめとした、新たな病害虫による被害の拡大が懸念されます。

適応策

- 病害虫の防除
 - 国や千葉県、研究機関等と連携し、気候変動に伴う病害虫の増加等に関する情報収集及び対策の検討を行います。
- 高温耐性品種などの情報収集
 - 温暖化に対応した品種などについて、動向を注視するとともに、習志野市で実施可能な事項について情報収集を行います。

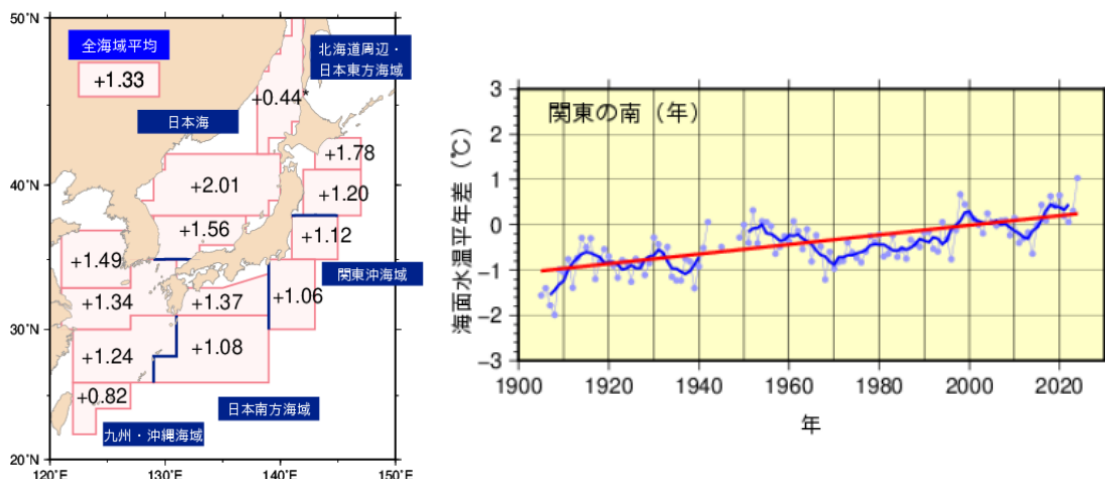
(2) 水環境・水資源



現在の状況

◆ 千葉県での影響

- ・東京湾において水温の上昇傾向が確認されています。
- ・東京湾で発生する貧酸素水塊^[44]の解消時期が遅れています。



日本近海の海域平均海面水温（年平均）の上昇率（℃/100年）

※統計期間：明治38（1905）年～令和6（2024）年

（出典：気象庁ホームページ）

https://www.data.jma.go.jp/kaiyou/data/shindan/a_1/japan_warm/japan_warm.html

◆ 習志野市での影響

- ・東京湾沿岸で青潮^[45]が発生した際、潮の満ち引きにより菊田川、谷津川、谷津干潟にも流れ込み、魚などの酸欠死が発生しています。



青潮発生時の東京湾の様子

^[44] 貧酸素水塊…水中の溶存酸素濃度が非常に低い領域を指す。このような水塊は、主に栄養素の過剰供給や水の循環が悪い場所で発生しやすく、特に夏季に温暖な水温が続くときに見られる。

^[45] 青潮…大量に発生したプランクトンの死骸が海底で分解され、酸素が多く消費された下層の海水が、強い風や潮の流れによって沿岸部の表層に上昇し、酸素と反応し生成された硫黄分により海面が青白く見える現象のこと。

将来予測される影響

- ・河川水温上昇及び水温上昇に伴うDO^[46]の低下や水質の変化が予測されます。
- ・海面上昇による干潟や浅場の侵食（減少）が懸念されます。
- ・海面上昇による塩水遡上距離の増大や、それに起因する河川水への影響が懸念されます。
- ・東京湾における貧酸素水塊の解消時期の遅れ及びそれに伴う青潮の発生が懸念されます。

適応策

■ 継続的な水質等の監視

- 水環境に関する継続的な監視を行い、水質悪化が見られる場合は必要な対策の検討を行います。また、河川管理者である千葉県、谷津干潟を所管する国と連携を図ります。

^[46]DO…溶存酸素（Dissolved Oxygen）の略で、水中に溶け込んでいる酸素のこと。

(3) 自然生態系



現在の状況

◆ 千葉県での影響

- ・本来冷温帯に生育する植物が減少しており、千葉県の絶滅危惧種ヒメコマツの野生個体群の激減、平成 6 (1994) 年の高温・少雨によると推測される集団枯死が確認されています。
- ・全国的に都市部を中心に開花日が早期化しているソメイヨシノについて、銚子地方気象台の観測では開花日に変化傾向は見られていません。
- ・クマゼミ、ナガサキアゲハ、ムラサキツバメ、クロマダラソテツシジミ、ツマグロヒョウモン、アカボシゴマダラ等、かつて千葉県に生息していなかった種や生息地が限られていた種が分布を広げています。
- ・特定外来生物に指定されているクビアカツヤカミキリは、千葉県内で令和 6 (2024) 年 10 月に新たに発見され、分布が拡大する可能性があります。

◆ 習志野市での影響

- ・市内緑地においてマツ枯れが継続して発生しており、近年は増加傾向にあります。
- ・気温上昇によりマツノマダラカミキリの活動期が長期化していると考えられ、冬季でもマツ枯れが発生しています。



マツ枯れの原因となるマツノマダラカミキリ
(出典：林野庁ホームページ)
https://www.rinya.maff.go.jp/j/hogo/higai/matukui_R5.html



被害木

将来予測される影響

- ・生物の分布域の変化、ライフサイクル等の変化等により種の絶滅を招く可能性があります。
- ・侵略的外来生物の侵入・定着確率が気候変動により高まることが想定されます。
- ・降雨の時空間分布の変化に起因する大規模な洪水の頻度増加による、濁度成分の河床環境への影響、及びそれに伴う魚類、底生動物、付着藻類等への影響が想定されます。
- ・渇水に起因する水温の上昇、溶存酸素の減少に伴う河川生物への影響が想定されます。

適応策

- 市域における生物の把握
 - 谷津干潟自然観察センターや市民等と連携し、野鳥などの市域における生物の把握に努めます。
- 市域における生物の生息・生育場所の保全
 - 谷津干潟や都市公園などの適切な維持・管理を通じて、市域における生物の生息・生育場所の保全に努めます。
- 外来生物の防除
 - 千葉県と連携し、アライグマなど特定外来生物の防除を行います。
 - ホームページでの情報提供などを通じて、外来生物の侵入・拡散防止に係る周知啓発を図ります。
- マツ枯れへの対応
 - 事前に樹木への薬剤の注入を行い、病虫害の防除を行うとともに、定期的な樹木管理を通じて、マツ枯れの発生状況の把握や、マツ枯れが発生した樹木の伐採などの対応を図ります。

(4) 自然災害・沿岸域



現在の状況

◆ 千葉県での影響

- ・千葉県内のアメダスデータ(県内17地点)では、昭和54(1979)年から平成27(2015)年の間で1時間降水量50mm以上(滝のように降る非常に激しい雨)の観測回数が増加傾向にあります。
- ・下水道設備の整備水準を上回る降雨による浸水被害や施設被害が発生しています。
- ・千葉県では、昭和23(1948)年以降、高潮・高波等の甚大な被害は平成30(2018)年の時点で4回発生しました。

◆ 習志野市での影響

- ・梅雨の時期や大雨、台風の発生時には、市域の低地において道路冠水が発生しやすく、そのほかにも倒木、がけ崩れ、家屋破損が生じたことがあります。
- ・令和元(2019)年には相次ぐ大型台風の発生に伴い400件近い家屋で被害が生じました。



令和元年東日本台風による倒木
(令和元(2019)年度)

将来予測される影響

- ・洪水を起こしうる大雨事象が有意に増加し、降雨量は1~3割増加すると予測されています。
- ・水害の起こりやすさは有意に増すと予測されています。
- ・海面上昇による高潮・高波のリスクの増大が懸念されます。

適応策

■ ハザードマップによる注意喚起

- ハザードマップの作成・更新及び周知を通じ、自然災害発生時の被害軽減を図ります。

■ 災害時におけるエネルギー・飲料水等の確保

- 災害時に避難所となる小・中学校などの公共施設に、再生可能エネルギー設備、蓄電池設備等の導入を推進します。
- 耐震性貯水槽の設置により、災害発生時における飲料水の確保を図ります。

(5) 健康



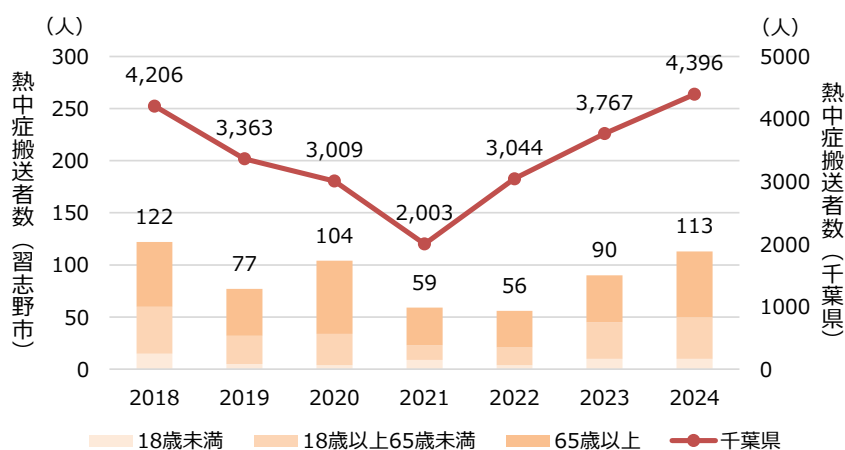
現在の状況

◆ 千葉県での影響

- ・熱中症による救急搬送者数は、令和3(2021)年度まで減少傾向で推移しましたが、令和4(2022)年度以降は増加傾向にあります。

◆ 習志野市での影響

- ・熱中症による救急搬送者数は年度により増減していますが、例年、7月から8月にかけて救急搬送件数が増加する傾向が見受けられます。
- ・夏季における屋外活動が困難になり、学校における行事時期や内容の変更が余儀なくされています。



熱中症による救急搬送者数の推移

(資料：習志野市 熱中症患者の救急搬送記録データより作成)

(資料：千葉県 「過去の全国における熱中症傷病者救急搬送に関わる報道発表一覧」(総務省消防庁)より作成)

将来予測される影響

- ・夏季の熱波の頻度が増加し、熱ストレスの発生が増加する可能性があることが予測されています。
- ・気温上昇による超過死亡者数が増加することが懸念されます。
- ・熱中症搬送患者数の増加が懸念され、有効な緩和策がとられない場合、今世紀末の救急搬送者数が最大 4.8 倍に増加することが予測されています。
- ・水系・食品媒介性感染症の拡大が懸念されます。

適応策

■ 熱中症に関する注意喚起

- 防災無線、緊急情報メール等を通じ、熱中症に対する注意喚起を引き続き行います。

■ クーリングシェルター等の設置

- 熱中症予防対策として、公共施設・民間施設で暑さをしのげる場所（クーリングシェルター等）の指定・設置を推進します。
- ヒートアイランド現象の緩和や街路空間における熱ストレスの軽減を図るため、街路樹、透水性舗装や屋上・壁面緑化等の整備を推進します。

(6) 市民生活・都市生活



現在の状況

◆ 千葉県での影響

・銚子地方気象台の観測では、日最高気温が 30℃以上となる真夏日や日最低気温が 25℃を下回らない熱帯夜の日数が増加しています。

◆ 習志野市での影響

・夏季における屋外活動が困難になり、学校における行事時期や内容の変更が余儀なくされています。

将来予測される影響

- ・短時間強雨や渇水の増加、強い台風の増加等によるインフラ・ライフライン等への影響が懸念されます。
- ・既に存在するヒートアイランド現象に気候変動による気温上昇が加わり、気温は引き続き上昇することが見込まれており、熱中症リスクや快適性の観点から、都市生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

適応策

■ 熱中症に関する注意喚起

- 【再掲】防災無線、緊急情報メール等を通じ、熱中症予防に関する啓発を行います。

■ クーリングシェルター等の設置

- 【再掲】熱中症予防対策として、公共施設・民間施設で暑さをしのげる場所（クーリングシェルター等）の指定・設置を推進します。
- 【再掲】ヒートアイランド現象の緩和や街路空間における熱ストレスの軽減を図るため、街路樹、透水性舗装や屋上・壁面緑化等の整備を推進します。

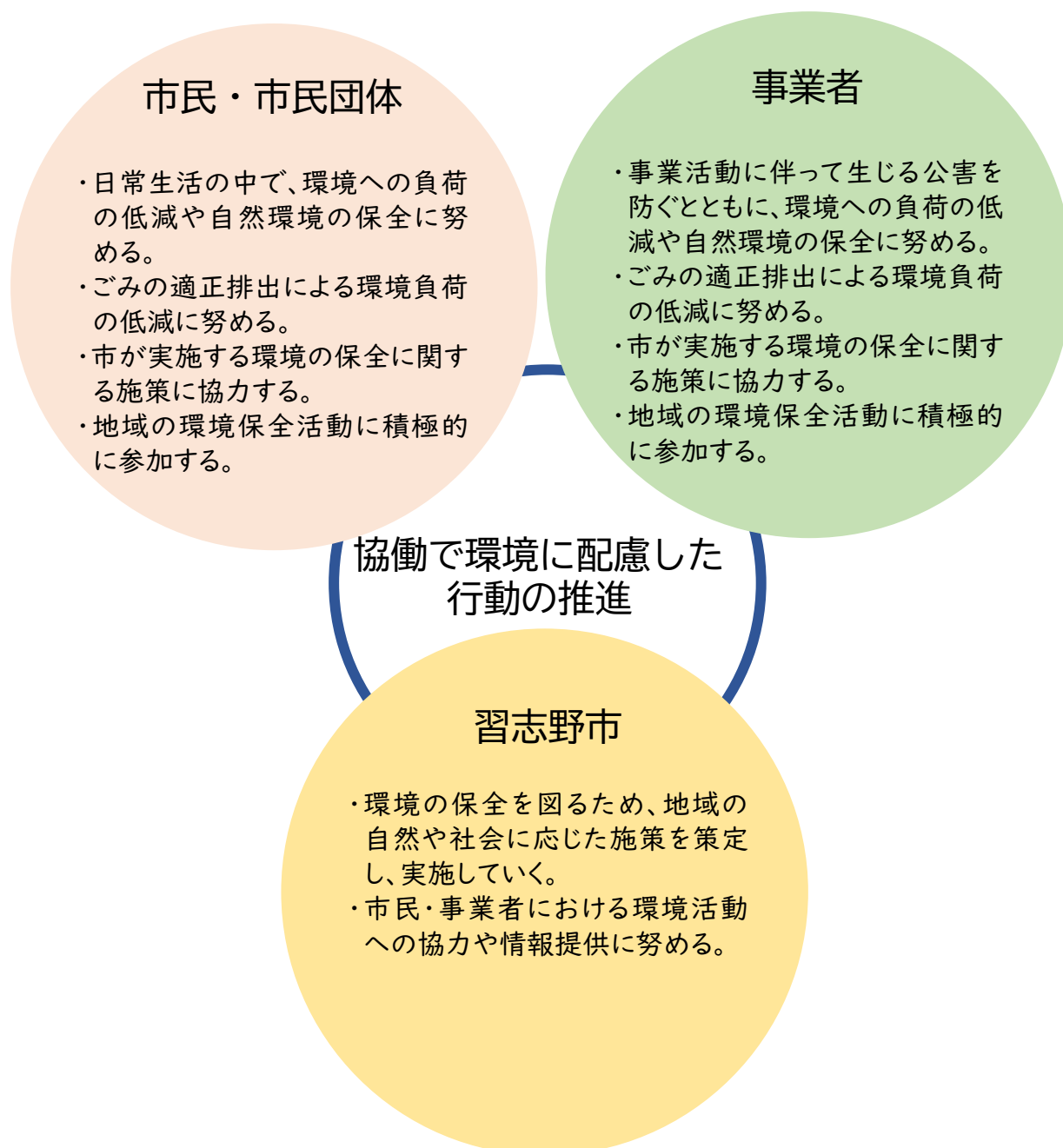
■ 災害時におけるインフラ・ライフラインへの対応

- 災害発生時の給水等の応急措置が必要な場合、「習志野市地域防災計画」に基づき、他の水道事業体等に応援要請をします。

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制

本市の目指す環境像を実現し、将来にわたって高い生活の質が維持されるまちを目指して、市民・事業者・市が主体的に行動し、協働して計画の推進を図っていきます。



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章 計画の推進

第8章

（１）庁内の連携

市では、関係各課、庁内会議、環境審議会との連携により、市の特性に応じた環境施策を実行し、環境保全だけでなく社会・経済面における課題の同時解決を図る体制とします。

（２）市民・事業者・市民団体との協働

日常生活、事業活動において、環境負荷の低減、自然環境の保全に努め、市の施策への協力、地域における環境保全活動に積極的に参加します。

生産に係る事業者は、生産した製品・サービスについて、環境保全だけでなく社会的にも持続可能であること、消費者である市民はそのような製品を選択することに努めます。

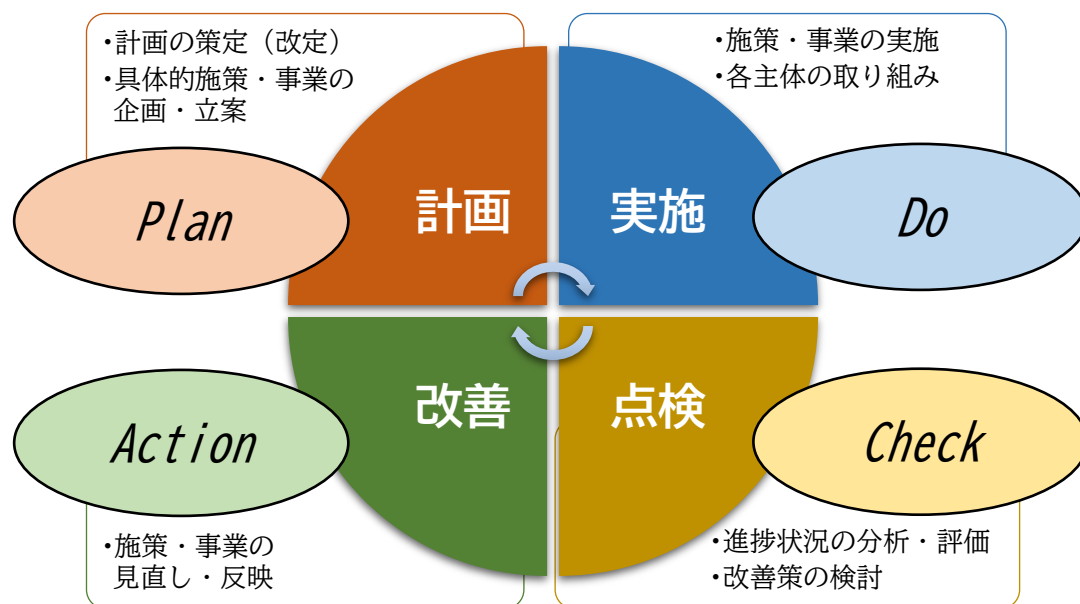
（３）広域的なネットワーク

地球温暖化、大気及び水質保全、生物多様性などの市の範囲にとどまらない広域的な問題について、国や県、近隣市の情報を共有し、協働・連携します。

また、森林保全及び二酸化炭素吸収源の確保等、市だけでは達成できない課題について、千葉県内や全国の自治体と協働を図り、双方の地域の交流・活性化につながる取り組みを推進します。

2 計画の進行管理

各施策の実施状況、指標の達成状況の点検・評価を各年度に実施し、結果を「環境基本計画年次報告書（環境白書）」としてとりまとめ、次年度以降の施策・事業に反映します。また、ホームページ等で一般に公表し、市民・事業者、団体等へ広く情報を提供します。



第8章 資料編

1 用語集

本計画の第1章～第7章において、右上に番号を付した用語の説明を以下に示します。

あ行

青潮	大量に発生したプランクトンの死骸が海底で分解され、酸素が多く消費された下層の海水が、強い風や潮の流れによって沿岸部の表層に上昇し、酸素と反応し生成された硫黄分により海面が青白く見える現象のこと。
ウェルビーイング	第六次環境基本計画におけるウェルビーイングは、国民一人ひとりの生活の質や幸福度を向上させることを主な目的としている。
温室効果ガス	二酸化炭素(CO ₂)、メタン(CH ₄)、一酸化二窒素(N ₂ O)など、地表から放出される熱を吸収して再放出することで、地球の温度を上昇させるガスのこと。

か行

カーボンオフセット	温室効果ガスの排出を削減したり吸収したりする活動に投資することで、排出量を埋め合わせる考え方。
学校ビオトープ	ビオトープとは、水辺や森林などの自然環境を再現し、生物多様性の保全や生きもの観察を楽しむための小規模な生態空間のことを指す。その中でも学校ビオトープとは、学校の敷地内に設けられたもののこと。
九都県市	埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県、横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市により構成されており、「九都県市首脳会議」では首都圏の広域的課題へ連携した取り組みを実施している。
気候変動	地球の気候システムにおける長期的な変化で、主に温室効果ガスの排出による地球温暖化が原因となる。
京都議定書	平成9(1997)年に日本の京都で開催された気候変動枠組条約の締約国会議において採択された国際的な合意であり、先進国に対して温室効果ガスの排出削減目標を設定し、平成20(2008)年から平成24(2012)年の間にこれを達成することを求めた。
国連サミット	国際連合が主催する会議であり、各国の首脳や政府代表が集まり、持続可能な開発、気候変動、貧困削減などの重要なグローバルな問題について議論する。
国連気候変動枠組条約締約国会議	気候変動に関する国際的な合意を推進するための年次会議。
昆明・モンテリオール生物多様性枠組	令和3(2021)年に中国の昆明で開催された生物多様性に関する国際会議で採択された新たな枠組みであり、生物多様性の保全と持続可能な利用に係る具体的な目標や行動計画を定めている。

さ行

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ	国連サミットで採択された国際的な行動計画のこと。
首都圏再エネ共同購入プロジェクト	脱炭素社会の実現に向け、地域の民生部門の脱炭素化に取り組む首都圏の自治体と連携し、再エネ電力や非化石証書の共同購入を行うプロジェクト。自治体が地域事業者の脱炭素化を支援する。
循環共生型社会	資源のリサイクルや再利用を重視し、廃棄物を最小限に抑えることで、環境保護と持続可能な経済成長を目指す社会のモデル。
食品ロス	食品が生産から消費までの過程で、食べられる状態にもかかわらず廃棄されること。
次世代自動車	環境負荷を低減するために開発された新しいタイプの車両で、主に電気自動車（EV）やハイブリッド車（HV）、燃料電池車（FCV）などが含まれる。
生物多様性	地球上に多種多様な生きものが存在し、その一つひとつの生命が個性を持ってお互いにつながりバランスを保ちながら、直接的・間接的に支え合って生きていること。
世帯の小規模化	1 世帯あたりの人数が少なくなっていることを指し、要因としては未婚率の上昇や晩婚化による大人のみの世帯の増加、高齢化による高齢者の一人暮らしの増加などが挙げられる。

た行

脱炭素社会	温室効果ガスの排出を大幅に削減し、最終的にはゼロに近づけることを目指す社会のこと。
長期優良住宅	「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅のこと。
低炭素電力	化石燃料を利用せず、太陽光、水力、風力などによりに創出された電力を多く含む電力のこと。
デコ活	脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動のこと。

な行

ネイチャーポジティブ	自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め、反転させることを指す。
ネット・ゼロ	温室効果ガスの排出量を削減し、残った排出を相殺することによって、実質的に排出量をゼロにすることを目指す概念。

は行

パッシブデザイン	太陽の光・熱、地熱、風などの自然のエネルギーを最大限に利用し、人工的なエネルギーの使用を抑えつつ快適な住環境を生み出す建築設計の手法。
パリ協定	京都議定書に代わる、令和 2(2020) 年度以降の気候変動に対する国際的な取り組みを強化するための国際的枠組み。
東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ	東アジアとオーストラリアの間にある重要な渡り鳥の飛来経路を保護するための国際的な協力体制のこと。湿地や生息地の保全を通じて、渡り鳥の生息環境を守ることを目的とする。
貧酸素水塊	水中の溶存酸素濃度が非常に低い領域を指す。このような水塊は、主に栄養素の過剰供給や水の循環が悪い場所で発生しやすく、特に夏季に温暖な水温が続くときに見られる。
プラスチックごみ問題	プラスチック製品が使われた後に適切に処理されず、環境中に残存することによって引き起こされる問題のこと。
ペロブスカイト太陽電池	ペロブスカイト構造を持つ材料を使用した新しいタイプの太陽電池である。従来のシリコン太陽電池に比べて軽量で製造コストが低いという利点がある一方、耐久性や長期的な安定性などの課題も残る。

ま行

メタネーション技術	二酸化炭素(CO ₂)と水素(H ₂)を反応させてメタン(CH ₄)を生成するプロセスであり、再生可能エネルギーから得られた水素を利用して、温室効果ガスの削減やエネルギーの貯蔵を目的とする。
-----------	---

ら行

ラムサール条約	水鳥の生息地である湿地の保全と持続可能な利用を目的とした国際的な条約。
---------	-------------------------------------

わ行

ワンウェイプラスチック	使い捨てを目的として設計されたプラスチック製品のこと。
-------------	-----------------------------

その他

1.5℃目標	地球温暖化を抑制するために、産業革命前の平均気温からの上昇を1.5℃以内に抑えることを目指す国際的な目標。
3010 運動	国が推奨する宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、宴会の最初の 30 分間と最後の 10 分間は自席で料理を楽しみ、食べ切ろうとするもの。
3R	リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)の 3 つの言葉の頭文字を取ったもので、資源の消費を抑え、廃棄物を減らすための循環型社会を促進するための基本的な考え方。
DX	デジタルトランスフォーメーション(Digital Transformation)の略で、デジタル技術を活用してビジネスや社会のプロセスを革新し、価値を創造することを指す。
DO	溶存酸素(Dissolved Oxygen)の略で、水中に溶け込んでいる酸素のこと。

GX	グリーン転換（Green Transformation）の略で、環境に配慮した持続可能な社会を実現するための変革を指す。
HEMS	HEMS（Home Energy Management System）は、家庭内のエネルギー使用を管理・監視するシステムであり、電力の消費状況を可視化し、効率的なエネルギー利用を促進する。
IPCC	気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）の略で、気候変動に関する科学的知見を評価し、国際的な政策決定に貢献するために設立された国連の機関。
ppm	環境中の微量物質の濃度を表す単位であり、空気 1m ³ 中に含まれる該当成分の量（mL）を表す。
SDGs	持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略で、国連が定めた 17 の目標と 169 のターゲットから成る国際的な枠組み。令和 12（2030）年までに持続可能な社会を実現するための具体的な指針を示す。
SSP	気候変動が進行した場合のすじがき（シナリオ）であり、将来の社会経済の発展の傾向を考慮したもの。
ZEB	Net Zero Energy Building の略で、建物で使う一次エネルギー（電気に変換される前の石炭や天然ガスなどのエネルギー資源）の年間消費量を正味でゼロ以下にすることを目指す非住宅（オフィスビル、公共施設など）のこと。
ZEH	Net Zero Energy House の略で、建物で使う一次エネルギー（電気に変換される前の石炭や天然ガスなどのエネルギー資源）の年間消費量を正味でゼロ以下にすることを目指す住宅のこと。